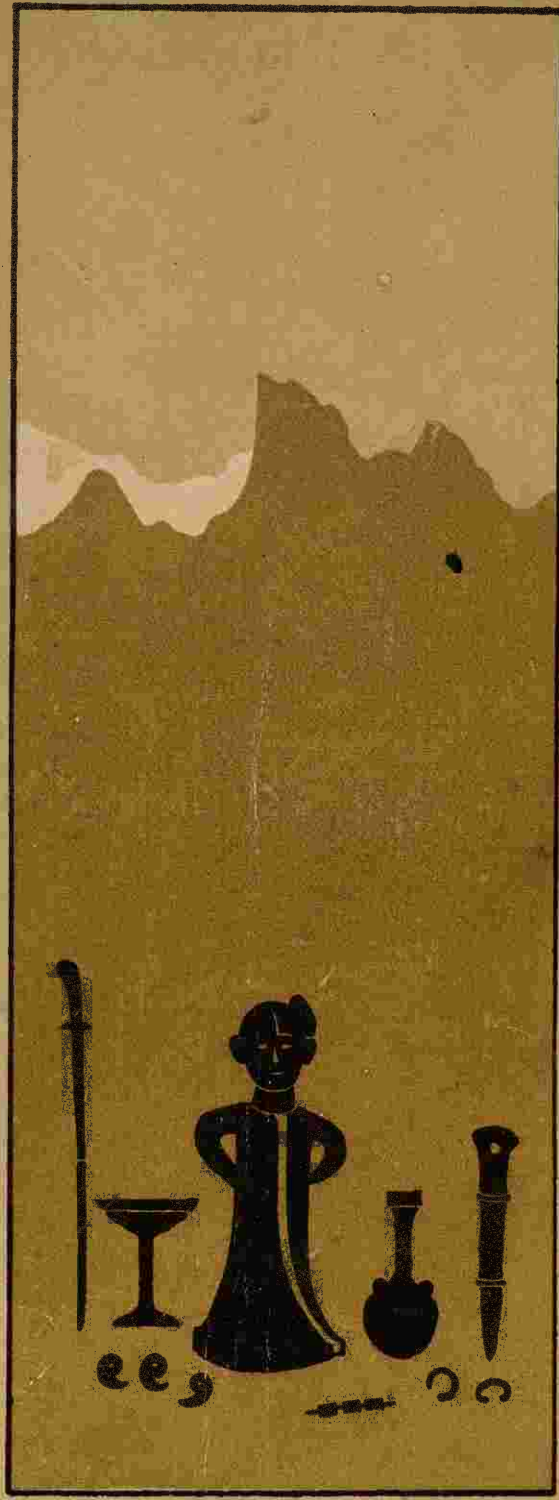


鄉土讀本細說

祥馬縣教育會編纂



726



K 211
Y 26

群馬縣教育會編纂

鄉土讀本細說

例 言

- 本書は、本會編纂の郷土讀本を教授する者又は之を研究せんとする者の參考に資せんが爲にこれを編纂した。
- 本書は、力めて理解し難き専門的事項及び容易に檢索し難き事實の解説を主とし、語句其のものの説明に止まるが如きは多く之を略した。
- 地圖並に寫生圖は、成るべく之を多く挿入して其の理解に便せんことを努めた。
- 讀本所載寫眞の説明は、取纏めて目錄となし、之を卷末に添へ、又訂正再版の讀本中に於ける正誤表も卷尾に附した。
- 本書は編者公務匆忙の間に成りたるものなるを以て、固より不備の點尠からざるべきも、そは之を參考に供せらるる諸彦の研究によつて裨補せられんことを望む。
- 本書は、鈴木勇次郎・飛澤勇造兩氏に其の編纂を委囑し、尙ほ兩氏の原稿について、大圖軍之亟・岡部福藏・岩澤正作・豊國義孝諸氏の意見を徴し、茲に始めて剞劂に附するに至つたものである。

昭和七年五月

群馬縣教育會

郷土讀本細説目次

一	三山のはこり	一
二	横野の先史	三
三	大利根の流れ	九
四	海老瀬の貝塚	三
五	雷とカラツ風	三
六	古墳國上毛野	四
七	上古の毛野國	三
八	不二穴の奇觀	三
九	總社と國府國分寺址	四
一〇	上野三碑	七
一一	上州一の宮	四
一二	農業と開墾	五
一三	佐野の渡	五
一四	新田左中將	五
一五	岩櫃城	四

一六	山の恵み	五
一七	金山の松風	七
一八	平井城と上杉氏の末路	四
一九	箕輪城懷古	五
二〇	桐生織物と伊勢崎銘仙	七
二一	沼田城と名胡桃城	九
二二	前橋城の面影	八
二三	聖堂と教育の沿革	四
二四	往古の街道	七
二五	蠶飼のいそしみ	七
二六	館林城と躑躅ヶ岡	七
二七	子育吞龍	六
二八	劍家の名流	六
二九	關孝和	六
三〇	つづれの御旗—高崎聯隊	一〇

三一 鹽原太助	二〇四	三八 鐵路の中心高崎	二一五
三二 絲とるわざ	二〇七	三九 小栗上野介忠順	二一八
三三 高山彦九郎	二〇八	四〇 堀口藍園	二二〇
三四 市河米菴と父寛齋	二一一	四一 温泉の國上州	二二三
三五 中野耕と高崎絹	二一三	四二 明治の先覺新島襄	二二六
三六 金井烏洲	二一四	四三 社會事業	二二八
三七 上州長脇差	二一五	四四 縣政の發達	二三〇

卷尾 郷土讀本地名地圖

同 寫眞目錄
同 訂正再版正誤表

一 三山のほこり

○谷狀盆地 盆地の一種。盆地とは山間の平地をいひ、河川本支流の會合等によつて成るものを谷盆地又は谷狀盆地といひ、又甲府盆地並に奥羽山脈の西側の諸盆地のやうに、地帯構造上の窪地に湖水が湛へられてゐたものが、比較的低い湖岸の一部から水が流れ出て峽谷を生じ、湖水は遂に消失して、あとに豊饒な沖積層より成る盆地となつた湖底盆地と稱せられるものもある。

○地質學 地球を構成する物質と、地球の構造と、其の内外に働く天然力と、地球が古來經過して來た變遷發達の歴史とを究め、其の今日の狀況の因つて來る所以を明かにする學問である。

○火山 熔岩（熔岩及び其の破片たる火山彈・火山砂・火山灰等）又は水蒸氣等が、地殼の弱處を破つて地球の内部から噴出することを火山作用といひ、其の噴出したものは堆積して、或は火山となり、或は熔岩臺地となる。かか

る作用を現になしつゝあるか（活火山）、又は過去に營みし口碑・傳説又は記録あるか（休火山）、或は地學上營んだと考へられるか（死火山）、是等の山をすべて火山と名づける。熔岩並に其の粉碎して生じた灰・砂・礫等が次第に火口の周圍に堆積して層々相重るときは成層火山（層狀火山）となる。阿蘇山・淺間山・富士山・赤城山・榛名山のやうな我が國に於て著名な火山は大抵これに屬する。もし單に熔岩のみが噴出して一塊の山嶽となるときは、之を塊狀火山といふのである。愛知縣の鳳來寺山、長野縣淺間山の小淺間のやうなのはこれである。すべて噴出物は火口の周圍に最も多く堆積し、これから遠ざかるに従つて漸次其の量を減する。されば火山の形は、普通は圓錐形（屢々噴火せるものは先端が缺損して所謂截頭圓錐形^八をなす）を呈し傾斜は頂上に近いほど急で、下るに従つて漸く緩く、遂に其の麓は所謂裾野と稱する平野となつてゐるものが多い。富士山・赤城山等は其の好例である。火山の噴火が頻繁であるときは最初の火口内に更に新火山を噴出して圓錐丘を

造ることがある。之を中央火口丘といひ、其の外廓の舊火口壁を外輪山と稱し、兩者の間にある低地を火口原と名づける。火口原の低所に水を湛へた湖を火口原湖といふ。かかる構造の火山を複式火山（二重式・三重式等ある）と稱する。（複式火山に對して複式ならぬ火山を單式火山といふ）阿蘇火山は、外輪山の長徑が二十四軒に達し、其の火口原には數萬の人口を有し、世界最大の火口と稱せられてゐる。又火山の山腹若くは麓に新火口を生じて、ここに寄生火山を造ることがある。富士山には三十餘の寄生火山が附屬してゐる。（但富士山は舊火口内に新火山を噴出せざる故單式火山である）なほ時としては、火口内に水を湛へて火口湖を造ることがある。霧島山の大浪池、赤城山の小沼等は其の例である。

火山噴火の動機となるものは、地下にある水蒸氣の鬱積である。其の噴出前には先づ鳴動して地震を起し、次いで烈しい勢で地殻を破つて噴出し、しばしば熔岩を流出し、粉碎したる熔岩の破片は、火山礫・火山礫・火山砂となつ

年）マレー諸島のクラカタウ島の大噴火の時には、其の灰塵が高く空中に上り風に伴はれて地球の大部分を被ひ、我が國でも數日間太陽は之がために光を變じて銅赤色に見えた。火口から昇る煙のやうなものは主に水蒸氣で、火山は此の外になほ亞硫酸瓦斯・硫化水素等をも噴出する。

火山は地殻の弱點である割目に沿うて噴出するものであるから、線狀（帶狀）に並んで火山脈となる。我が國は著名な火山國で、日本列島の彎形に沿うて、千島・那須・阿蘇・霧島・白山等の火山脈があり、又之を横斷する富士火山脈がある。我が赤城山・榛名山等は那須火山脈に屬する火山である。

火山附近は地熱の作用の高い所であるから、其の附近に温泉を湧出せしめる。我が群馬縣は火山が多いから、隨つて温泉も多いわけである。

○赤城山

一、外輪山 舊火口壁の高く聳ゆるもの

黒檜山・五輪峠・藥師嶽・野坂峠・歛柄峠・姥子峠・

て附近に飛散し、また火山灰となり水蒸氣と共に高く噴出して空に滿ち滿ち暗黒となる。かくて熔岩は灰雲に反照して、其の様は恰も天を焦すやうである。火山といふ名はこれから起つたのである。大正三年の鹿兒島縣櫻島火山の活動は、此の種の噴出の最も甚しかつたものである。時として、水蒸氣の脹力が非常に猛烈で、其の噴出の途を火口に求める道がなく、急に山體の大部分を破壊し去ることがある。之を火山の破裂といふ。福島縣の磐梯山は、明治二十一年の破裂によつて山體の三分の一を失つた。火山から噴出した熔岩は、初は流動體であるが次第に冷却して凝固し其の中に氣體を含むから表面は氣孔に富んで鑛滓狀をしてゐることが多い。熔岩の粉碎して泥土狀になつて流出するものは泥流と稱し田圃・市街を埋没することがある。（例）磐梯山の破裂、明治四十三年北海道有珠山の破裂、西曆七十九年伊太利ボンベイ市を埋めたヴェスヴィオ火山の大噴火）又火山灰の細かいものは、時として意外な遠距離に飛散することがある。西曆千八百八十三年（明治十六

荒山・牛石峠・茶の木峠・鳥居峠・駒ヶ嶽

二、中央火口丘 舊火口内に第二次に噴出せる山

神庫山（俗稱地藏嶽）

三、火口原 舊火口底の中央火口丘に占領し殘されたる平地

大洞・沼尻・番小屋平・覺滿平・新坂平・小沼平

四、火口原湖 火口原の低所に水を湛へたるもの

赤城湖（俗稱大沼）

五、火口瀨 火口内の水を火口壁外に流出するもの

沼尾川・白川・粕川

六、火口湖 火口内に水を湛へたるもの

小沼

七、寄生火山 舊火口壁の側面に噴出したる山

噴火口―小沼 火口壁―長七郎山・虚空藏山（俗稱小

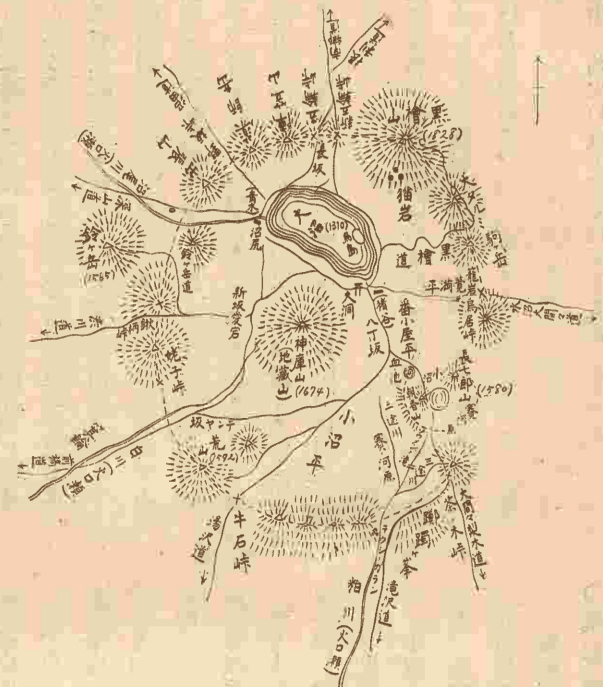
地藏）・朝香山

○壯年期（地形） 吾々が日常見る所の地形は、すべて

内・外二營力によつて生じたものであるが、其の初内力の

作用で海底から隆起したばかりの時は、谷がまだ浅く山も

赤城山の上平百面式標式二重式火山
赤城山の上平百面式標式二重式火山



地形が最も複雑となつた時は、これを壯年期の地形といふ。

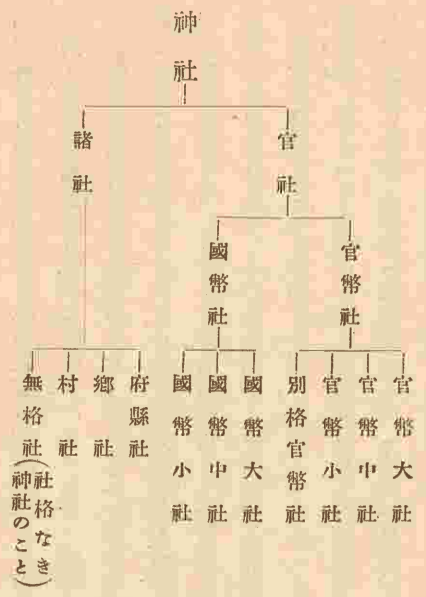
浸蝕の度が更に進み、再び山が平になり、谷が開けて高低起伏が著しくなくなれば、これを老年期の地形といふ。地形は常にかやうに變化してやまないものであるから、遂には高低平均して再び浸蝕作用が行はれないやうになる。それが内力によつて再び隆起すると、また浸蝕作用が新に起る。かく地形は内・外二力の作用で單調と複雑との間即ち幼・壯・老の順序を繰り返す。これを地形の輪廻といふ。

○自然の營力 地形を變化し行く自然の力。(水・空氣・溫熱・生物等の作用)

○縣社・村社 神社は其の祭神や由緒などの關係から、その格式ともいふべき一定の社格が定められて居り、それによつて國家の取扱が異なる。即ち社格は皇室及び國家に於て神社を待遇する上に於ける等差階級で、現在の制(明治四年制定)を表示すれば

峻しくなく、地形は甚だ單調である。これを幼年期の地形といふ。外力の作用が漸次加つて、谷が深く山が峻しく、

次の通りである。



伊勢大神宮は最高尊貴の神社で社格の上に超越し、直接國家の祭祀するところである。官・國幣社は共に國庫の支辨であり、諸社は其の氏子崇敬者によつて維持される。元來神社には官社と然らざるものがあつた。官社は神祇官直轄の社即ち國で直接に支配監督する神社であり、官幣社

の官は神祇官であつて、神祇官から幣物を奉りこれを祭る。國幣社は地方官即ち國司代つてこれを行うたもので、官・國幣社の別はここから起つたのである。

○官幣社 特に皇室の御崇敬を受けたとか又は皇室に御關係ある神社で、祈年祭・新嘗祭・例祭の三大祭に宮内省即ち陛下より神饌幣帛料を供進せられる。

○別格官幣社 國家に對し功績偉大なる人臣を祀つた神社で特に官社に列せられたものをいふ。

別格官幣社の中でも靖國神社は特別な取扱を受ける社でもと東京招魂社として創設せられたのを、明治十二年より今の社名に改められたもので、他の諸官社は皆内務省の管理に屬してゐるのに、これのみは内務・陸軍・海軍三省の共同管理下にある。

○國幣社 各地方々々を開拓された所謂國土經營の神として地方との關係に重きを置いた神社で、祈年祭・新嘗祭に宮内省より、例祭には國庫即ち内務省より奉幣せらる。

○府縣社 官國幣社の下にあり、地方官の所管にして一府

縣崇敬の社である。三府にあるものを府社、北海道及び各縣にあるものを縣社といふ。

郷社 府縣社の下にあり、郷邑の産土神中最育のものをいふ。

村社 社格の最下なる社である。

府縣社・郷社及び村社中一定の資格要件を具へたものは神饌幣帛料供進神社として地方長官の指定を受け、是等に對しては、それ／＼社格に従つて祈年・新嘗・例祭の三大祭に神饌幣帛料の供進があり、以て神社が國家の宗祀であることの實を示されてゐる。即ち府縣社・郷社に對しては府縣より、村社には市又は町村より奉幣されるので、祭典當日には、それ／＼知事・市町村長又は其の代理者が供進使として參向する。

無格社 然るべき由緒によつて奉祀せられた神社であるが、公から一定の資格(社格)をもつて取扱はれないもので、幣帛・神饌料供進の特典がない。

○大己貴命 大國主命の別名。天孫降臨以前出雲を中心と

ウエストン氏の著書ジャバニーズアルプス (Japanese Alps) によつて世界的に紹介されて以來の稱呼である。アルプスといふ言葉の眞の意義は、單に白い高い山嶽といふ概念以外に、大地の表現として山嶽の深さと大きさを併せての所有者でなければならぬ。それは歐洲アルプスが「歐羅巴の屋根」と呼ばれ、地質學上ヨーロッパ形成の脊稜をなしてゐるが如く、日本アルプスは島國日本の中央部に位置し、しかも其の幅員に於て最も廣い駿河・甲斐・美濃・飛彈・信濃・越中・越後等の地方に亘り、恰も日本列島形成の中心力が此處に凝り固つた觀を呈して居る。日本アルプスの範圍と區劃とに關しては種々異論あり、其の命名當時は單に飛彈山脈(現在の北アルプス)のみを指すに過ぎなかつたが、爾來漸く其の範圍を擴大し、北は日本海の怒濤が其の裾を洗ふ「親不知」の懸崖をなす白馬・立山の兩連嶺から、南は太平洋を俯瞰する赤石山脈に至る大範圍を包含し、更に是等山嶽の生成位置等より區劃して、信・飛・越に亘る飛彈山脈(槍ヶ嶽・乗鞍嶽・白馬嶽等)を北アル

して國土を經營し、醫藥・禁厭・農業の法を創め給へる神。出雲大社は此の神を祀つた官幣大社である。

○豐城入彦命 七 上古の毛野國 參照

○ミレーの平和 ミレーの繪に見るやうな平和。

ジャン・フランソワ・ミレー (Jean Francois Millet) 一八一四—一八七五) フランスの畫家で、専ら自己身邊の農民生活を題材とした。貧困な農家の生れで、それが彼の作に偉大な影響を及ぼし、其の單純にして而も眞摯な感情の發露は他の企及すべからざるものがある。油繪の外に木炭・パステル等をも得意とした。傑作、晩鐘・種蒔く人・落穂拾ひ・羊飼・馬鈴薯を植ゑる者等有名である。

○日本アルプス 日本アルプスとは、日本に於ける高山又は雪を頂く大山脈といふ意味の稱呼である。由來アルプスの語源は「白い山」又は「高い山」を意味するもので、あながち歐洲アルプスの獨占すべき稱呼ではないと云はれてゐる。日本アルプスの名は、明治二十年代に早くも信・飛國境の山嶽に憧れて屢々同地方を跋渉した英人ウォルター・

ブス、木曾山脈(駒ヶ嶽を盟主とす)を中央アルプス、赤石山脈(赤石嶽・北嶽等)を南アルプスの稱呼を以て分類するやうになつた。

○蟲取すみれ(狸藻科) 本邦各地の高山及び千島の寒地に自生する小形の草本。葉は橢圓形にして凡そ一寸許、葉面少しく上方に反卷して葉面に腺毛を密生し、粘液を分泌し、之によつて小蟲を粘着せしめ、遂に消化吸収する本邦食蟲植物の一。夏日二・三の花莖を出し、先端五裂し基部に長さ距離(じつち)のものをも有し、恰も葦の花に似たる觀を呈する紫色花を開く。

○雪割草(櫻草科) 山地に自生する多年生草本にして、長さ二寸許の根生葉數箇を簇生し、夏の初に至れば葉間より花莖を抽出すること三四寸許にして數箇の愛らしい花を傘狀に開く。花形はさくらさうに似て其の色が淡紅色を呈してゐる。本種は秋末既に新芽を生じ、裏面に黄白色の粉狀物を滿布するを特徴とする。

○敦盛草(蘭科) 山地に自生する多年生草本にして、莖

高さ一尺餘に達し、卵圓形にして尖りたる四・五枚の葉を出し莖を抱いて互生する。五・六月の候莖頂に一花を開き大形にして淡紫色を呈する幌狀の瓣をもつてゐる。

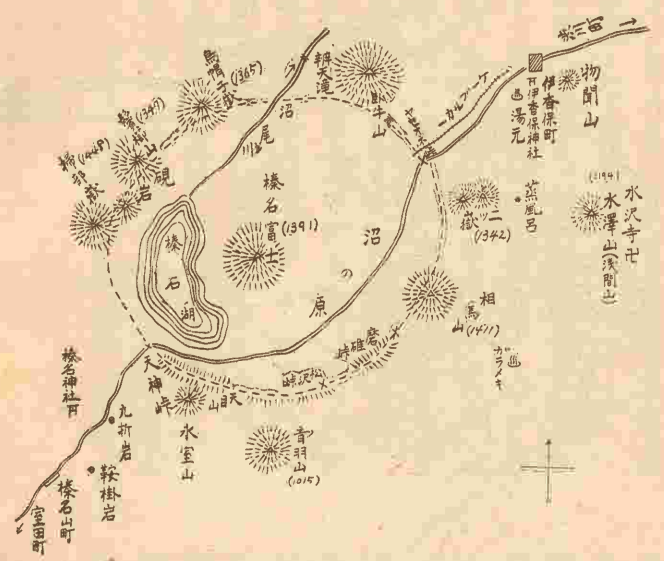
○キミカゲ草(百合科) 君影草一名たまのひめゆり・すすらん。本邦北部殊に北海道の山地又は平原に自生する多年生草本であるが、時に觀賞用として栽培せられることもある。地下莖から二箇或は三箇の長橢圓形の葉を生じ、六月頃に至り葉間から花軸を斜にぬき、白色短鐘狀の小花を總狀に下垂し、其の形が鈴に似て香氣が高い。

○高山植物 高山の草本帯に生ずる植物の總稱。時に灌木帯・喬木帯に生ずるものも含めていふことがある。一般に高山の上部は氣温低く、風強く、日光強く、水分少く、降雪多く、四圍の狀態が平地と甚だ異なるため、植物も平地・山麓とは大に異なるものがある。

○標名山

一、外輪山 烏帽子嶽・鬘柳山・硯岩・掃部嶽・天神峠・氷室山・天目山・磨碓峠(磨墨峠)

山火(式重二)式複的式標
圖面平山名標



二、中央火口丘 榛名富士

三、火口原 沼の原

四、火口原湖 榛名湖

五、寄生火山 水澤山(俗稱淺間山)ニツ嶽・相馬山等

六、火口瀨 沼尾川

○火産靈神 火結神。伊弉册尊の産み給へる神で、吉凶をかねたる神。本居宣長著「玉かつま」に此の神を論じて、「火は、世の中に物を熟しとへの成す功おほくして、また、萬の物をやきほろぼすまがごとくもたぐひなし。これ吉と凶とのきはに成り坐して、吉と凶とをかね給へる此神の御靈によるものなり。」というてゐる。

○埴山姫命 伊弉册尊、火産靈神を産み給ひし後に生れ出で給へる神。

○社家 維新前、世襲神職の家筋の總稱。社司家ともいふ。

○社領 社領とは將軍又は大名より神社に寄進せられた田地・山林等をいひ、多くは無税であつた。社領五十石寄進とは、米五十石の收穫ある田地を寄進したといふ意である。

○妙義山 妙義山といふは總稱で、委しくは白雲・金洞・金鶏の三峰に分れてゐる。東方から之を望めば、金洞山は白雲山と金鶏山との中間に見えるから一にこれを中の嶽ともいふのである。妙義山は、もと其の西北部より西南部に亘つて存する荒船山・押高山等と共に或る火山の火口壁をなしたものであつた。そして其の噴火口の中心は北甘樂郡西牧村一ノ萱あたりであつたらしい。當初に於ては、今日此の地を圍む峰巒は互に連絡して其の火口壁をなし、遠く之を望むときは今日の赤城榛名の兩山を望むが如く完全な截頭圓錐形をなしてゐたに相違ないが、時移り物變り爆裂作用は幾度か起り山體の處々を破壊し、又生成以來風雨氷雪の浸蝕作用は間斷なく之に働き、次第に山體を削磨し去つて遂に今日見るが如き地形と化し、其の舊噴火口壁は數個に分離せられて個々獨立し、一見火口と見做すべき窪地もなく山容も著しく變化して火山の面影を留めぬやうになつ

切開火山
妙義山附近略図



たものである。此の如き火山を稱して俗に切開火山と呼んでゐる。

今妙義山の地貌を概説すれば、白雲・金洞・金鶏の三山略同一の高さの山頂を有し、此の山頂より下には山軸の兩側に於て高さ數十米乃至數百米に及ぶ絶壁面が聳立して幅狭き峰頭を作り、其の下に又傾斜稍々緩にして各方面に走れる小絶壁と種々の形状をなせる板状若くは柱狀の節理をなす岩石があつて妙義山に有名な種々の奇岩と石門とを現してゐる。

此の奇岩より上の方は樹木少く處々に岩骨を暴露するも、以下は岩石の碎屑と土壤とで蔽はれ樹木密生して秋季錦繡を裝ふ素因をなしてゐる。

妙義がかく奇岩・怪石を有することは、全く之を構成する岩石の性質によるのである。即ち板状若くは柱狀の節理を呈する輝石安山岩質の熔岩と同質の集塊熔岩とから成つてゐるから、風雨の削剝浸蝕の作用は自由に之に働いて、或は其の一部を削り去り

或は其の一部を崩壊せしめて、遂に天下無比の奇勝をなさしめたのである。故に大正十二年三月史蹟名勝天然紀念物保存法により名勝として指定せられた。

○頼山陽 江戸時代の漢學者。名は襄、字は子成、通稱久太郎、また三十六峰外史と號した。安藝竹原の人、父は春水、大阪に生れ、十九歳の時江戸に出て尾藤二洲の塾に學び、後京に家塾を開いて教授した。中年諸國を巡り文名を轟した。至孝の人で、氣節を尙び、仕官せず、母に侍して名勝を巡遊した。天保三年五十三歳で歿した。京都東山長樂寺に葬る。明治二十四年正四位を贈られた。著書は日本外史・日本政記・山陽文集・山陽詩鈔など有名である。

○耶馬溪 大分縣下毛郡上津村にあり、山國川上流一帯の溪谷十數里に亘る奇勝。文正年間、頼山陽が此の地に遊んで其の奇勝を賞し耶馬溪と稱してから其の名世に知られ、文人・墨客の探勝地となつた。

○丹生津姫命 伊弉諾尊の御子。
○權大納言長親 花山院長親、内大臣家賢の子。姓は藤原

氏。後村上天皇・後龜山天皇に歷仕し、權大納言・文章博士・左右近衛大將となり、後薙髮して明魏と稱し耕雲と號した。博く和漢の書籍に通じて最も和歌を能くし、上毛妙義山に於て終つたといふことである。

○依藤太秀卿 藤原秀卿、天慶三年、平貞盛と共に平將門を討つて自ら其の首級を擧げ、從四位下に進み功田を賜ひ下野・武藏の兩國に守となり、又鎮守府將軍に拜せられた。明治十六年正三位を贈られ、同十八年下野の田沼町に其の靈を祀り、別格官幣社唐澤山神社といふ。大正七年正二位を追贈せられた。

因に、兩野に於ける淵名・大胡・山上・園田・佐貫・藤姓・足利・佐野・那須・小山・阿曾沼及び下總の名族結城等は皆其の末裔である。

○泰山 支那山東省にある山で、高大にして立派であるといふ意を含む山である。

○幻滅の悲哀 幻想より覺めて物事の眞實に觸れることによつて、却つて一種の悲哀を感じることをいふ。

二 横野の先史

○先史時代・石器時代 先史時代といふのは、記録は勿論口碑・傳説もない古い／＼有史以前の時代のことである。抑々かくの如き有史以前の過去は、從來東洋は固より、西洋でも、一般人間の知識では決して知ることが出来ないで専ら神話などによつて推定したものであつた。然るにそれが一たび十九世紀の中葉にデンマルクの貝塚が発見され、續いて同國の泥炭層の遺跡やスイスの水上住居の遺跡が発見され、學者が熱心に是等を研究した結果、遂に記録や口碑・傳説のない古い過去のこと、たしかに知ることが出来るやうになつた。此の時代には、未だ金屬が使用されることなく、兵器や利器其の他を多くは石で作つたため石器時代とも呼んでゐる。

其の次の時代は之を原史時代といつて、傳説が存してゐるだけで記録に乏しく、またあつたにしても甚だ不十分な時代である。此の時代の最も著しい遺跡は古墳で、當代

の遺物は多くそこから発見されるから、餘り穩當な名稱ではないが、古墳時代とも呼ばれてゐる。此の二つの時代を研究するのは考古學の任務である。

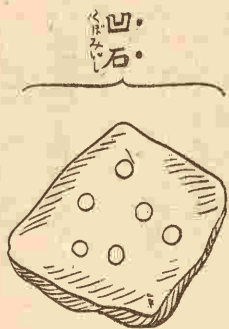
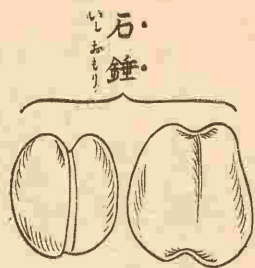
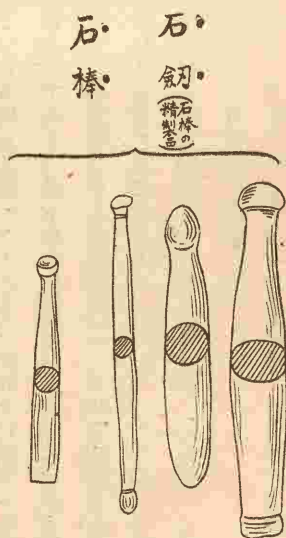
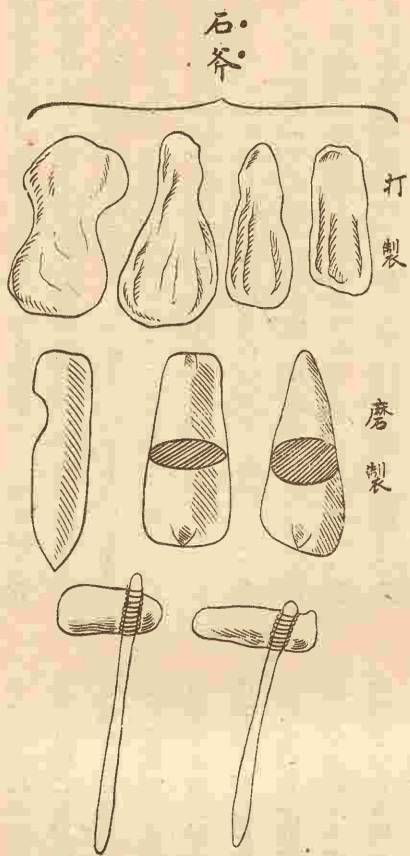
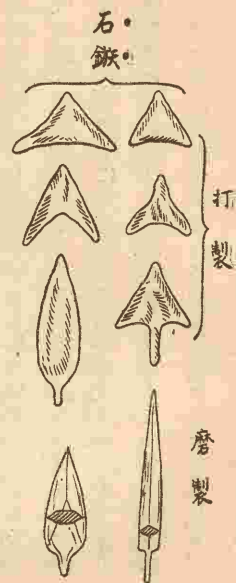
○堅穴 堅穴は、貝塚・遺物包含層と共に先住民（石器時代民族）の主要な遺跡である。これはもと先住民の住居址であつて、地平面に掘り込んだところがある遺跡で、其中及び附近から石器時代遺物と異なるものも往々発見されるが、石器・土器等の遺物が多く発見される、これは貝塚や遺物包含層の如く全國到る所にあるといふわけではなく、最近までは北海道方面と陸奥の一部とに発見されただけであつた。ところが、大正十五年四月、勢多郡横野村瀧澤に於て、桑苗の栽植をなすに當り、必要上深耕をなしたところ、圖らずも爐の石に掘り當て、石器時代の貴重な研究資料たる堅穴を発見した。又同年に、下總國東葛飾郡大柏村宇柏井姥山貝塚に於て、大小二十三箇の堅穴の發掘が試みられた。之によつて見れば、往昔に於ては内地にも相當あつたであらうが、何分地面が窪んでゐるといふに過ぎな

いから、長い歲月の間には自ら湮滅し易くもあり、又土地の開墾等に伴つて其の形跡を失つたであらう。常陸風土記の大櫛岡のところに、「其の大人の踐跡長三十餘歩、廣二十餘歩、尿穴の址二十餘歩許」とあるも堅穴であつたらうかと思はれる。

堅穴の形は多く圓形であるけれども、稀には様々の形もある。大きは徑七・八間位のもあれば二・三間位のものもある。深さも五・六尺位のもあれば一尺にも達しないものもある。石器時代の民族は穴居したのである。穴居といへば、動もすれば山腹や斷崖のやうなところに掘り込んだ横穴に棲息した事であらうと想像するだらうが、日本に於ける石器時代民族の穴居は決してさういふものではない。前に述べた堅穴が即ち彼等の穴居址である。北海道色丹のアイヌの住居は二尺許の深さに穴を掘つて木の掘立柱を立て、茅や板で周を圍み、屋根は草を以て覆ひ其の上に一・二尺許土をおく。大きは四間半位である。又樺太アイヌの住居も、深さ五・六尺位の穴を掘つて四隅に柱を立て、屋根を葺き

土で全體を覆ふ。大きは二間に三間位から四間に五間位ある。是等は外形を見ると全く築山のやうである。なほアイヌの口碑にも、前に居た人民は堅穴に屋根を葺いて住んだと傳へてゐるから、我が石器時代民族もやはりかういふ風にして堅穴に住んだと考へられる。遺跡から見ると、かくの如き穴居が群つてそれ／＼村落をなしてゐたと見える。

○石器 石器には大小・形状色々の種類があつて、其の用途にも自ら差別があるが、先以て心得ておかねばならぬことは、其の造り方に打製と磨製との區別あることである。打製とは打ち缺いて造つたもので、磨製とは磨きへらして造つたものである。讀本に其の主要なる種類につき大體の形態や用途が説明してあるから、こゝには略圖によつて圖解だけしておくことにする。



○貝塚 四 海老瀬の貝塚 参照

○遺物包含層 貝塚・堅穴と共に先史時代住民の重要な遺跡の一である。先史時代の人々の使った什器の類が、幾星霜かを經る間に、次第に土などに掩はれたものである。隨

つて地中に於ては當時の地面につれて一の層狀をなして埋没包含してゐるのを普通とする。しかし地層の變動樹根の蔓延等によつて原位置が著しく擾亂せられ、多くは層序が整うてゐない。遺物包含層は概して臺地の上にあるが、

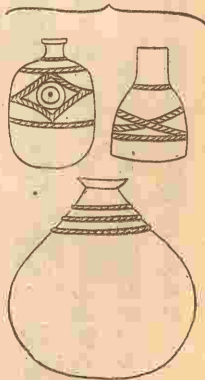
(當時多くは沿海にして日當り) 時には臺地下の低濕地にあることもあり、洞窟内にあることもあり、稀には水底下に在ることもあつて、腐植土・沖積土を以て覆はれてゐるのを普通とするが、稀には熔岩や火山灰がこれに 代ることがあり、又泥炭層のこともある。

○土製品 石器と同様に略圖によつて圖解だけしておくことにする。

(一)土器 専ら容器として用ひられたもののみをいふ。土器の種類はその形状によつて區別するものであるが一應土器に名所を示すと次ぎの通りである。



瓶形土器 (Bottle-shaped pottery)



一六

壺形土器 (Jar-shaped pottery)



甕形土器 (Jar-shaped pottery)



椀形土器 (Bowl-shaped pottery)



鉢形土器 (Bowl-shaped pottery)



急須形土器 (Pitcher-shaped pottery)



(二)土偶 (Earthen figurine)



(三)土版 (Earthen tablet)



○先住民族 先史時代即ち我が大和民族來住以前に我が國に住居して石器の利器を用ひ、堅穴に住んで居た石器時代住民のことをいふのである。此の民族は如何なる種族に屬するものであつたかといふことについては、學者間にも種々議論があるが、我が國では、此の問題に關する代表的研究者は、理學博士坪井正五郎氏と醫學博士小金井良精氏とである。坪井博士はコロボツクル説を主張し、小金井博士はアイヌ説を主張したが、其の後諸學者の研究の結果、現今では大體アイヌ説が有力となつてゐる。

○史蹟名勝天然紀念物保存法 本法は、我が國に於ける由緒ある史蹟名勝並に珍奇なる動物・植物・礦物を保護保存し、以て愛郷・愛國の精神の涵養に資せんがため、帝國議會の協賛を経て大正八年四月九日法律第四十四號を以て發布せられたもので、同年十二月二十七日勅令を以て公布せられた「史蹟名勝天然紀念物保存法施行令」及び同年十二月二十九日內務省令「史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則」とにより運用せられて其の機能を全うするものである。

法律第四十四號

史蹟名勝天然紀念物保存法

第一條 本法ヲ適用スヘキ史蹟名勝天然紀念物ハ内務大臣之ヲ指定ス

前項ノ指定以前ニ於テ必要アルトキハ地方長官ハ假ニ之ヲ指定スルコトヲ得

第二條 史蹟名勝天然紀念物ノ調査ニ關シ必要アルトキハ指定ノ前後ヲ問ハス當該吏員ハ其ノ土地又ハ隣接地ニ立入り土地ノ發掘障礙物ノ撤去其ノ他調査ニ必要ナル行爲ヲ爲スコトヲ得

第三條 史蹟名勝天然紀念物ニ關シ其ノ現状ヲ變更シ又ハ其ノ保存ニ影響ヲ及ボスヘキ行爲ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第四條 内務大臣ハ史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ關シ地域ヲ定メテ一定ノ行爲ヲ禁止若ハ制限シ又必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

前項ノ命令若ハ處分又ハ第二條ノ規定ニ依ル行爲ノ爲

損害ヲ被リタル私人ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス

第五條 内務大臣ハ地方公共團體ヲ指定シテ史蹟名勝天然紀念物ノ管理ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ管理ニ要スル費用ハ當該公共團體ノ負擔トス國庫ハ前項ノ費用ニ對シ其ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

第六條 第三條ノ規定ニ違反シ又ハ第四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮若ハ拘留又ハ百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

附 則

本法施行ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム (大正八年五月勅令同年六月一日ヨリ施行)

古社寺保存法第十九條ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

三 大利根の流れ

○一府五縣 東京府・群馬縣・埼玉縣・栃木縣・千葉縣・茨城縣

○坂東太郎 利根川は坂東第一の大河であるといふ意味から、坂東太郎といはれて來たのである。坂東は關東と同じ。關東とは、古は近江國逢坂の關以東の諸國の總稱であつたが、後世は關東八州(相模・武藏・安房・上野・下野・上總・下總・常陸の八國)の特稱となつた。又利根川を刀水といふのは、古刀禰川とも書いたからである。

○文珠菩薩云々 利根川の上流を護つてゐる、峻嶺の扉を開いて山奥に踏み入つたものは、再び里に歸ることが出来ない。山の中には恐ろしい鬼女が棲んでゐて、人を見れば食ひ殺してしまふのである。強情我慢に此の山に入つた男は、鬼女に食はれて歸つて來ない。藤原村でも既に十幾人といふ數に上つた。さうでなくとも其處は尊い所であるから、汚れた人間が迷ひ込むと山靈の激怒に觸れて忽ち暴風

起り、谷に落ちて死んでしまふのである。しかしただ一度下界の人間に其の實體を示したことがある。それは百數十年前のことである。一人の男が山中深く分け入つた所が、不圖上流に文珠菩薩の巨像が危坐してゐるのを見た。而して其の乳頭と思はれる所から滾々と水が流れ出てをり、又其の傍に燦爛と輝く物體を認めたといふのである。里人相傳へて之を利根川の水源となした。これが所謂神祕的な傳説である。

文珠菩薩は普賢菩薩と相對し、釋迦牟尼佛の左側にあつて智慧を司る。三人よれば文珠の智慧。(俚諺)

利根川の利根は智慧の意味で、其の水が文珠菩薩の乳房から出て來るといふ傳説に因んで、其の水を飲むと智慧者になるといふところから刀禰に利根を當てたと俚俗に云ひ傳へられてゐる。

水源探險隊の調査

探險隊員 隊長 林務課長 深田雅治 外十一名

日 程 大正十五年八月十二日群馬縣廳集合出發

同二十二日群馬縣廳歸着解散

利根水源探險隊著

處女地 征 服 大利根水源紀行

定價金壹圓

前橋市曲輪町

煥 乎 堂

此の大正十五年に行はれた探險は第二回であつて、其の最初の企は、明治二十七年九月、群馬縣技師小西文之進外十六名によつて行はれた。一行は導者三名、人夫十九名、其の他合計三十九名の大勢を以て九月十九日沼田町を出發し、日數十一日を費して、同二十九日沼田に歸着した。

當時一行に加はつた時の師範學校教諭渡邊千治郎が手記して、太陽第一卷第一號に掲載した文の九月二十四日の記事に次の如く述べてゐる。

「愈溯れば愈奇にして山石皆凡ならず、右側の奇峰を越えて俯視すれば、豈圖らんや溪間の一丘上文珠菩薩の危坐せるあり、百二十年前に見たる人ありと傳ふるところの文珠岩は即ち之れなり、衆皆拍手喝采し探險者一行の大發見を喜ぶ。直ちに丘下に到りて仰ぎ見れば、丘の高さ百餘尺、天然の奇岩元として其頂上に立ち、一見人工

を加へたる文珠菩薩に髣髴せり。傍に一大古松あり、鵲として此文珠岩を被へり。……岩に近づけば菩薩の乳頭と覺しき所に一穴あり、頭上にも亦穴を開けり。古人の所謂利根水源は文珠菩薩の乳より出づるとは、即ち積雪上を踏み來りし際、雪融けて水となり此乳頭より滴下せるを見たるを云ふなるべし。され共水源を以て此處に在りとなすは非なり、……且つ傍に直下數丈の瀑布ありて幅も頗る廣し。其地の幽にして其景の奇なる、眞に仙境と謂つべし。因に云ふ此文珠岩は皆花崗岩より成りて、雨水の爲め斯くは水蝕したるなり。

○雪溪 萬年に互つて消えることなく、氷河の如く動くことなき氷結した雪の溪をいふ。

○馬力 馬力には、英制及び獨佛制の二種がある。英制の馬力は、一秒間に五五〇封度の物體を一呎の高さに持ち上げる仕事、獨佛制に於ては、一秒間に七五疋の物體を一呎の高さに持ち上げる仕事の單位である。

尺貫法では、一馬力は四〇〇〇貫の重さの物體を一分間

に一尺持ち上げる仕事である。

○噸 噸は元來目方の單位に用ひるものであるけれども、又容積・體積の單位としても慣用せられてゐる。

一、目方の單位としての噸

英 一二四〇封度—約一〇一六疋—約二七〇、九貫

米 一二〇〇〇封度—約九〇七疋—約二四一、九貫

佛 一〇〇〇〇疋(噸と書く)—約二六六、六貫

(度量衡法に於て、米國は、噸のみは英國と異り、其の他は同一である。)

船艦の容量をはかる場合に於て、軍艦のは排水量(總重量)、商船のは積載量にてはかる。

二、容積・體積の單位としての噸

(イ)四〇立方尺—一、一二三二立方尺

船積貨物の體積をはかるときに用ひる。

(ロ)一〇〇立方尺—二、七八二六立方尺

汽車貨物の體積をはかるときに用ひる。

(ハ)一〇〇立方呎—二、八三三三立方尺

三 大利根の流れ

商船の容積をはかるときに用ひる。

(我が國に於ては、慣用上英噸を多く用ひて今日に及んでゐるが、大正十年四月一日の法律改正によつて、メートル法度量衡を用ひることになり、大正十三年七月より施行せられたが、官公署・會社・工場等は昭和九年六月末日まで、一般民間に於ては昭和十九年六月末日までは從來慣用して來た度量衡制度の製用も認められることになつてゐる。)

○鰐 さけ(鮭)科。ますの幼期に似たるも、海に下らざるを以て習性上はますと著しく異り、主として山間部に生活して温水をきらふ。長さは殆ど三十纏に達する。體側に十個の黒點あり、背部及び腹面に近き所に小黒點を密布することがある。五月頃はあゆよりも美味として賣はれる。東北方面にてやまべ、箱根にてやまめ、關西にてあめのうを。あめご又はあまごなどと稱する。

○嘉魚 さけ科。ますに似た魚で、脊は蒼黒色、腹は灰白色をなして淡黒色の點を交へてゐる。谷川の清流中に産し長さは凡そ三〇纏に達する。

四 海老瀬の貝塚

○貝塚 先史時代の最も顯著なる遺跡は貝塚である。そこで石器時代の土器のことを貝塚土器ともいひ、又當時の勾玉のことを貝塚勾玉とも呼んでゐる。

貝塚の多くは臺地縁邊にあり、沖積低地にあることは稀である。これは元來食餘の貝殻を棄てた場所であらう、いはば芥溜であつたらうと認められるところであるから、有機質のものは既に腐朽してしまつても、土器や石器の殘缺などは自ら其の中に混じてゐる。單に貝殻や骨角の折れだけでも多少興味はあるが、まして當時の遺物が發見されるのであるから、吾々にとつて實に多大の感興を與へるのである。

磐城國宇多郡新地村に貝塚といふところがある。其の邊は地面を掘ると貝殻が澤山出る。地誌に、「昔手の長い神があつて、山嶺から手を伸して海中の貝を採つて食した。其の殻が堆積して丘と成つた。」といひ傳へられてゐる。村人は其の神を手長明神というてゐる。是れ即ち貝塚である。

貝塚の廣さは固より一定しないが、關東地方のは概して廣く、中には數町歩に亘つて白い貝殻が雪のやうに露はれてゐるところもある。貝塚の厚さも亦一定しない。厚いのは一丈にも近く、薄いものになると一尺にも達しない。我が國の貝塚が科學的に研究されるやうになつたのは、明治十二年に於けるモールス氏の武藏國荏原郡大森貝塚の發掘に起因する。石器時代といふ語もこれから次第に用ひられ、此の種の貝塚を積成した種族は何ものであるかといふ問題も之によつて益々研究されるやうになつた。此の遺跡は、今は概ね人の邸地になつて當年の面影は辛うじて偲ばれるに過ぎないが、貝塚として我が國で最初に研究されたばかりでなく、引いて日本考古學の發達を促した動機になつた點から考へても、當に學界にとりて記念すべき場所である。

海老瀬の貝塚は、目下のところ本縣唯一のもので、研究上大切なものである。

○勝道上人 日光山の開山にして上野國の大導師(僧職に

して導師の上位)。下野國都賀郡室の八島の人で、俗姓は若田氏。天平七年郷に生れ、弘仁八年日光に於て歿した。

○先住民族 二 横野の先史 參照

○沖積層 最新の地層で、多くは他から運ばれた砂・礫・粘土等から成り、一般に低原をなして地味肥え生物も蕃殖する。海岸又は河岸等の低地の表層はこれに屬する。

○腐植土 二割以上の腐植質を含む土壤をいふ。黒褐色で乾けば粉狀となり、水にあへば膨脹して泥狀となる。分解し易い砂・粘土・石灰等に富み、高燥の位置にあつて腐植質が餘り多くなければ生産力が高く、之に反すれば植物の生育に適せぬ。

五 雷ニカラツ風

○交響樂 シンフォニーというて、ある形式の樂曲をいふのであるが、ここでは、單に色々な音が一緒になつて響き渡ることを、「交響樂を奏して」と面白くいうただけである。

○積亂雲 積亂雲は、積雲(むく)雲・綿雲・浮雲・綿

帽子雲等の別名がある)の大きいもので、大阪地方では丹波太郎、關東地方では坂東太郎、九州では比古太郎、近江・越前では信濃太郎、長門地方では石見太郎など呼んでゐる。又たち雲・入道雲・雷雲などの別名もある。之は特に強い日射を受け、極めて劇しい上昇氣流によつて生ずるもので著しく電氣を帯び雷鳴を起し、遂に所謂雨脚(雨の降り來り降り行くこと)を生ずる。これは山に圍まれた盆地等に起り易いものである。

○小低氣壓 暖熱なる空氣は寒冷なる空氣よりも輕いため、或地方の空氣が熱すること其の周圍の地方より大なるときは、その空氣は上昇して風は其の中心に向つて四周より廻旋的に吹き入るの現象を生ずる。此の空氣の渦卷が即ち低氣壓で、それは北半球では左卷、南半球では右卷である。此の空氣の渦動を低氣壓と稱へるのは、此の區域内では、氣壓は其の周圍の部分よりも低いからである。其の最も低い所を低氣壓の中心といふので、低氣壓は七百四十兆などといふのは此の中心部の氣壓をいふのである。

低氣壓と反對に、或地方の空氣が特に冷却すると、その空氣は下降を起して氣壓が高まり、風は其の壓部の中心から廻旋的に四周に向つて吹き出づる現象を生ずる。之を高氣壓と呼ぶのである。其の渦卷の方向は、低氣壓の反對で、北半球では右卷で、南半球では左卷である。

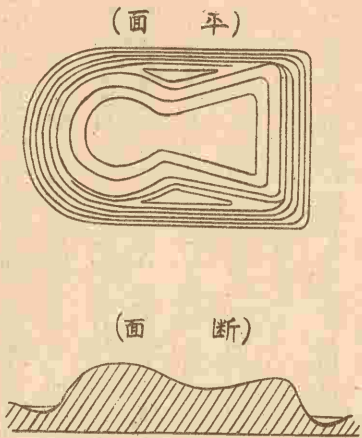
○アドラー風車 獨逸のコーペンハーゲンアドラー會社の製作に係るを以てアドラー風車と名づける。

本縣農事試験場備付のものは、ウエング型一名バンタメノシ型ともいひ、翼の直徑五米半で風速四米の場合は〇・七馬力、同十二米の場合は九馬力を出し、平均一分間の廻轉數は六百回限度となつてゐる。昭和二年農林省の補助金により、東京市芝區日出貿易商會の手を経て二千三百圓で購入したものである。

六 古墳國上毛野

○古墳概説 記録に乏しい我が原史時代の遺跡、我々の祖先の残した遺跡の中で最も重要なものは古墳である。古

他の人為及び自然の力で不整の形のものとされてゐる。
(口) 前方後圓塚



平面圖に於て圓塚の前に長方形又は梯形の高塚を附加したやうに見える、斷面圖(側面から見て) 丁度

瓢を半ば土中に埋めたやうな形で之を瓢塚(瓢形古墳)又は前方後圓塚と稱する。さうして特に此の種の古墳は、多くは周圍に濠をめぐらしたものである。本縣では勢多郡大室の中二子はこの適例である。

前方後圓塚は日本内地特有の様式で、各地に分布してゐるが、その多くは中に著しい遺物を副葬品として藏し、そ

墳は封土を有し、附近の地より一段高くなつてゐるために人の注意を惹き易い。しかも封土の中に石を以て室及び棺を作つてあるものが可成り多いので、千有餘年前の形をそのまゝに保つてゐるばかりでなく、多くの副葬品がその中又は塚のまはりに埋藏されてゐるから、これらの研究によつてやがて上代文化の概況を知る事が出来るのである。

古墳は俗に塚とも呼ばれ、我が原史時代(神代から奈於て盛に築造され、其の分布頗る廣く、西は日向・肥後から東は陸前・羽後邊に亘つてゐる。就中此の時代の文化の中心であつた畿内地方が最も多く、東國では我が縣も頗る多い方である。

今形状の上から次の三種に大別される。

(イ) 圓塚



古墳の外形として最も普通のもので、其の平面圖は土饅頭形を呈するものである。然し遺跡の實際に於ては、完全な圓形をなすものは殆どないと言つてもよい。即ち多くは耕作その

の地方の貴人・豪族等の墳墓であつたことを想はしめるものがある。

(ハ) 方形塚 その例が最も少いが、本縣では群馬郡總社町寶塔山が之に屬する。平面圖が方形で、斷面圖に於て緩傾斜の斷頂方錐体或は方臺形とも言ふべきものであらう。

○古墳の内部 古墳の内部に石で築造した室があることがある。之を石槨といふ。車塚の前方部はどちらに向いてゐるといふ定りはないが、石槨の入口は大概南に向つてゐる。尤も東か西に多少片寄つてゐることが少くない。

石槨の口から奥の廣い所までの間に廊下のやうな所がある。之を羨道と言ふ。奥のそれより廣い所を玄室と言ふ。時には殆ど羨道のないやうなものもある。玄室の多くは一箇所であるが、稀には二室も三室も同一の方面に同一の平面上にあることもある。石槨の用材は左右兩側及び奥の壁面に用ひたのは、大小種々あるが、天井は下から見える部分分は平かな大石を用ひてある。それから底面には丸石を敷いたり砂利を敷いたりしてある。

石棺は死體を収めたもので、石廓中にあるは大抵玄室に置かれてある。縦に置いてあるのが普通のやうだが、横に置いてある場合もある。多くは一個であるけれども、二個あることもある。

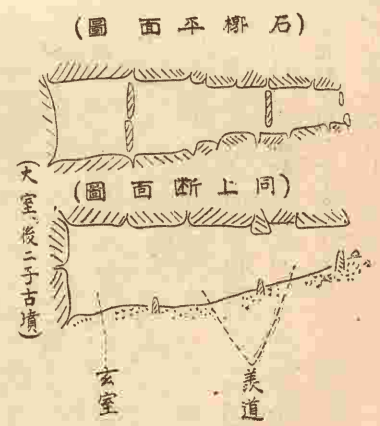
石槨内には必ず石棺があるとは限らない。否むしろない方が遙に多い。石棺だけあつて石槨のない場合も随分多い。石棺には組み合はせと削り抜きとある。組合石棺とは蓋石と底石と別々なのは無論のこと、四方の側石も四枚以上の切石を切組んである。削り抜き石棺は身の上は深く、蓋の方は浅く削り取つてあつて、蓋と身と分離することが出来るのが普通であるが、稀には側面に口をつけて削り抜いたものもある。形は種々あるが一般的に大別すると、家形のものとは舟形のものとは普通である。

石棺以外に素焼の陶棺と木棺とが用ひられた。木棺は勿論腐朽してしまふのであるが、古墳の中から大きな鐵釘が往々発見され、その釘に多少木片が附著した痕跡を認め得るので之が分るのである。

である。

後、奈良朝に至り四十三代元明天皇の和銅六年、勅して國郡郷名すべて好字を著け二字となさしめられたので、毛を

土製品——食器のいろく



(圖 面 平 槨 石)

(圖 面 斷 上 同)

大室、後二子古墳

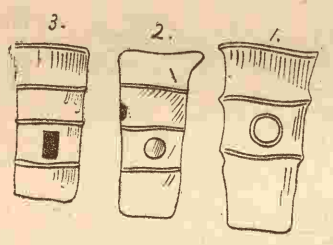
○總社二子山・大室二子山・七輿二子山 總社二子山以下本縣内の指定古墳の詳細につきましては、本縣に於て昭和四年十二月發行せる「群馬縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第一輯」中に収録してあるから此所に説明を省略する。

○上毛野 我が上野國は下野國と共に古名を毛野の國と云ふ。けだし草木等のよく生長する豊饒なる平野の國と云ふ意味であらう。國造本紀に據れば、十六代仁德天皇の御代に毛野を上下に分ちて上毛野・下毛野となしたといふこと

略して上毛を上野、下毛野を下野と書し、其の稱呼は依然として、加三豆介乃と言ひ後世野の稱を省きて「カミツケ」とのみ言ひ、晋便にて「ミ」を「ウ」に、「ツ」を濁りて「カウツケ」と呼んで今日に及んでゐる。

○埴輪 土製品の種類に相違ないが、これらは塚の周圍に列をなして輪の様立てられるから、土で造つた周圍の立て物と云ふ意味で埴輪と稱せられる。

埴輪圓筒の種々



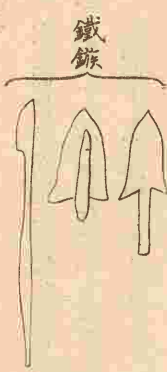
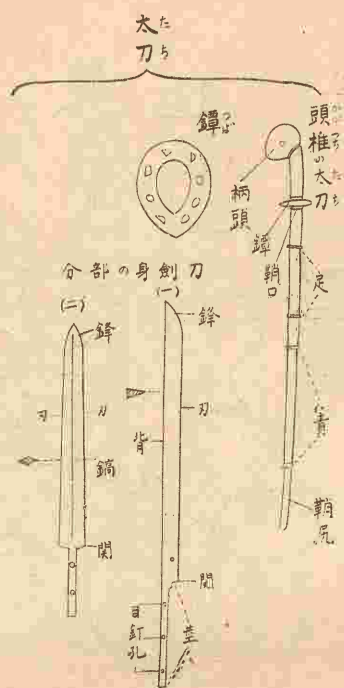
埴輪土鳥



埴輪土偶

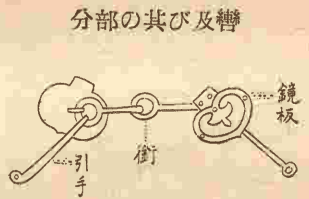
讀本四十四頁四十五頁にある

金屬製品——鐵製品

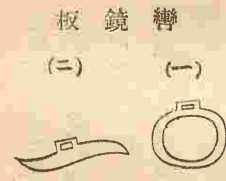


馬具

轡・鏡板



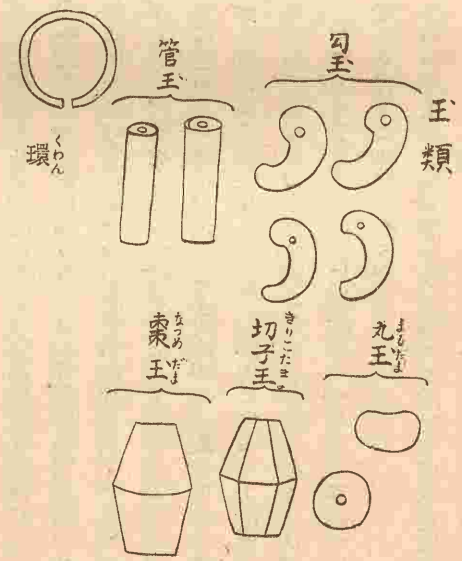
分部の其び及轡



轡は鐵製で上圖に示すやうに銜・引手・鏡の三要部から成つてゐる。銜は馬の口の中に入る部分、引手は手綱の著く部分、鏡はまた鏡板とも言つて面繫に續く部分である。銜と引手とは手法の上に別段異同もないが、鏡板に至つては其の形態實に様々である。けれどもそれらの諸形を比較して綜合すると一・二の異形なものを除けば、凡そ二種の系統になる。其の一は上圖(一)に示す如く環状をなすもので、其の二は上圖(二)に示す如くf字状を成すものである。環状の方は楕圓となりその内部を平面にしてそこに意匠を施して模様を表し

たりなどして複雑なるものが出來た。その模様の中で十字の裝飾が最も多く、後世に遺つた轡の紋といふのは即ちその環中十字を表した鏡板の圖様である。それからf字状の方は相當幅のあるやうになり、漸次變化して複雑になり環状の系統と共に周縁に小さい鈴などが著いてゐるものもある。これらの複雑なるものは固より鐵ばかりから出來てゐない。多くはその上に金銅の薄板を張つて頗る美觀を呈してゐる。

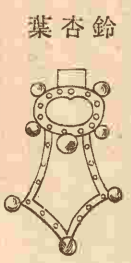
銅製品



○讀本に掲げてある指定古墳の他 昭和二年六月十四日左の通り追加指定された。

- 二子山古墳 前橋市天川町字東下
- 七興山古墳 多野郡美土里村大字落合字七興

杏葉



杏葉は胸繫にも尻繫にも時として面繫にも著いた裝飾で、多くは鐵地金銅張で、その形は轡の鏡板とよく似てゐる。

これにも種々複雑に修飾されたものがあつて、中には鑄物で縁に鈴がついてゐるものもある。之を鈴杏葉と云ふ。

七 上古の毛野國

○毛野國 上野國の古名。六 古墳國上毛野 參照。

○原始的生活 人智未だ開けず、衣食住共に専ら自然に制せられた生活。

○異族との折衝 大和民族と先住民族との鬭争・交通・生存競争等のあらゆる關係を言ふのである。

○三歎の故址 日本武尊が御東征の歸途、その妃弟橘姫を御追懷のあまり「吾嬬者耶」と三歎せられた碓日坂に就いては諸書に記す所一ならず、大体次の二説がある。

一、上信の境なる碓氷坂なりとの説 書紀通證其の他に「見える。更に一步を進めて、碓氷嶺の連峯たる鳥居峠をも碓氷と言つたと傳説雜記に見えてゐる。名跡志には讀本本文の如き記事あり、日本地理志料も此の説に従ひ、「鳥居と碓氷とは一山脈なり云々」と述べてゐる。

二、相州足柄峠なりとの説 新編相模風土記に見える。古事記に曰く「倭武命山河の荒ぶる神等を平げ和して

還り上ります時に、足柄の坂本に至りまして云々。其の坂に登り立ちて三歎し、詔して阿豆麻波夜と云ふ。

故にその國を號して阿豆麻と謂ふなり。即ち其の國より越えて甲斐に出で酒折宮に坐す時云々。是を以て其の老人を譽めて東國造にし給ひき。其の國より科野國に越えまして科野の坂神を言向けて尾張國に至る。」と

○豐城入彦命 命の御事蹟は日本書紀崇神天皇四十八年の條に明記されてゐる。命が高貴の御身を以て、遙々東國に下られて、鎮所を蝦夷の防禦地として重要な我が上毛の地に置かれた事は、後代に上野國が東國經營の策源地となつたのを見ても察せられる。名跡考には命を上野國造の始めとしてあるが、未だ分國の成らざる時であるけれども、やがて上毛野君が此の國に國造となつたことに因つて遡つてかく言うたのであらう。

命の鎮所（王府を置かれた地）に就いては未だ定説はない。又其の墳墓に就いても未だ決定されて居らぬが、本縣内に於ける重なる傳説地は左の通りである。

- 一、群馬郡總社町大字植野の南方なる二子山
 - 二、勢多郡荒砥村大字西大室前一子
 - 三、勢多郡宮城村大字三夜澤赤城神社後丘の櫃石
 - 四、利根郡久呂保村大字森下の帝塚
- 命を祀れる神社

○彦狹島王 豐城入彦命の孫、國造本紀に「上毛野國造瑞籙朝皇子豐城入彦孫狹島命初治平東方十二國一爲封。」とある。景行紀に「五十五年春二月戊子朔壬辰以彦狹島王一拜二東山道十五國都督。是豐城命之孫也。然到春日穴咋邑一臥病而薨之。是時東國百姓悲其王不。至竊盜三王尸葬於上野國。」と見えてゐる。

こゝに東方十五國に就いて説がある。前文國造本紀には十二國、古事記にも十二國、又高橋氏文にも東方諸國造十二氏とあれば、古は十二國にして十五國都督は十二國の誤ならんと云ふ。其の十二國は古事記傳に「伊勢・尾張・三河・遠江・駿河・甲斐・伊豆・相模・武藏・上總・常陸・

陸奥なるべし」と云つてゐる。國君王記に「日本武尊東夷征伐之節、彦狹島命御政事の助力を褒美して景行天皇五十七年に至りて、彦狹島へ三ヶ國の加増ありて、都合十五ヶ國と有りし事顯然也」とあるは従ひ難い。

穴咋の地に就いては和名抄に見えた尾張國春部郡穴喰なるべしと主張するものもあり、又近頃信濃國北佐久郡春日村穴咋なりと説く者もある。

回國雜記の標註に「彦狹島王は日光權現に在して、御諸別王の住みしは下毛の宇都宮なりけん。」とあれど上毛にもかゝる傳説は多くあつて、且つ前文に述べたやうに緣故特に深かりし上毛人が、王の屍を盗み去りしを考ふれば、葬地は上毛の地であるべきは、動かす可からざる所であらう。今王の墳墓と稱せられるものを擧ぐれば次の如くである

- 一、群馬郡京ヶ島村大字元島名將軍塚古墳
- 二、群馬郡總社町寶塔山古墳
- 三、佐波郡芝根村大字下茂木皇院巡古墳
- 四、群馬郡片岡村大字石原愛宕社

五、群馬郡片岡村大字寺尾三島宮

○御諸別王 彦狭島王の皇子である。景行記に「五十六年秋八月。詔御諸別王曰。汝父彦狭島王不_レ得_レ向_二任所_一而早_レ薨_ニ。故汝專領_ニ東國_一。是以御諸別王承_ニ天皇命_一。且欲_レ成_ニ父業_一。則行治_レ之。早得_ニ善政_一。時蝦夷騒動。即擧_レ兵而擊焉。時蝦夷首帥足振邊・大羽振邊・遠津闇男邊等叩頭而來之。頓首受_レ罪。盡獻_ニ其地_一。因_レ以_レ免_ニ降者_一而誅_レ不_レ服。是以東國久之無事焉。由_レ是_ニ其子孫_一於今在_ニ東國_一。」

右の如く王は景行天皇より森嚴なる勅命を拜受して、帝の五十六年に東下して、父王が未済の偉業を完成せんと努力せられ、先づ内治に力を用ひられ、次で當時の主要事業たる對蝦夷政策に着せられたる結果、蝦夷の首帥の來寇を見るに至つたのである。而も防衛の策既になつて居つたから、直ちに兵を出して之を擊破し、彼等首帥は皆叩頭して降服したのである。王の文勳武功の結果は、やがて成務天皇庶政一新の一因をなしたのであらう。此の征討後二百

數十年の間は蝦夷が再び叛かない。蓋し御諸別王が東方拓殖の効果の多大なりしものがあつたからである。

王の墳墓と稱するもの縣内所々にある。今その主なるものを擧げると、

一、勢多郡荒砥村大字西大室中二子山

二、群馬郡總社町大字植野辨天山又は蛇穴山古墳

王は實に上毛野君・下毛野君の祖であつて、子孫大いに蕃衍し各地に散居して各々その地に因んで姓を賜つた。

「神功記」によると、朝鮮の外征に武功を著した荒田別(新田郡を領した。新田の名義は荒田である)鹿我別(足利郡を領した。足の字、利の字並に加賀と訓する。併し後に足利と云ふやうになつた)は共に御諸別王の御子と稱せられる。

八 不二穴の奇観

○藤原山吉禪寺 多野郡上野村大字川和にある、曹洞宗にして、本尊は正觀音で、慶長元年僧安宗の開基である。

○人穴 富士山麓駿河國上井出村にある名高き洞で、熔岩の表部の固結した後に内部の熔岩が脱出した跡の空所であ

る。

○五百羅漢 多くの羅漢といふ意味で、佛の滅後遺教結集のとき來會せし弟子衆の稱である。羅漢は梵語で阿羅漢の略。見思の惑を斷じて智斷の功德已に具足したる覺者の地位をいふ。

○百間馬場 馬場は乗馬の練習をなす所をいひ、百間馬場といふのは、概數を擧げて長いことをあらはしたに過ぎぬ。

○修羅道 修羅は梵語で阿修羅の略。常に戰鬪の絶えぬ所で、業果拙きものは此の報を受けるといふ。

○鍛冶の淨土 淨土は佛教の語で、佛の居所といふ清淨の世界をいひ、極樂淨土などいふ。

○仙姫 女の仙人。仙人は俗界を離れ不老不死にして神變の術に通ずるといふ人。

○迦陵嚩迦 梵語で、妙聲鳥などと譯する。極樂に居る不死の鳥にして、面は美女の如く音聲頗る美にして比類がないといふ。

○三界橋 三界は佛教の語。一切衆生の生死輪廻する三つの世界で、即ち欲界・色界・無色界。又過去・現在・未來の三世の稱。欲界は慾望を以て充たされてゐる世界、色界は欲界の上にあつて貪慾薄けれども、なほ色に染著するといふ境界、無色界は色界の上にあつて一切の形色なく、色界の繫縛を脱して進み入る世界をいふ。

○般若水 般若は梵語で、智慧の義、又恐ろしき面相の鬼女をいふ。ここでは、ただ佛に因んだ語を用ひて般若水とあらはしただけである。

○龍洞宮 龍宮は深き海の底にあつて龍神の住むといふ宮殿。

○大師の護摩壇 大師は佛菩薩の尊稱。護摩は梵語で、諸惡を焼き滅ぼす意にて、火を焚いて佛に祈ること。護摩壇は護摩を焚く壇である。

○十王堂 十王は佛教の語で、冥府にあるといふ十人の王をいふ。其の政廳を十王の政廳などいふ。

九 總社と國府國分寺址

○總社及總社神社 多くの神社を一所に合祀勸請したる神社を總社といふ。蓋しこれは參拜に便するより出でしものである。我が總社は永祿の兵火前は、現在の地より西北約五町、小字宮邊みやへの地に在つて今に舊址を存して居る、當時は社殿も壯大であつたが、元龜中その再建に際して現在の地に移つたと言はれてゐる。王朝時代の上野國府の位置も恐らく此の附近にもとむべきであらうが、今は跡方もなく開墾されて畑地となつてしまつた。慶長の頃に時の總社城主秋元長朝の尊崇篤く、慶長二年には將軍家光より朱印二十六石を寄せられて維新に至つた、今は縣社である。

○攝社 本社に攝せらるゝ神社の稱。元來攝社とは被攝の神社の謂で、その祭神は本社祭神との間に必ずしも緣故あるに限らない。末社は枝宮の義なれば、本社との間に本末の關係あるを常とする。然るに中世以來、攝・末社の用例必ずしも一様でない。隨つて緣故關係頗る紛亂して、辨別

し難き状態にあつたので、維新後攝社考定の標準を左の如くし、之に合致するものを接社とし、他を末社と定めらるゝに至つた。

- 一、本社祭神の後神・御子神其他由緒ある神
- 一、祭神現社地に鎮座する以前、その社ありし舊跡に祀る神社
- 一、本社祭神の荒魂
- 一、本社地主神
- 一、その他特別の事由あるもの

○國分寺及國分寺址 國分寺は天平十三年聖武天皇の詔に依つて、國毎の國府附近に建立せしめられたもので、僧・尼の二寺があり、僧寺を金光明四天王護國寺、尼寺を法華滅罪寺と稱し、通稱して國分僧寺・國分尼寺と言ひ、又單に前者を國分寺、後者を法華寺とも言つた。これらは單に今日の寺とは異り、讀本本文にある如く、政治と相俟つて地方の教化、文明の中心機關たらしむべき重大なる使命を有したものである。上野國分寺も亦聖武天皇の聖旨渙發後

間もなく造營せられたものらしく、續日本紀には聖武天皇の天平勝寶元年五月の條に上野國碓氷郡の人なる外從七位石上部君諸弟が當寺に知識の物を獻じて外從五位下を授けられ、同年閏五月の條にも、勢多郡小領なる外從七位下上

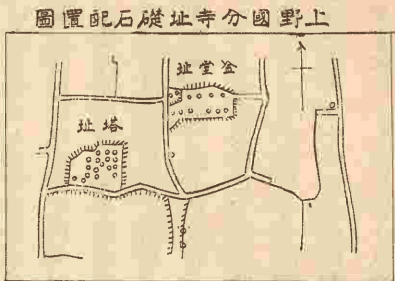
毛野朝臣足人が同じ理由で外從五位下を授けられたことが見えてゐる。即ち當時既に上野國分寺が存在したことは明かである。然れども平安朝に入つては、地方政治の弛廢と共に之が修理も充分ならず、諸國の國分寺同様頽廢の運命に置かれしものと思はれるが、近年文學博士宮地直一氏は九條公爵家所藏古寫本延喜式の裏書より上野國分寺に關する重要資料を發見し、昭和二年二月及三月發行の「史蹟名勝天然紀念物」誌上に之に基づく考説を發表せられた。之

によるとその裏書は、後一條天皇萬壽四年の國司交替帳の一部であつて、國分寺の状態を推考する上に於ても有益な資料である。それによれば我が國分寺は、丈六坐像の釋迦如來を本尊とし、普賢・文珠の二菩薩を夾侍とし其の他の佛像と共に安置して居つた事が判る。然れども佛像の破損

堂宇の腐朽既に久しきことが察せられると共に、創建以來歴代の國司によつて時々多少の修理ありしことも察知せられる。

「吾妻鏡」によると治承四年十月には、平氏に屬せる足利俊綱が、此の地方に在住せる源氏方を攻めんがため、上野府中の民家を焼き拂ひしこともあり、其の際國分寺も焼失したと言はれてゐるが、之は推定に止まるもので、直ちに然りと斷することは出來難い。何れにもせよ、創建以來一千餘年の星霜を経たる上野國分寺は幾多の變轉に遭遇して、今は一帶の耕地となり、僅かに在りし日の名残りを斷礎と遺瓦に留めて居る状態である。

國分寺址は國府村大字東國分・同大字引間・元總社村大字元總社に跨つた約二町四面の地域である。今其の址に就いて見るに、殘存せる礎石の配置は下圖に示す如くで、略中央に位する土壇に十二個の礎石を有するは金堂址と認むべく、是より西南に當る宇石堂に在る土壇には礎石十七個を存するが、近年御嶽教信者のため土壇が鑿平せられ、且つ



礎石の上に碑石を建設せられしため著しく遺址の破壊を蒙つたけれども、幸に之が位置を移動するに至らなかつたので、其の配置によつて明かに塔址たることを示してゐる。また金堂址の南方に當つては、中門及び南大門と認められる所にも僅に一・二個に過ぎないが

礎石が残つて居り、東門址と思はるゝ所にも礎石の地下に埋没するものがある。これ等礎石の配置を見れば、國分寺の規模が約二町程あつて南面して營まれ、金堂は略中央に存し、七重塔がその西南にあつて、共に土壇の上に築かれたことがわかり、四邊には恐らく門が有つたものと思はれる。九條家古文書に記す所の規模とよく一致してゐる。な

ほ又正面の中央に存する掘割の如きは、當時の參道と認めらるゝもので、周圍には廻廊又は築垣の名残を留める部分も認められる。

土壇の附近は勿論、地域内所々に布目瓦の破片が散布してゐる。花瓦もあり、唐草瓦もあり、其の文様には種々の様式を呈するものがあるが、大体に於て奈良朝時代に屬するが如く、往々にして人名又は地名を簡書したるものも發見されるが、之は寄附者を表示するものと思はれる。

尙國分尼寺址は國分寺址の東約四町、國府村大字東國分字藥師道南の畑中、高壓線の鐵塔下にある一帯の地であるとの説が有力であるが、未だ決定されるには至らない。

○國府及府廳址 國府とは王朝時代以來國衙のあつた所を云ふ。當時音便で「こふ」と言ひ、後世は「府中」とも稱した。國司と云ふのは、朝廷より諸國に設置された地方長官で國衙(府廳)に在つて政務を掌るものである。又國の大小によつて職員の數に差があるが、守・介・樞・目の四部官があり、其の下に史生を置いた。國は大國・上國・中國・下

國に別たれた。

我が上野國はもとは上國であつたが、弘仁二年改めて大國となつた。後又上總・常陸と共に親王の任國とせられたからその國司は特に大守と稱せられた。

府廳の遺址については未だ定説がないが、大体今の元總社村にあつたらうと云ふ説が有力である。吉田東伍博士も「國府址、今の元總社の地にして傳へて長尾氏の遺墟となすもの、恐らくは古府の址に就きて長尾氏修理せるならん。名跡志に「こくぼを以て國府となすは誤れり。こくぼは國分寺の邑里にして元總社の西北に離れたり。凡そ總社の祠堂の府邊に最も近接するは、諸州の例に推すも分明なれば元總社村に府址を求むべきは必然の結論とす。」と述べて元總社説を採つて居られる。

10 上野三碑

○那須國造碑 下野國那須郡湯津上村にあり、文武天皇の四年庚子歲建造せられた。(多胡碑より十二年前)

○多賀城碑 陸前國宮城郡市川村にあり、淳仁天皇の天平寶字六年に建造せられた。(多胡碑より五十二年後)

○多胡碑

(イ)名稱について 古來一定せず、最も早く此の碑のことを記せる連歌師宗長の「東路の津登」には、上野國多胡郡辨官符碑とし、「古京遺文」には、建多胡郡辨官符碑と謂ひ、「山吹日記」には、羊の碑と記されて居り、「寰宇訪碑錄」には、日本片岡綠野甘樂三郡題名殘碑となし、又多胡碑とも稱する由が記されて居る。碑文の内容より見れば、「古京遺文」に記す如く、建多胡郡碑と謂ふのが最も適當であらうが、今廣く多胡碑と稱せられてゐる。

(ロ)現狀 池村御門の指定地域は、略々風字形を呈し、周圍は道路に圍まれ、簡單ながら造園の技が施されて樹木が栽植されて居る。地域内に存する樺の大木は、遠くより之を望むことが出來て、本地點の目標となつて居る。碑は其の西側の奥部西南に面して建てられて

輻四間奥行七間高さ約三尺の土壇の上にある。碑石は俗に天引石又は八束石と稱せられる砂岩で、その大き等は、大体讀本の本文の通りである。笠石と碑身とは、同質の石で、久しく風雨に曝され、石理の堅い部分が線状に高くなつてゐる。而してその状態が同様であるから、同時代のものと見做されるが、臺石は後のものであることが明かに認められる。

碑文は、讀本本文に記されてある通りで、總字数八十字で六行をなし、各行十三字若くは十四字で、各字の大き一定せず、長きは四寸を超え短きは二寸に満たないものもあるが、大体は二十六七分のものが多く、剛建の趣を帯びた楷体で、所謂樂研彫となし、其の深き二分以上に達するものもある。碑には五尺程の覆屋を設け、鍵鑰ある柵を施し、屋根は方形亜鉛板葺となし、更に其の外側には、方形に柵を繞らしてあるが、正面には石段を設け、其の左右に一對の石燈籠を置いてある。碑文通釋 朝廷から辨官に仰せを下し給ふ傳宣の符を

裳・韓級・矢田・大家・綠野郡にて武美、片岡郡にて山奈等の六郷であることが明かであり、國史の記述と相照應する所があると共に、大寶令に定むる所の五十戸を以て一郷と爲すと云ふのにも一致して居る。

此の碑のことを古く記したものは、永正六年連歌師宗長によつて記された「東路の津登」があるが、餘り後世の注意するところとならなかつた。然し伊藤東涯が「輜野小録」や「盞簪錄」に此の碑のことを記すに至つて、始めて廣く世に知られるやうになり、寶曆四年には、東江源鱗が、高橋子啓（字道齋）と共に來遊して拓本を作り、之が摹刻を同好に煩つに及び、幾多の學者が考説を試みらるるに至つたが、多くは實地を踏査せず、實物に接する機會を有しなかつたために、往々記す所に一致せざるものがあつた。或は古い補が碑の上に被ひかぶさつて居る旨を記し、或は碑の所在地を誤つて本郷村にありと謂ひ、吉井を誤つて眞井と書いたりした。

以て、上野國片岡郡・綠野郡・甘樂郡の三郡の内から三百戸を割いて并せて一郡となし之を羊太夫に賜はつて新に多胡郡を設置した。和銅四年三月九日（甲寅）に其の詔勅を太政官が傳へた。此の詔勅を受けて傳宣の役を勤めた人は、左中辨正五位下多治比真人で、奉勅の大匠は、太政大臣二品穗積親王、左大臣正二位石上尊（石上乙鷹公）、右大臣正二位藤原尊（不比等）である。

（ハ）由來傳説 碑文に依つて明かなやうに、元明天皇の和銅四年に片岡・綠野・甘樂の三郡の内から三百戸を割いて、新に多胡郡を置かれた時の辨官符（朝廷から辨官に仰せて下し給ふ所の傳宣の符を辨官符と云ふ）の趣旨を刻したもので、碑文には、單に三郡の内にて三百戸とあるのみで、郷名を擧げて居ないが「續日本紀」の和銅四年三月辛亥の條には、「割上野國甘良郡織裳・韓級・矢田・大家・綠野郡武美、片岡郡山奈等六郷、別置多胡郡」と記してあるから、甘良郡にて織

碑文の解釋に就ても、給羊の二字と尊の一字について種々の説もあつたが「尊」の字は當時貴人の場合には往々用ひられたもので、他に類例もあるので、既に明瞭になつた。「給羊」の二字に至つては、羊太夫の傳説にからんで、羊に給ふと解釋するものもあれば、（伊藤東涯・東江源鱗・吉田東伍等、讀本本文では此の説を採る）羊は養の省劃とも解し、（栗原柳庵）或は給の字まを上につけて、羊の字を半の字であると謂ふものもあるが、（藤井貞幹・伊勢貞文等）尙意味の通じないところもあるから、之を十二支の未に宛てて方位を示したものと解釋するもの（黑板博士）もある。

所在地附近では此碑を以て羊太夫の墓なりとし、碑文に見ゆる三月九日に祭典を行ふ風がある。又若しも身体に異常があるものは、其の部分を碑身に擦りつけて、丸石一個を碑側より借りて來れば、やがて其の効驗があると信ぜられ、然る場合には、借りて來た丸石を二個となして報賽する風習がある。現に樺の老木の傍に

丸石が多数に存するのは、斯る場合に納められたものと思はれる。又瘡を患ふ者が碑石の粉末を飲めば、之れ亦効験があると謂はれて居るが、碑身の背面に打ち缺いた様な形跡があるのは、恐らく之が爲めであらうと思はれる。

左中辨多治比真人 左中辨は官名。多治比真人とは姓氏である。茲に署名して傳宣の役目を勤めたのは、「好古小録」にも云ふ如く、三宅麻呂と云ふ人である。

太政官二品穗積親王 太政官とは、左右大臣を始め諸官の上位に位し至つて重き官職ゆる親王を以て任ぜられた。品は親王の階位で一品から四品までである。穗積とは親王の御名で、姓氏ではない。此の親王は、天武天皇の第五皇子である。

左大臣正二位石上尊 左大臣は、太政大臣に並び遂には攝關にも至るべき重き官職である。正二位は左大臣相當の位であり、石上とは神別の一氏で、其の名を乙麻呂おのまろというた。尊とは至責を尊と云ひ、美許等みこごと訓

する。昔は其の例が甚だ多い。

右大臣正三位藤原尊 右大臣は左大臣に並ぶる重職である。「續紀」に「和銅元年三月、大納言正二位藤原朝臣不比等爲右大臣」とあつて、天兒屋根命の直系で、攝關家として最も尊く、藤原鎌足公の嫡子で、後年淡海公と稱し、奈良興福寺を建立した人で、薨後正一位太政大臣を贈られた。尊とは前條に述べた通りである。

(二)碑の保存 明治八年時の熊谷縣權令榊取素彦より内務卿大久保利通に上申して、翌年一公二民の割合を以て保存の途が講ぜられるやうになつたが、十年に及び全部官費で支辨され、設備も木柵・土壇・臺石等が營まれたらしく、之が國家として此の碑の保存を講じた最初のことである。此の間熊谷縣は廢されて群馬縣となり、榊取氏は引きつづき其の縣令に任ぜられたが、此の碑を風雨に曝露すれば、蘚苔を生じて其の害を被ること多きを認め、覆屋の建設を必要として、十四年改めて之が設立を上申し、翌十五年時の内務卿山田顯

義之を許可した。此の碑の保存については、榊取縣令

の盡力尠からざると共に之を輔けた縣屬世木真人の功も没却することが出来ない。又土地の有力家堀越文右衛門・井上孝三郎・根岸清七等は資金を募集して隣接の土地を買収し、苑池の設備をなして來觀者の休憩所を營み、之を官に寄附した。此の碑が現在の状態を保つに至つたのはこれ等諸氏の功績によるものである。

大正十年三月「史蹟名勝天然紀念物保存法」により他の二碑と共に内務大臣から史蹟として指定され、大正十一年五月其の管理者として、吉井町が指定されるに至つて、其の保存が愈々完全になつた。指定事由は即ち保存要目史蹟の部第四によるもので、第四の中の其の他政治・軍事に關係深き史蹟に該當するものである。當時に於ける政治關係の史蹟として、極めて稀なものであり、其の頃既に上毛の地が斯く政治的に統制され文化の開けしものありしことを知る上に於ても、頗る意義あるものである。

○山の上碑

(イ)名稱について 碑名は、所在地の部落名に依つて名づけられたものであるが、一には其の地が、宇山名に屬するので、山名の碑とも稱せられ、又所在の地點に觀音堂があつたから、山名村觀音堂碑とも謂はれ、尙碑文に見える干支によつて、辛巳碑とも稱せられる。然し現在では山上碑と云ふ名稱が、一般に用ひられて居る。尙古墳は碑の傍にあるが、從來特別の名稱がないので、別に之を附せず碑に添へて指定されたのである。

(ロ)現状 丘陵に設けられた南向きの百數十階の石段を登ると、小面積ではあるが、平坦に削られてあつて、稍大なる松と杉との二本ある他、特に擧ぐべき樹木はない。碑は其の西側にあつて、南面して建てられて居る。碑身は、稍長く下部に膨らみのある棒形の自然石で、其の石質は輝石安山岩であつて、同質の自然石の上に据ゑられて居る。高さは、臺石を掘凹めて入つて

居る分を除いて三尺七寸である。

碑文は、讀本にある如き五十三字が長さ二尺三寸幅八寸五分の範圍に四行に記してあつて、楷体を主とするが、楷行体を加味するものがある。文字の大きさは、一様でなく、長きは二寸三分より短きは八九分のものもあるが、方一寸六七分のものも多く、彫刻は所謂藥研彫と稱せられるものであるが、石質の關係等のためかさ程に深くなつてゐない。碑文の讀み方に就いては、種々の説もあつたが、黑板博士は、「史蹟精査報告第一」に讀本本文六十四頁の様に讀まれてゐるから、今之に従ふことにする。碑には方一間の覆屋を置き、屋根は寶形造の亞鉛の板葺となつて居る。四壁には金網を張つて容易に之に近づくことを防いであるが、外側から自由に見える様になつてゐる。

次に古墳は碑の東方にあつて、南方から登つた石段の正面に當つて石槨の口を南に向けて開かれて居る。現状は略々讀本本文に記載の通りである。内部に一軀の

石像が安置されてあるが、之は三面六臂の坐像で、阿修羅の像なりとも謂はれて居るが、馬頭觀音像と見るのが寧ろ適當であらう。此の石槨の入口に金網を張つた柵を繞らし、鎗を施して濫りに内部に入ることの出来ないやうにしてある。もと此の地には觀音堂があり、石槨内の觀音も其の堂内にあつたが、今は其の堂が取除かれてしまつた。正面の石段の如きも、其の參道の名残である。元來此の古墳は、丘陵を利用して作られた所謂山寄古墳の形式に屬するものやうで、必ずしも圓形を呈して居つたものとは思はれぬのである。

(ハ)由來傳説 碑文によれば、放光寺の僧長利が、其の母なる黒賣刀自のために、建てたものと思はれる。碑文にある佐野の地は、碑の所在地より約一里許西北にある群馬郡に其の村名を存し、放光寺は、今所在が明かでないが、上野神名帳に、從四位放光明神と見え、今佐野村に其の跡であると謂はれてゐる村社放光神社

がある。或は放光寺と關係ある神社でないかと謂はれるもので、やがて此の寺の位置を推知する便ともなるものである。

古墳は、恐らく黒賣刀自を葬つたもので、墓側に此の碑が建てられてあるから、兩者不可分のものではあるまいかと解せられてゐる。その發掘は夙くなされたもののやうで、其の事に就いては、何等の傳説もなし、又其の遺物のことも傳はつて居ない。然し石槨が切石を以て造られてゐる等の構造上から見て、略々碑と同一年代に屬するものと思はれる。多胡碑及び金井澤碑と併せて上野三碑と稱せられ、我が國上代の金石文として重きを置かれるのも故あることである。

碑文通釋 天平十三年十月三日に記す。上野國佐野の屯倉(三家は宛字で朝廷の屯田の稻穀を管理し併せて其の土地人民をも支配する家柄)を支配する家柄である。建守の命の孫の黒賣刀自(刀自は女の尊稱)は、新川の臣の兒である。此の刀自が斯多々彌足尼の孫に

あたる大兒の臣に嫁して生んだ子、僧長利が母黒賣刀自の追慕のために此の記念供養碑を建てた。放光寺の僧長利之を記す。

(ニ)碑の保存 此の碑に就ては、從來學者の注意したものが多く、好古小録・古京遺文・上信日記及び集古十種等にも擧げられて居るが、地元に於ては、觀音堂が主であつて、碑の方はしばしば其の位置が變へられたやうである。明治十一年縣令楫取素彦は村民の手に委せて置くことを危険と思つて、内務卿伊藤博文に稟申して、金井澤碑以下の古碑と併せて之が保存を講ぜられんことを願つたけれども、事情があつて其保存が遷延に及んだが、明治十七年に至つて、保存計畫が緒に就き、自然石の臺石を据附けて之に碑石をたて、其の上の方四尺の寶形造の覆屋を設け、更に外側に方二尺高さ三尺五寸の柵を設けて保存されるやうになつた。然るに其の後の管理に缺陷があつたため、木柵の如きは全く其の影さへもなくなつて、何人でも碑身に近づ

くことが出来るやうになつた。それがため之を汚損するものがあるやうになり、樂書をなすのみでなく、甚しきは文字を彫刻するものさへあるやうになり、まことに寒心に堪えざるものがあつた。然るに大正十年三月に至り、史蹟として内務大臣の指定を受け、現状の如き保存施設が施されて再び保存の道が立つことになり尙大正十一年五月、其の管理者として、八幡村が指定された。保存の要件は、濫りに碑の手拓をなし、又は古墳の石柵内に立ち入らしめることなきやうになつて居る。

○金井澤碑

(イ)名稱について 此の碑は、古くより相當世に知れて居て、諸書に載せられて種々の名稱で呼ばれて居る。即ち「好古小録」には、上野國下糞郷碑、「古京遺文」には、高田里結知識碑、「集古十種」には、上野國山名村碑、「上野名跡志」には、年號によつて神龜碑と謂はれて居り、また碑文に六刀自を列するので、上野國六刀

自碑とも呼ばれて一定する所がなく、近年は主として所在地の小字名によつて金井澤碑と稱せられるに至つたので、史蹟として指定せられるに當つても、之に基いて金井澤碑と稱してゐる。

(ロ)現状及び由來傳説 碑身の形狀が髣乎ものであるから、測り方に依つて著しい差異があり、從來諸書に載せる所が一樣でないが、高さは臺石に掘凹められて居る部分を除き三尺六寸、幅は正面の最も廣き所にて二尺三寸五分、厚さは最も厚い所で二尺一寸五分を有する。其の碑文は碑身の比較的平かな面に彫刻されて居るが、碑面が平滑ならざる上に彫刻鮮明でなく且つ難語の文字があり、又多くは拓本に依つて記述したものと見え、諸書の記す處に多少の差異がある。然し大體讀本本文の百十三字(不明の二字を加へて)を九行に彫刻されてあるが、現今は缺損の箇所多く、字体の判明せぬところが大分多い。字体は雄勁な楷書で、郷・馴・部・寅等の諸字は當時多く用ひられた字劃に作ら

れてゐるが、文字の大きさは七分乃至一寸六分に達し、一定する所なく、碑面平滑ならざるため各行の字數も十二より十六に至つて居る。其の彫刻は藥研彫に屬してゐるが餘り深くないために、三字の難讀のものがある。銘文の讀方に就ては種々の説もあつたが、大體讀本六十七頁のやうに讀んでゐる。

碑文通釋 上野國群馬郡下糞郷高田里に居住する屯倉を司る立派な家柄の子孫が七代前の先祖及び現在の父母の爲めに現在の家の主婦たる侍家刀自が其の一族なる傳刀自・道刀自・大兒君那刀自の孫なる物部君千足次に馴刀自・次に魚刀自合せて男女六人のもの共が其の氏人である麻呂、知万呂、鍛冶師磯部の君牛麻呂の三人と講中を造つて天地に誓願して祖先及父母の冥福を祈り奉るために此の供養碑を建てた。

之を要するに、碑文の意味は、上野國群馬郡下糞郷高田里なる三家が、七世の父母や現在の父母の菩提の爲に知識を結んで、天地に誓願して佛を供養した旨を記

したもので、その知識を結ぶと云ふことは、今日でいへば講中を作るといふやうなことで、同じ信仰の下に米銭を出して佛に供養するとか、造佛寫經をなす場合にも云ふ言葉で古くから用ひられたことは、他に其の例もあると云はれて居る。此の碑文に見えてゐる神龜三年と謂へば、今から千二百年前の聖武天皇の御代で天平十三年に當り、諸國に國分寺を創設せられた年から十五年前になつてゐるが、此の頃既に此の地方に佛教を信するものがあつたことを知ると共に、大陸方面の文學も傳播せられた由來の久しいことを察し得られるのである。此の方面から見ても本縣の開發史上不朽の資料と謂ふべきものである。殊に之を全國的に見ても、此の頃の時代に屬する史蹟は、僅かに四・五を存するに止るから寔に尊重すべきもので、本縣の誇と謂ふべきである。碑石は、指定地の中央部を切り拓いて平地とした所にあたつて居り、其の上に亞鉛板葺の寶形造の覆屋が設けられ、鎗を施し無心の徒の毀損破壊を

防ぐやうになつて居るが、外部からも其の全体を見る
ことが出来るやうにしてある。又其の右側には、左程
大きくないが一本の赤松があつて目標になつて居る。

(ハ)碑の保存 此の碑は、久しく埋れて世に存在を知ら
れずにつたが、後世に発見されたものと傳へられ
て居る。而も発見の事情に就いても、或は明和年間に烏
川の河邊が崩壊せられた時に現はれたとも、或は現存
地なる農夫彌一宅に於て、碇打ち臺石に使用したのを
其の家が絶えるに及んで村民が碑の祟だとして山上に
引き上げたとも、又單に金井澤の溪邊より掘り出した
とも稱せられて居るが、天明六年に成つた日下部高秀
の筆と謂はれる「山吹日記」には、既に此の碑のことが
記され、現在地の附近から近時發掘された旨を述べて
あるから、前後の事情著者の年代等から考へて、大体
「山吹日記」の記事が事實を語るものと云つてよから
う。其の後學者の注意するところとなり諸書に記載せ
られるやうになつた。明治初年には、發掘者の子孫と稱

する春山直吉なる者の所有に屬し、家の鎮守として八
幡に祀られて居つた。明治十一年群馬縣令榊取素彦よ
り内務卿伊藤博文に專請して、官に於て之を保存せん
ことを計畫したが、所有者春山直吉との間に買收價格
(當時七十五圓を要求)の點に於て支障を生じ、其の
後數年を経て、明治十五年四月に至り、當時の内務卿
山田顯義から古社寺保存費を以て金七十五圓の支出を
受け之を買ひ上げることが決定され、全く官有に歸す
るやうになつた。場所についても保管上一時八幡の境
内に移轉すべしとの議もあつたが、縣屬世木眞人氏の
意見が遂に用ひられ、明治十六年に至つて始めて保存
計畫が實現し基礎を固め臺石を設け、之を掘凹めて碑
身を建て、尙雨露を防ぐ爲に方四尺の覆屋を營み、又
野火の延焼を防ぐために、方三尺高さ八尺の土塀を廻
らして棧瓦葺とすることとし、其の正面に窓を設けて、
來觀者が外部から容易に之を見得るやうにした。かく
て此の碑が今日に無事なることを得たのである。然し

當時の覆屋や土塀は、其の後修理を怠り管理の實を失
したので、廢滅に歸して殆んど其の形跡を存せず、僅
かに碑の臺石のみが當時の名残を止めて居るのみとな
り、碑身は徒に風雨にさらされて心なき人々の毀損に
委す状態となつて居つた。然るに、大正十年三月にな
つて、内務大臣から史蹟として指定されるやうになり、
再び保存の計畫が實施されることになつて、現状のや
うな施設を見るに至つたのである。斯くて大正十一年
五月には、八幡村が本碑の管理者として指定された。
保存要目は、史蹟にして重要なものの内の「祭祀信
仰に關する史蹟にして重要なもの」に該當するので
ある。

一一 上州一の宮

○國幣中社 一 三山のはこり 参照。

○相殿 祭神二柱以上を合祀又は配祀した社殿で、其の祭
神を相殿神といふ。相殿神には二柱以上共に主神なるもあ

り、又一は主神で他は配神なるもある。されど普通相殿神
といへば、主神に對して配祀の神を稱する。

○天壤無窮の神勅 豊葦原千五百秋之瑞穗國。是吾子孫
可レ王之^{キミタルナリ}地、宜^{イハレ}爾皇孫就^{キタム}而治^シ焉。行矣。寶祚之隆^{エマツコトニ}。當^シ下與^シ
天壤^ト無^レ窮^マ者矣。(日本書紀)

○明神大社 官・國幣の大社中特に待遇の重きを明神と稱
し名神祭に與つたものである。往古國家の事變に際し、祈
願のため其の名神に奉幣して臨時祭を行ひ、これを名神祭
といふ。延喜式に、此の祭儀に與るもの二百八十五座舉
げられてゐる。

- 一の宮から九の宮までの名稱(次の項参照) 一、貫前神
社 二、赤城神社 三、伊加保神社 四、加波宿禰神社
五、若伊加保神社 六、椿名神社 七、小祝神社 八、火
雷神社 九、倭文神社

五の宮なる若伊加保神社は式内十二社外であるが、現在
に於ては、群馬郡古卷村大字有馬にある若伊加保神社であ
ると推定されてゐる。又式内十二社の中に椿名神社といふ

のがあるが、椿名の「椿」は「椿」の誤ならんとは古來學者の定説であつた。しかし確證の據るべきものがなかつたが、近年九條公爵家から延喜式古寫本としては最古のものに屬する同家の祕籍が公開されるに及んで、同書には明かに「椿」と認められてあることが分り、「椿」は全く後年の寫し誤りであることが立證せられた。随つて六の宮なる椿名神社は式内十二社中の一なることが明かになつたわけである。

前に擧げた一の宮から九の宮までの中、五の宮だけは式内十二社外の社であるから、讀本本文に「皆延喜式内十二社の内である。」としたのは誤で、「概ね延喜式内……」とするか、又「其の中の八社は延喜式内……」としなければならぬ。

○延喜式内十二社 延喜式は、朝廷年中の儀式、百官臨時の作法其の他諸國の恒例などを漢文で記録したもので、五十卷になつてゐる。醍醐天皇の延喜五年、藤原時平に勅して朝廷の官制・儀式を制せしめ給うたが、業半ばにして時

平死し、弟忠平が代つて延長五年十二月大成した。中に就いて、其の第一卷より第十卷までは神祇に關することを掲げ、王朝時代に於ける祭祀の典禮を詳にしたもので、實に當時の神社法令として範を後世に垂れる貴重な典範である。延喜式神名帳に登録せられた神社を式内社といひ、上野國に於ては左の如く十二社擧げられてゐる。

上野國十二座大三座 小九座【内は現鎮座地名】

片岡郡 一座 小

小祝神社 (高崎市大字石原)

甘樂郡 二座 大一座 小一座

貫前神社 名神 (北甘樂郡一ノ宮町大字一ノ宮字本町)

宇藝神社 大 (北甘樂郡吉田村大字神成字赤城)

群馬郡 三座 大一座 小二座

伊加保神社 明神 (群馬郡伊香保町大字伊香保字香湯)

椿名神社 (榛名神社 群馬郡室田町大字椿名山 宇巖山)

甲波宿禰神社 (群馬郡金島村大字川島字南大塚)

勢多郡 一座

赤城神社 名神 (勢多郡宮城村大字三夜澤字境内)

山田郡 二座 小並

加茂神社 (山田郡廣澤村大字廣澤字宮原)

美和神社 (桐生市宮本町)

那波郡 二座 小並

火雷神社 (佐波郡芝根村大字下ノ宮字宮東)

倭文神社 (佐波郡宮郷村大字東上ノ宮字明神東)

佐位郡 一座 小

大國神社 (佐波郡采女村大字下淵名字明神)

小祝神社は現代は「ヲボリジンジャ」と稱し、火雷神社は音讀して「クワライジンジャ」と稱してゐる。

○式外の社 式内社に對して式外社といふので、延喜式神名帳に載せられてゐない神社の總稱で、即ち醍醐天皇延長五年撰修の延喜式に登録せられぬもの及び其の以後に創設せられた神社をいふのである。

○特別保護建造物 明治三十年六月法律第四九號を以て發

一〇 上州一の宮

布せられたる古社寺の建造物及寶物類保存に關する法律によつて特別保護の資格ありと定められたものをいふ。本法によれば、國費を以て保存すべき古社寺の建造物及び寶物類中、普通保護のものとは特別保護のものがあつた。前者は其の維持・修理につき保存金を給與するに止まるもので、後者は其の物件を處分し若くは差押の目的となすことを得ざらしむるものである。而して其のいづれたるを問はず、古社寺保存會に諮詢して内務大臣が其の資格を定めることになつてゐた。

(昭和四年三月二十八日法律第一七號を以て「國寶保存法」發布せられ、同年六月勅令第二〇九號を以て七月一日より施行。同時に「古社寺保存法」は廢止せられた。)

○白銅月宮鑑 漢鏡であつて、唐時代の製作と認められる。技工非凡にして、殊に紋様は月象に關する諸種の傳説を網羅し他に類例がない珍品である。八稜形で直徑六寸、厚二分ある。

○竹虎銅鏡 和鏡であつて、室町時代の製作と認められる。

直徑七寸二分、厚一分ある。
○竹籬梅雀鏡 和鏡であつて、室町時代の製作と認められる。直徑六寸三分、厚一分ある。

一一一 農業と開墾

○大仁鳥臣 支邦南梁の歸化人司馬達等の孫で、治水土木に長じた人である。命を受けて美濃を経て信濃に到り内海を治水し、推古帝の十五年秋、上野に來り利根の海を治めた。即ち戸河野瀧の磐石を割き妙工をめぐらし、遂に水を治めて陸となし、良田一萬七千八百餘町歩を得、後此の地を沼田と稱したとのことである。

○瀧水を疏排す 沼のやうな水たまりのところを切り開いて排水すること。

○莊園 中古以後、皇族・功臣・社寺其の他開墾者の私有地にして、多くは賦税庸調のなかつたものである。後には次第に弊害が生じたけれども容易に匡正せられなかつたが、鎌倉幕府の地頭を置いた以來は頗る減少し、足利幕府

の中世以後に於ける戦亂のため全く破壊せられた。

○大谷休泊 通稱新左衛門、休泊と號した。館林城主の命を受けて邑樂郡多々良村大字成島なるしまに居館を構へ、天文年間休泊堀を鑿つて用水を多々良沼より導き、數十箇村の灌漑を計り、溝渠本支十五里、山田・新田・邑樂の三郡に涉り水田數百町歩を開拓した。現に上休泊堀・下休泊堀と稱して存してゐる。又近傍の廣漠たる荒野に金山の稚松を移植せんことを企て、元祿元年に着手し、二十年の星霜を経て、其の苦心經營の功は鬱蒼たる大森林となつてあらはれ、延長數里に亘り、往古館野ヶ原と稱してゐたものが、そのために大谷原と改名せらるるに至つた。休泊天正六年八月二十九日年五十八で病没し、多々良村大字成島に葬り、大谷休泊關月居士と諡した。

明治十五年三月、其の偉績を追賞し三等褒賞金拾五圓並に金星銀盃を下賜せられ、同年七月、館林躰躑ヶ岡公園に縣令榊取素彦の撰文に係る一大頌徳碑を建て、功を不朽に傳へてゐる。後大正四年十一月十日特に從五位を追贈せられた。

○荒山小左衛門 新田金山城主由良成繁の家臣にして、元龜元年、大谷新左衛門(休泊)と共に奉行を命ぜられ、利根・渡良瀬兩川の堤塘築造、新田・邑樂・山田の三郡、野州梁田・足利兩郡、計五郡の新田開發水利土木事業に執掌し、新田堀を鑿ちて待堰より渡良瀬川を引き、新田郡の東部一



帯及び山田郡西南部に灌漑せしめ、又矢場川を開鑿して矢場堀より同川の水を灌漑し、其の他新田等を開發して農産に益する所が甚だ大であつた。慶長九年十月四日歿した。

○休泊堀・新田堀・待堰・矢場堰

右の水路を總括して、現在は待矢場兩堰普通水利組合組織され、灌漑地域は六千餘町歩と稱せられてゐる。

休泊堀(矢場堰)の灌漑地域は、山田郡及び邑樂郡の一部であり、新田堀(待堰)は新田郡の大半を支配してゐる。

○長野堰 取入口を群馬郡久留馬村大字本郷に有し、流末は岩鼻村大字岩鼻に於て烏川に注ぐ。灌漑地域は群馬郡長野・六郷・佐野・大類・岩鼻・倉賀野・高崎の一市六箇町村に涉り、面積一千六百町歩を支配する。即ち主として群馬郡の西部を灌漑してゐる。

○大谷原 邑樂郡六郷村・長柄村・多々良村・中野村の四箇村に亘つて、多々良沼の東より南を経て西に連る二百四十餘町歩の國有林地帯である。但大正十一年

國有林の大部分を拂下げて開墾し、現在は防風林として百三十八町八反四畝一步を存するのみである。

○境野八斗兵衛 那波氏の家臣で、上野・武藏兩國の間なる利根川の間、槐島の地を開拓して民戸を移した。此の土地は肥沃で且つ川の便があるので戸口が次第に増殖し、後竟に一村をなし、開發者の名をとつて八斗島村と稱した。今に佐波郡名和村大字八斗島の名が残つてゐる。

○秋元長朝 越中守と稱する。初の名は孫四郎といひ、行朝の子である。累世上杉管領家の臣である。天正十八年小田原城に入り之を守り、城陥るに及んで徳川家康の麾下に屬し、食邑を賜りて上野總社に居る。慶長九年領内耕耘の用水に乏しく灌漑の利なきを歎じ、高崎城主井伊直勝に溝渠を穿たんことを勧誘したが、之は空想に過ぎずとて應じないので、長朝慨然として蹶起し、獨力自ら率先して衆を指揮し之が工をなし、利根川より引水すること數里、歳を越えて漸く竣工し頗る水利を得た。爾來昔日の瘠田變じて肥沃の地となり旱魃の患を免れることが出來た。傳ふる所

○代官岡上景能 代官は、徳川幕府に於ては、幕府直轄の地を支配し、其の年貢・公事・人別等を掌つた地方の官吏で勘定奉行の管下に屬した。岡上景能は、武藏國兒玉郡高柳村の人で、幕府代官岡上甚右衛門景親の子である。寛文元年父の職を襲いで代官となつた。常に水土を相て田圃を拓き、時に倉廩をひらいて民の窮境を濟ひ、大に力を民事に盡し、民皆悦んで命を聽いた。上野國吾妻郡岡崎新田の陣屋にあつて此の近傍を管轄し、榛名湖水の尾流なる沼尾川より新渠を穿つて五町田・箱島・岡崎新田の田圃三百餘町開拓の績をいたし、地方今に其の洪恵を蒙つてゐる。寛文四年、新田郡鹿ノ川村陣屋を建て、下野國足利郡邊までを管轄し、讀本本文に略記せる水利墾田の事業を完成した。景能貞享四年十二月三日江戸に抵る途中輿の中に於て自刃した。時に年五十有餘(或は六十有餘と)、新田郡阿佐美村(笠懸村大字)國瑞寺に葬る。寺僧獨湛、雪江院壽峰道喜大居士と諡した。景能上野に於ても、寛文の初年より貞享四年まで二十七年間美政少からずして、人民今に敬慕感戴して

によれば、當時一老翁ありて何れよりか出で來り、役夫を指揮して容易に岩石を破碎し、其の功成るに及んで飄然去つて行く所を知らない。里人が是れ神人の工事を扶助したものと名して天狗岩用水と命名したとのことである。長朝元和元年大阪の役に従うて屢々戦功あり、元和八年致仕し、寛永五年八月總社城に於て歿した。年八十三。江月院殿巨岳元譽大居士と諡した。明治二十九年五月正四位を追贈せられた。

安永五年十一月、舊領民等其の功を偉なりとし、其の功德を不朽に傳へんとて、頌徳碑を總社光嚴寺畔なる其の廟前に建てた。所謂「力田遺愛碑」が是れである。大正十一年天狗岩堰水利組合に於て其の徳を頌し、三百年追弔祭を執行した。

○天狗岩用水 取入口群馬郡駒寄村、流末佐波郡芝根村(利根川)灌漑地域群馬郡總社・元總社・東・新高尾・京ヶ島・瀧川・佐波郡玉村・芝根の八箇町村に涉り、概して群馬郡の東半及び佐波郡の利根川右岸の部を灌漑してゐる。

己まない。岡崎新田に於ては、景能の祖先が三州岡崎に出たのを以て、新田功成るの後之を村名に命じ、村社榛名社境内に岡上神社を崇祀し、新田郡に於ては、大原本町なる郷社神明社境内に岡上靈社を崇祀し、笠懸野新村住民は「次郎兵衛様」と稱して祀を斷たない。明治十五年八月縣令榊取素彦は時の内務卿山田顯義に表彰の特典を請願し、ついで十七年九月官の允裁を得て盛大なる表彰式を舉行し、明治十九年十月、岡上景能紀功碑と稱する一大碑を笠懸開拓中心村落なる大原本町岡上靈社前に建て、其の功績を不朽に傳へてゐる。大正四年十一月十日、其の生前の偉勳を追賞せられ、從五位を贈られた。

○岡上堰 山田郡大間々町地先渡良瀬川より取入し、新田郡笠懸村に入りて二分し、一は笠懸村及び佐波郡赤堀村の一部を灌漑し、流末は東村を経て早川に入り、一は笠懸の一部藪塚本町及び強戸村を灌漑し、強戸村に於て新田堀に合流する。灌漑面積は百八十町歩である。

○新村八箇村 桃頭村・久宮村(以上笠懸村)、溜池村・權右衛

門村(以上綿)、本町村・六千石村・山ノ神村・大久保村(以上本町)

○新田十七箇村 加波村・志賀村・阿佐村(以上笠懸村)・藪村・西野村(以上藪本町)・寄合村・天良村(以上強戸村)・小金村・四軒在家村・多村・市村(何上生)・嘉禰村・上中村・大村(以上綿田部村)・久仁村(以上佐波郡東村)・間野村(以上佐波郡赤瀬村)

○小島武勇 伊勢崎藩主酒井忠告の臣で伊勢崎町に生れた。通稱市之丞、また伴左衛門、諱は武堯、人と爲り忠誠恪勤、忠告の信任厚く擢でられて郡宰となつた。これより先、伊勢崎及び近村の稲田數百町水利に乏しく耕作に苦しむことの久しいのを憂ひて、寶永三年、溝渠を群馬郡眞壁村以東、勢多郡南部に開鑿して利根支流を引き封内灌漑に充てようとし、苦心慘憺三年にして計劃漸く成り、始めて工事に着手し、數箇月を費して土木竣成を告げるに至つた。よつて新水路に水を揚ぐるの日、自ら身に麻袴を着し、菩提所善應寺に到りて疏通の状況を聴き、領界なる神澤川に架せる八阪樋を無事通水したとの報に接するや、思はず立ちて欣然

て楕圓形で大きく、雌花は相集まつて球形をなしてゐる。樹皮は製紙の原料として用ひられる。

○書上ヶ原 佐波郡殖蓮村大字下植木字書上。

○關口長左衛門 勢多郡木瀬村下大島の人、梨昌翁と號した。世々此の地の農であつたが、下大島の地は土質砂磧にして耕耘に利なく百姓が之に苦んでゐた。長左衛門畫はよく働き夜は學業を勉勵し傍農學を修め、梨樹の此の地に適するを察し、先づ自園に試植せしに果して其の甘味他に異なるものあるを覺え、村民に諭して梨の栽培を奨勵した。時文政年間にして二十四五歳の時であつた。爾來益々勉勵して培養の法を盡し、大島梨の名遠近に聞え、其の餘澤附近數村に及び、以て今日に至つてゐる。明治五年一月、年六十五にして病を以て其の家に歿した。

○船津傳次平 勢多郡富士見村大字原之郷の人、天保三年十月一日を以て生れた。少時人と往來して談笑嬉戲するを好まず、獨自ら好む所の植物の播種、蔬菜の栽培を爲すことを以て樂とした。其の農蠶の事に従ふや徒に舊習を踏

古謡一曲を舞つたとの事である。蓋し事若し不結果に終つたならば、直に屠腹して不明を上下に謝する決意であつた。武堯享保十八年歿し、養林院裏奥凌雲居士と諡し、伊勢崎善應寺に葬つた。明治四十三年、八阪堰普通水利組合關係者委員となり、碑を建て、其の偉績を不朽に傳へてゐる。大正七年十一月 天皇陛下特別大演習行幸に際し、其の生前の功を思召され、特旨を以て從五位を追贈せられた。

○八阪堰 勢多郡木瀬村大字筑井地内廣桃兩堰普通水利組合の管理に屬する。桃木川より取入れ流末は佐波郡茂呂村に終る。勢多郡荒砥村・木瀬村、佐波郡三郷村・伊勢崎町・茂呂村の水田六百町歩を灌漑する。

○風呂溝(風呂川) 廣桃兩堰普通水利組合内の(一水路)取入口は勢多郡南橋村地内で、前橋市の西及び南部を灌漑する。

○楮(かうぞ) 山野に自生する桑科の落葉喬木で、高さ丈餘に達し、葉は桑の葉に酷似してゐる。春日淡黄緑色の花を開き、本花は單性で雌雄異株に生じ、雄花は大略桑に似

製するを以て足れりとせず、工夫を凝らし實驗を重ね、自ら發明し得る所あらざれば止まぬといふ有様で、二十歳の頃工夫研究の結果、里芋・甘藷の作法と簡易貯藏法とを發見した。安政四年二十六歳の時父傳次平逝き、其の家督を繼いで其の名を受けた。安政五年年二十七にして選ばれて名主となつた。かねてから地方の田畑數百町歩が時々旱魃の害を受けることを憂ひてゐたが、こゝに至つて村吏と相議し、前橋侯の許可を得て水源涵養の植林として、赤城山南麓の秣場に四百餘町の造林をなし、今や芳賀・富士見・北橋・横野の各村に亘れる鬱蒼たる官林を形成してゐる。明治七年士族授産の爲此の官林を伐採して前橋藩士に分與するの議あり、大に驚き直に早越豫防の官林としての永久保存を其の筋に建議したので、大藏省に於て吏を派遣して臨檢し請願を聽許して事なきを得た。其の他農蠶改良の爲に盡瘁し、其の功績の著しきもの多かつたことは枚擧に追なき程である。明治二十三年十一月、多年の功勞により勅定の藍綬褒章を賜はり、之を表彰せられた。

明治三十一年六月十五日、六十七歳にして郷に歿した。天津院義巖行善清居士と諡した。大正七年十一月十八日從五位を追贈せられた。

郷里及び東京府下王子町飛鳥山に頌徳碑が建てられてゐる。

○水利組合法 水利組合は水利土功に關する事業で、特別の事情に依り府縣市町村等地方團體の事業となすことの出來ぬものがある場合に於て、是等の事業の爲に一定の地域内に於ける土地所有者又は土地家屋所有者を以て組織する團體である。普通水利組合及び水害豫防組合の二種ある。前者は灌漑排水に關する事業を目的とし、後者は水害防禦に關する事業を目的とする。水利組合の目的たる事業は、本來地方團體の權能に屬する事業で、地方團體が之を經營することを本則とする。水利組合は、地方團體が其の經營に適應する場合に設立せられるものである。水利組合の設立は、府縣知事に於て組合區域を指定し、關係地市町村長の一人又は數人に創立委員を命じ(但普通水利組合に就ては組合員たるべきもの五人)

以上の申請又は關係地市町村、其の委員に於て組合規約案を作り、關係者の總會議又は總代人會の議決を経府縣知事の許可を受くるによりて組合が成立する。場合によつては府縣知事に於て自ら組合規約を定めることが出来る。水利組合の權能に關しては、市町村のそれと同様なるも、特に著しき特色として二點を擧げ得る。其の一は、水害豫防組合に在つては、常に組合員に對してのみならず其の區域内の總居住者に夫役を賦課し又は出水の爲の危険ある場合に於ては、區域内の總居住者をして防禦に従事せしむることであり、他の一は、水利組合は自ら公の流水其の他の公物の主體として之を管理し、使用料を徴收して其の使用權を他人に特許し得べく、其の關係が公法的關係なることである。水利組合は、第一次に府縣知事、第二次に内務大臣の監督に服する。其の監督作用は大體市町村に對すると類似してゐる。

一三 佐野の渡

○鉢木 北條五代の執權最明寺入道時頼、諸國の政治を視察せんとして三年間六十餘州を行脚せしと言ひ傳へられる。此の旅行中に、上野國にて廉潔の士佐野源左衛門を得、なほ其の言行如何を試みると欲し、急に諸國の軍勢を召集して始めて源左衛門の偽らざりしを知り、宿借りし時に鉢木を火に焚いてもてなしたる返禮に託し、本領安堵の狀と共に更に新領三箇所を與へて恩賞となしたる事を謡曲に作り、文句中の主眼なる詞をとつて題目としたものである。今其の全文を載せることは煩しいので、初と終の部分を少しづつ擧げておくことにする。
ワキ次第「行方さだめぬ道なれば。〜。來し方も何くならまし。詞「是れは一處不住の沙門にて候。我れ此のほどは信濃の國に候ひしが。餘りに雪深くなり候ふほどに。先づ此の度は鎌倉に上り。春になり修行に出でばやと思ひ候。道行「信濃なる。淺間の嶽に立つ煙。〜。遠近人の袖寒

く吹くや嵐の大井山。捨つる身に無き友の里。今ぞ浮世を離坂。墨の衣の碓水川。下す筏の板鼻や。佐野の渡に著きにけり。〜。ワキ詞「急ぎ候ふ程に。是ははや上野國佐野の渡に著きて候。あら笑止や又雪の降り來りて候。此の所に宿を借らばやと思ひ候。いかに此の屋の内へ案内申し候。
(下略)
(上略)「ワキ詞「やあ如何にあれなるは佐野の源左衛門の尉常世か。是れこそいつぞやの大雪に宿借りし修行者よ。見忘れてあるか。いで汝佐野にて申せしよな。今にてもあれ鎌倉に御大事有るならば、ちぎれたりとも其の具足取つて投げ懸け。錆びたりとも其の長刀を持ち。瘦せたりとも彼の馬に乗り。一番に馳せ參るべきよし申しつる。言葉の末を違へずして。參りたるこそ神妙なれ。先づ〜今度の勢づかい。全く餘の儀にあらず。常世が言葉の末。眞か偽か知らんためなり。又當參の人々も訴訟あらば申すべし。理非に依つて其の沙汰いたすべき處なり。先づ〜沙汰の始めには。常世が本領佐野の庄。三十餘郷廻し與ふる所なり。

又何よりも切なりしは。大雪降つて寒かりしに。秘藏せし鉢の木を切り。火に焚き當てし志をば。何時の世にかは忘るべき。いで其の時の鉢の木は。梅櫻松にて有りしよな。其の返報に。加賀に梅田。越中に櫻井。上野に松枝。合はせて三箇の庄。子々孫々に至るまで。相違あらざる自筆の状。安堵に取り添へ給ひければ。シテ「常世は之れを賜はりて。地」常世は之れを賜はりて。三度頂戴仕り。此れ見給へや人々よ。始め笑ひしともがらも。是れほどの御氣色。さぞ羨ましがるらん。

地「扱て國々の諸軍勢。皆御いとま賜はり。故郷へとてぞ歸りける。シテ」其の中に常世は。地「其の中に常世は。よろこびの眉を開きつゝ。今こそいさめ此馬に。打乗て上野や。佐野の船橋とりはなれ。本領に安堵して。歸るぞ嬉しかりける。ん。」

○可美都介の云々 「船橋」は、川に船を並べ綱を以て枕につなぐ故に、取り離すこともあるから、仲を離されることにたとへていうたのである。「おやはさくれど」は、親は離

すけれどもの意。「わはさがるかへ」は、吾れは離れるものが離れはしないといふ意。「かへ」は「がへ」と濁つて讀むので、當時の其の地方の語で、反語の意をあらはしたものである。

「大意」 上野國佐野の渡の船橋はとり放すこともあるが、其のやうに親は私達の仲をさかうとしても、自分は別れるものか決して別れはしないよ」との思をあらはしたものである。

右の歌は、「船木の碑」に刻されて、群馬郡佐野村西光寺の西にある。即ち其の表面に「可美都氣努佐野乃布奈波之登利波奈之於也波左久禮騰和波左可禮賀倍。」と彫りつけられてゐる。

佐野の船橋については、有名な戀愛傳説がある。昔此の地の長者に美しき少女があり、對岸片岡村の長者には聰明な男子があつた。いつしか相思の間となり、人知れず船橋の邊に相會してゐたが、女の乳母はその往來を止めんとし、或暗夜真中の船一艘とその上に敷きし長板を取り放してお

いた。二子は之を知らず、遂に水中に落ちて死んだといふのである。

此の傳説を想起して前記の歌をよむと、一入感傷の深きものがある。今も佐野村元の渡の近くに朝日長者屋敷と呼ばれて居る所があり、西光寺西南方に佐野源左衛門の屋敷跡と云ひ傳へられる所があり、其の南の方に常世の祠がある。

○戀わたる云々（拾遺愚草） 「人やりならぬ」は、他からさせられるのではなくて、わが心からするといふ意。「ねをなく」又は「ねになく」は、聲をたてて泣くといふ意である。「かけ」は「かげ(影)」の意。

「大意」 戀し合つて佐野の船橋に相會してゐたが、今は其の人もなくして、ただ吾が心の底から悲しくして、聲をたてて泣くばかりたわいといふ意。

○駒とめて云々（新古今集） 「佐野のわたり」は、佐野のあたりといふ意。

「大意」 佐野のあたりにて日は暮れようとし、折から降りかかる雪はいとつらく、しばし物かげに立ちよつてそれを

掃はうとするけれども、立ちよるべきかげもなく、さてもくるしくわびしいことであるよとの意。夕ぐれ、茫々たる佐野のあたりに於て、大雪にあひて難儀なる情景をよんだものである。

此の歌によまれし佐野は、上野のではなく、紀伊國ともいひ、又大和であるともいふ。謡曲「鉢木」に、「……もと降る雪に道を忘れ。今降る雪に行方を失ひ。一所にたゝすみて。袖なる雪を打ち拂ひ打ち拂ひし給ふ氣色。古歌の心に似たるぞや。駒とめて袖打はらふかげもなし。佐野のわたり雪の夕ぐれ。斯やうに讀みしは大和路や。三輪が崎なる佐野のわたり。……」とあるから、讀本に擧げておいたのである。

○山本や云々 山の麓なる此の佐野の渡では、大層楽しいことを聞きながら、其の船橋を渡ることよといふ意。

一四 新田左中將

○左中將 左近衛中將の略。讀本本文八十九頁参照。

○源賴信の東國經略 源賴信は鎮守府將軍滿仲の子で、性剛毅果斷、明快にして兵法に練達し、當時兄賴光及藤原保昌と驍勇を以て並び稱せられた。一條・三條・後一條・後朱雀の四朝に仕へ、功により上野・常陸介と爲り、鎮守府將軍に進んだ。

之より先、前上總介平忠常勢を侍んで貢賦を怠り、謫役を供せず、後一條天皇の長元元年、遂に兵を擧げ、上總國府を陥れ、安房を侵し國守を殺した。

朝廷檢非違使平直方に命じて之を討たしめたけれども、久しく功がなかつた。是に於て朝廷當時甲斐守であつた賴信に追討の命を下された。四年賴信軍を進めて常陸に至り、謀を以て之を平定した。

これより東國久しく事なく、東國の民漸く心を源氏に寄せるやうになつた。

○鎮守府將軍 鎮守府は初め鎮所と云ひ、陸奥國宮城郡多賀城に置き、後膽澤郡膽澤城、ついで又岩井郡平泉に移つた。其の長官を鎮守府將軍と云ひ、主として陸奥・出羽兩

によつて差異があるから、幾貫の所領は幾町幾段の田地で、近世幾石に當るとは定め難いのである。

今假りに分錢一貫の段數を平均して五段とすれば、一段の分錢は二百文である。さて田畠一段の石盛を十とすれば、一段一石の收穫である。一石の米價を平均一貫文とし、その中より分錢二百文を輸すとすれば、二公八民の收税に當るわけである。即ち貫高一貫の田地は平均五段で、石高にすれば五石になることになる。

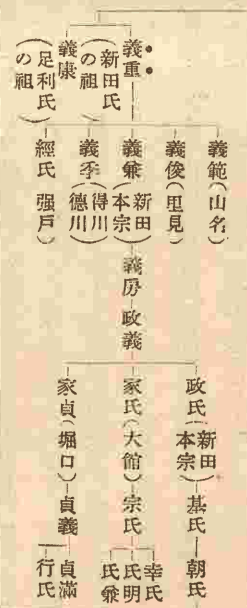
北條高時が元弘三年義貞に「錢六萬貫を五日の中に沙汰すべし。」と命じた。當時新田氏の占有地は、藤田文學士著『新田氏研究』によれば、現今の町歩に引き直して約一萬町歩で、當時の段別に錢六百文の割を以て課税したとすれば、總計六萬貫は新田一族一ヶ年の所得全部に課したもので、之を一時に而も五日の間に徴發せんとした事は、如何に戰時税とはいへ随分高率税と謂ふべきである。

○生品祠及笠懸野 元弘三年五月八日新田義貞が大塔宮の令旨を奉じて義旗を擧げたと云ふ生品神社は、今新田郡生

國の蝦夷を鎮撫し、兼ねて東國の非常を警める重職である。

○清和源氏新田氏の家系

清和天皇—貞純親王—經基—滿仲—賴信—賴義—義家—義國—



○錢六萬貫 貫高は鎌倉幕府以後所領の田數を計るに用ひたものである。之は田地の收納を米納にせずして、價錢を以て納めさせたからである。即ち幾町幾段の價幾十幾貫と定めて之を收めたのである。然し時世の變遷、土地の遠近

品村大字市野井にある郷社で、太田驛より西一里半にある。主祭神は大己貴命で、社傳によれば天喜中源義家が奥羽征伐の砌、當社に戰勝を祈つたことがあると云はれてゐる由緒古き神社である。

當時新田氏の居館については寺尾・寺井・世良田・反町の諸説があるが、その中で寺尾を除いては孰れも此處より遠くなく、且つ當時の官道にも當つてゐたから、義貞が此の社頭に勢揃ひすることは極めて自然であり、又士氣を鼓舞する上にも適切であつたらうと思はれる。又此所より打つて出たと云ふ笠懸野は當社の北方に當り、此處で勢揃ひをして鎌倉へ進んだのである。

○左馬の助 大寶令の制に、朝廷馬を監するに左馬寮・右馬寮を置く、左馬寮の長官を左馬の頭と云ひ、次官を左馬の助と云ふ。

○左兵衛督 大寶令の兵制中に京師に五衛府即ち衛門府・左右衛士府・左右兵衛府を置く。左兵衛督は左兵衛府の長官である。

○守護 武家の職名。警備のために諸國に之を置いた。其の土地人民を守護して、奸盜を防禦したのでかく名づけた。天下一般に之を設置したのは、文治元年源頼朝が義經追捕及奸盜に備へるがために置いたのを始めとする。これより國守の實權は漸次守護に移るやうなつた。

越前戦局圖



○恒良親王・尊良親王 恒良親王は後醍醐天皇の第六皇子で御母は藤原康子である。建武元年皇太子とならせられた。

○一族郎黨諸共に節を持して云々 義貞公が戦死した後

も、其の一族子弟の者が、西は遠く九州より東は奥州の端に至るまで各地方に散在して、官方の勢力を維持してゐた。其の衰へるに及んでも尙屢々起り屢々倒れて屈せず撓まず、乗すべき機會あれば必ず旗を擧げ、或は捕へられ或は殺されて、子孫のあらん限り義貞公の意志を繼續して、斃れて後已むといふ精神を發揮してゐる。此の点は楠氏の子孫に對して譲る所がないのみならず、楠氏よりも一族が多いだけ、一段とより以上の犠牲を出してゐる。左にその最も著しいものを簡単に記すことにする。

脇屋義助(義貞の弟) 越前失敗後美濃に轉戦し、吉野に至りて後村上天皇に謁し刑部卿に任ぜられ、後四國に渡り、回復に力めたが伊豫で病歿した。

脇屋義治(義助の子) 越前官方の中心となつて、同族の由良義氏と共に屢々足利方と奮闘した。

金谷經氏 義貞の代官として延元の初めより播磨にあり、義貞戦歿後にも其の地方の官方の中心となつて、非常に

延元元年天皇足利尊氏と和し、延暦寺より京師に還幸せられ、親王を越前に赴かしめて、北陸を經略せしめられた。親王は杣山城にあり、義貞の援軍が至らない中に城が陥り高經のために捕へられて京師に送られ、後に直義のために弑せられた。時に御年十五歳であらせられた。

尊良親王は後醍醐天皇の長皇子であらせられ、御母は藤原爲子である。

建武二年足利尊氏が反したとき、勅して尊良親王を以て東國管領となし、義貞を以て其の副となされた。竹下の戦に於ては脇屋義助と共に尊氏の軍に當られたが利あらずして京師に歸られた。

延元元年越前金ヶ崎城を新田義顯と共に守られたが、賊の攻撃が急な爲糧食が續かず、翌年春金ヶ崎城遂に陥り、義顯等と共に自刃して悲運の中に斃せられた。越前國教賀の北方金ヶ崎にある官幣中社金ヶ崎宮は兩親王を祀れる神社である。

活動してゐる。赤松氏の勢力を以てしても、容易に之に打勝つ事が出来なかつた。

新田緋打入道 後醍醐天皇の皇子花園宮を奉じて、伊勢より四國に渡り、土佐に於て官方の中心となつて足利方と戦つた。

新田義氏 延元四年岩見に於て擧兵、官方を率ゐて足利方と戦つた。

新田義宗(義貞の三男) 義貞の歿後、越後に赴いて官方を糾合して興國元年信州に打出で、大いに足利軍と戦つた。その後も常に越後に居つて怠らず、回復の策を講じてゐた。

新田義興(義貞の二男) 正平七年正月尊氏直義の不和に乗じて、弟義宗及従弟脇屋義治等と共に宗良親王を奉じて兵を上野に擧げ、大舉鎌倉に討入り、一時之を占領して勢を振つたが、間もなく尊氏のために破られて逃走した。その後兄弟は越後に於て常に官方の中心となり足利方と奮闘した。正平十三年義興は武藏國に赴いて義兵を

擧げた所が、之に應ずる者多く一時盛んであつたが、鎌倉の竹澤良衡・江戸高重のために誑り謀られて矢口の渡に果敢ない最期を遂げた事は誠に悲しみの至りである。

○桐葉の旗 八幡太郎義家度々の戦功に依り朝廷から五七の桐の紋章を用ひることを允許せられたが、源氏が之を家紋として用ひたから新田氏も義旗として之を用ひたものであらう。

一五 岩 櫃 城

○吾妻太郎の系圖 吾妻郡の領主である。其の系統については左の諸説がある。

秀郷流氏族(下河邊系圖)

吾妻二郎 吾妻權守

秀郷—千常—文脩—兼光—兼助—兼成

傳説雜記に

吾妻太郎行盛—太郎助亮—四郎助光—庄司進藤原行家

行家實は下河邊氏

—庄司助藤原行重—太郎行盛

南は蒼海漫々として、峰高く谷深く、三方の險崖は屏風を立てたやうで、誠に要害の地であるから、永祿十一年甲斐武田の大軍當國に亂入して此の天險を見たと、城郭を築いて之に據つた。武田氏亡び徳川氏の手に歸した。

○甲斐の岩殿 甲斐の猿橋より北約二十町にして岩殿山がある。岩殿とは岩洞自然に殿閣を望むが如き状あるに依て此の名がある。今岩殿城址あり武田の臣小山田氏の久しく領する所であつたが天正十年武田氏滅亡のとき小山田氏の叛逆によつて織田信長のために誅せられて滅亡した。

一六 山 の 恵 み

○森林植物帯 地球表面に於ける氣候の相異は、植物の生育や繁殖に大なる關係がある。即ち植物の種類は氣候の如何によつて左右せられる。従つて植物の分布は氣候の影響を受けて赤道から兩極に向つて所謂植物帯が地球上に現れてゐる。氣候帯が熱帯・温帯・寒帯等に區別せられてゐるやうに、植物帯もまた熱帯・温帯・寒帯に區別せられ

清和源氏村上氏族(尊卑分脈)

村上判官代爲國—基國—親基(親基)吾妻太郎(姓氏家系辭書)

河内守頼信二男井上頼清の孫村上判官代爲國の子親基(親基)吾妻太郎(名跡考)

○上杉憲顯 足利尊氏の臣で、尊氏兄弟のために盡すことが多かつた。足利尊氏の子義詮を擁して鎌倉にあつたが、北畠顯家の來攻に遇つて大敗し、義詮を奉じ鎌倉を捨て、走つた。

正平四年足利基氏關東管領となるに及び、高師冬と共に選ばれてその執事となつた。後に直義の南朝に歸順するに及んで、之に應じて遂に師冬を殺した。後新田義宗に従ひ屢々尊氏の兵と戦つた。基氏その舊勳を思ひ、憲顯を諫してその罪を宥し、再び越後の守護に任じ、ついで執事とした。基氏卒した後は、その子氏滿を輔けて東國を鎮め、また執事として仕へた。正平二十三年六月十三で歿した。

○駿河の久能 久能山一名有土山と云ひ静岡の東方海岸にあり、二里餘に亘つて隆起せる連岡で高さ九百尺に及んで

てゐるが、此の兩者の區域は必ずしも一致するものではない。

水平植物帯 赤道から兩極地方に向つて現れる植物帯を水平植物帯といひ、熱帯・亞熱帯・暖帯・温帯・亞寒帯・寒帯の六區域に概別せられる。

垂直植物帯 高山に於ては、山麓から山頂に登るに従つて低緯度のところから高緯度のところに進むと同様に漸次溫度が低くなるから、山麓から山頂への植物帯の變化は、水平植物帯の變化と相似たものがある。これを垂直植物帯といひ、温帯地方の高山即ち富士山等に於て類別すると、山麓帯・喬木帯・灌木帯・草木帯・地衣帯の五區とせられ、喬木帯は更に闊葉樹帯(下部)と針葉樹帯(上部)の二部とする。

前記植物帯の特に森林植物に關する植物帯を森林植物帯といひ、低緯度の熱帯地方から高緯度の寒帯地方に進むに従つて水平的に各特殊の林相を現してゐる。此の林相の變化が即ち水平森林植物帯であるが、山地にあつては、山麓から山頂に至るまで樹種の配布を異にし、各特異の林相を

現してゐる。これを垂直森林植物帯といふ。是等森林の特異の狀態は帶狀をなして現れてゐるから、其の區域を森林帶と呼んでゐる。

本多林學博士は我が國の森林帶を、熱帶林・暖帶林・溫帶林・寒帶林の四區に類別した。

熱帶林 終歲雪を見ざる沖繩本島の中央以南・八重山列島・臺灣・澎湖島等の平均等溫線攝氏二十一度以上の地で樹榕・無花果樹屬の常綠闊葉樹・單子葉林木等を主とする。

暖帶林 前帶の北に接し、沖繩本島の中央以北から四國・九州の全部及び本州の南部北緯三十五度（沿海の地は三十七度半）以南の地で、檜・椎等の常綠闊葉樹を主とし南部に樟、海岸に黒松を生ずる。

溫帶林 前帶以北の本州全部及び北海道過半の地で山毛櫸を主とし、大楠・榎等の落葉闊葉樹と、檜・樺等の針葉樹を主とする。

寒帶林 北海道の東北半部平均等溫線六度以下の地で、白檜・蝦夷松・青森檜松等の自然林がある。

○白檜 一名シラビソ又リウセンといひ、深山に生ずる松杉科の常綠喬木で、高さ數丈に達し、幹皮は平滑にして灰白色を呈する。材は淡褐色で質緻に似て縦よりも軽く軟かて割裂し易く、又曲屈性に富み、戸障子の框・飾等を作り、又屋根板・鏡戸等の建築材や菓子折・書棚・衣桁・額縁等に用ひ、製紙及び薪炭料ともなる。

○姫小松 溫帶の山地に自生する松杉科の常綠喬木で、中國地方に最も多く幹は高さ七八丈、周り七八尺に達する。材は邊材は白色、心材は帶黃褐色で、質赤松に似て緻密に且つ柔軟で弾力少くして割れ易く、又水濕に堪へざるも反曲割裂する憂なく、又物の當り順逆極めて寡きを以て松類中第一の彫刻材で、古代の彫刻には特に多く用ひられてゐる。又漆を加へ易く漆器の木地に適し、尙ほ建築材となし、天井板・天井の竿打・長押・杵尖・障子・樂器殊にオルガンの鍵盤等に用ひられ、近年は隣寸の軸木・經木用材として用ひ、又庭園・盆栽用として賞せられてゐる。

○樅 一名モミソ又はタウモミといひ、暖帶地方の山地に

○扁柏（俗檜） 山地に生ずる松杉科の常綠喬木で、暖・溫兩帶に生じ、木會に於ては天然に繁茂し、紀伊・大和・秩父等では其の人工林が多い。樹幹直立し高さ十丈に達し、樹形圓錐形を呈する。材は緻密で光澤ある帶黃白色をなし、家屋・船舶・橋梁等の用材として杉に優り、堅韌にして割裂性に富めるを以て、曲物及び板材として賞用せられ、信濃・飛騨にてはヒノキ笠を作り、又製紙料として用ひられる。

○落葉松 一名富士松又カラ松ともいひ、我が國內地に産する針葉樹中唯一の落葉喬木で松杉科に屬する。元來寒帶産の樹種で、寒冷乾燥に堪へる力強く、溫帶にありては通常火山岩屑より成れる高山地方に繁茂する。我が國に於ける其の天然林は、富士山・淺間山・日光・男體山等であるが、人工造林によれば能く四國・九州等にも生育する。此の樹は生長甚だ速かにして、幹は高さ六七丈に達する。材質は通直で能く水濕に堪へるので、船舶・橋梁・電柱・鐵道の枕木等に適する。

自生し松杉科に屬する常綠喬木で、幹は直立して高さ五六間、周り約一丈に達する。材は帶褐白色で、質軟く且つ粗にして軽く伸縮が甚しい。天井板・障子・框等に用ひ、又製紙の原料とする。

○樺 暖帶の終より溫帶の中部までの山地に自生し、紀伊・山城・遠江・伊豆・安房等に多き常綠喬木で、松杉科に屬し、幹は高さ十丈周り一丈に達する。材は樅に類するも木理緻密堅硬で光澤がある。能く水濕に堪へ保存期長く、柱材・土臺等に適し、その他敷居・鳴居・屋根板等に用ひ、近年は製紙原料にも供してゐる。薪材としては火力強く、樹皮はタンニンを多く含み漁網の染料として用ひる。

○唐檜 トラノヲモミともいひ、寒帶に生育する種類なるも、大和の大臺原山・木會山中・富士山・日光山・白根山・鳥海山等に多く、松杉科に屬する常綠喬木で、幹は高さ七八丈周り七尺に達する。材は邊材白色で、心材は帶黃赤色をなし、肌理細美にして鉋削すれば光澤を生ずる。材は曲物に適し、薄片となして飾・蒸籠の外圍とし、又檜の代用

として用ひ、天井板・柱等の建築材及び製紙の原料として
ゐる。

○楡 又枹とも書く。通名コナラ又はハハソともいふ。殼
斗科に屬する落葉喬木で、温帯地方の山林中に自生し、幹
は高さ四五丈に達する。樹皮は初め平滑なるも老樹は淺く
龜裂する。果實は橢圓形彈丸狀の堅果で、椀狀の殼斗内に
ある。材質稍々堅くして粗く、折れ難く碎け難い。良質の
ものは椅子・箱等の器具を作り、普通のものには薪炭料とし
て火力強く、又材は椎茸の栽培臺木とし、果實は滋味を除
き穀類と混じて食用とする地方がある。

○山毛櫨 温帯山地の陰濕地に自生し、殼斗科に屬する落
葉喬木で、高さ七八丈周り一丈に達し、樹皮は暗褐色で灰
色を帯び平滑である。果實は卵形の殼斗を被り十月頃成熟
する。邊材は帯褐白色、心材は帶紫褐色で、質堅緻密な
るも屈撓力に抵抗する力稍々乏しく、割裂し易く又水濕に
あひて腐朽しやすい。奥羽地方では傳馬船の材とし、又鐵
柄・下駄齒・盆・椀・飯櫃・鉢等とし、漆器の木地・絲織

又薪炭料・椎茸栽培の臺木等に用ひ、樹皮はタンニンをも
含むを以て、漁網の染料・なめし皮等に用ひられる。

○槭樹 又モミジといひ、温帯の山地に自生し北海道に多
い。槭樹科に屬する落葉喬木で、幹は高さ四五丈周り六尺
に達し、樹皮は帶綠淡赭黑色を呈し、枝條は青く平滑で、
葉は通常七裂の掌狀葉で裂片の先端尖り邊縁に鋭鋸齒があ
る。果實は十月頃成熟し一雙の翼を有する翅果で二子相對
してゐる。邊材は褐色、心材は帶紅淡褐色で、質堅緻密
にして鉋削し難きも、光澤を出して美いから、裝飾材・木
地・寄木細工・机・箱・鐵砲の臺等を作るに用ひられる。

○櫟 又栲とも書く。温帯山野に自生し、殼斗科に屬する
落葉喬木で、幹は高さ四五丈周り六七尺となる。樹皮は暗
褐色で縦に深い裂目がある。果實は堅果で殆ど球狀をなし、
基部に淺き椀狀の殼斗がある。材は質稍々硬きも粗く、力
を加へると割れ易い。又乾燥すると反り且つ裂けるので、
建築材や器具材には適しないが薪炭料として燃焼力強く煙
の少い特長がある。樹皮と殼斗は染料とし、又なめし皮用

器械・紡績用木管等に用ひ、薪炭材ともする。

○樺 カンバ又はシラカンバなどといひ、温帯の終から寒
帯に亘り陽燥地に自生する樺木科の落葉喬木で、幹は高さ
八九丈周り七八尺に達し、樹皮は表面に横理斑點を有し、
無數の薄層より成るを以て薄く容易に剝離せられ、内部は
淡褐色を呈するも外部は色白きを以て名づく。邊材は帶褐
色、心材は褐色を呈し、質緻密堅硬で裂け難く、堅きアカ
ガシに同じ。材は腐朽し易く黒褐色の斑條を生ずるを賞し
て指物・器物の材とし、薪炭材・燐寸の軸木にも用ひられ
る。樹皮は短冊・煙草入・小刀の鞘・茶筒・盆等にはりて
趣を添へ、又屋根を葺くにも用ひられ、尙ほ脂肪に富みて
燃え易きを以て附木の代用や松明たいまつとして珍重され、煎じて
鬱金色の染料ともなす。

○櫟 又ハハソともいふ。北海道・本州等の山地に自生し、
殼斗科に屬する落葉喬木で、高さ四五丈に達し、果實は殆
ど球狀の堅果で椀狀の殼斗内にある。材は堅くして水濕に
耐へるので、建築材・器具材・鐵道の枕木・船艦材とし、

とする。尙ほ椎茸の臺木とし、樹林中に天蠶を飼養し、果
實は滋味を去つて食用とし、又澱粉製造の原料とする。

○樺 暖・温兩帯に亘りて自生し、日向・長門・紀伊・遠
江・伊豆・武藏・木曾・岩代・陸奥等に多く、其の他各地
で家屋の周圍等に栽植してゐる。樺科に屬する落葉喬木で
幹は高さ十二三丈周り約三丈に達し、樹皮は帶灰褐黑色で
老成すると龜裂して剝離する傾がある。心材は帶赤赭黑色
をなし、邊材は廣くして色稍々薄く、質堅く且つ重くして
割れ易く、弾性に富み木理密ならざるも耐重力強く、又水
濕に耐へるを以て、船艦・橋梁・建築材とし、又椅子・食
卓・電車汽車の客車等に用ひられる。古來、神社・佛閣・大
廈高樓の門柱・扉等に用ひ、特殊の杵きねを有するものは室内
裝飾・文房具・戸棚・箱類等の製作に賞用され、又其の灰
は陶磁器製造用に供せられ、枝梢は淺草海苔の着生用とせ
られる。

○御料林・帝室林野局出張所 帝室の所有に屬する林野に
して、宮内省之を管理する。宮内省に帝室林野局を置き管

理・經營の實務を管掌し、更に札幌・東京・木曾・名古屋に帝室林野局支局を設け、支局の下にそれ／＼數多の出張所を置き各々其の地方の事務を分掌する。本縣は帝室林野局東京支局前橋出張所の管内にあり、林野所在の主要集團地は赤城山及び榛名山園地にして、此の外各地に散在し、其の面積約一萬三千町歩ある。下渡金は、市町村税中地租附加税に代るべき意味に於て交付せられるものである。

○國有林・營林署 國有林は國の所有に屬する林野にして主として農林省之を管理する。農林省内に山林局を置き管理・經營の實務を管掌し、更に青森・秋田・東京・大阪・高知・熊本に營林局を設け、營林局の下にそれ／＼數多の營林署を置き各々其の地方の事務を分掌する。本縣は東京營林局の管轄に屬し、高崎・中之條・草津・後閑・沼田・大間々の各營林署に分ちて管掌する。林野の所在は山嶽地一帯に涉りて公布するも、利根・吾妻兩郡に在るもの大半を占める。其の面積約二十萬町歩に達し、民有林野のそれと略々伯仲の間にある。

○郡制廢止 明治維新の改革により諸政改まるに及んで、團体民選の議朝野に起り、其の階梯として明治二十三年郡を布きて自治團体の性質を郡に有せしめた。郡は即ち數箇の町村を以て成立し、縣と町村との中間に介在して自治行政をなす公共團体で、郡制に「第一條郡ハ從來ノ區域ニ依リ町村ヲ包括ス 第二條郡ハ法人トシ官ノ監督ヲ承ケ法律命令ノ範圍内ニ於テ公共事務並法律勅令ニ依リ郡ニ涉ル事務ヲ處理ス 第四條郡會議員ハ各區選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス」とあり、其の性質略々府縣に似てゐる。然るに漸く地方自治の進歩發達に伴ひ之を廢止するの議起り、遂に大正十年四月十二日法律第六十三號を以て郡制は之を廢止し、大正十二年勅令第四十四號を以て其の施行期日を大正十二年四月一日と定められた。即ち大正十二年三月三十一日限りで郡制は全く廢止せられたのである。仍つて郡制廢止の際存在した郡の營造物其の他權利・義務等にして尙ほ存續を要するものは、之を府縣に移管した。

次に郡長は、明治十一年郡區町村編制の際地方行政機關

として始めて之を置き、郡内に於ける國の行政事務を管理し、町村及び町村吏員を指導監督し、又自治團体たる郡を統轄代表する地方行政上重なる機關であつたが、地方行政の發達に伴ひ公民自治の途を宏め地方自治權の擴張を圖るため、大正十五年六月三日勅令第四百七十七號を以て郡長の制度を廢止せられた。即ち之を普通郡役所の廢止といつてゐる。

○保安林・森林開墾禁止制限地 公益を保護し又は之を増進する爲、森林の取扱に制限を加へ、政府の監督を必要とする林籍を保安林と稱する。

又保安林としてまで監督する必要なきも、公益上土地所有者の自由に放任し難き森林に對しては、程度の輕重を察し其の開墾を禁止し又は制限して政府之を監督する林籍を森林開墾禁止地又は同制限地と稱する。

以上述べた所の林野は、主として縣下主要河川の上流地方にあつて、其の面積は大要左の如くである。

保安林 約 三七、七〇〇町歩

一七 金山の松風

森林開墾禁止地 約 一〇、七〇〇町歩
同 制限地 約 四一、〇〇〇町歩

一七 金山の松風

○金山 萬葉集にある新田山が即ち今の金山である。爾比多夜麻、禰爾波都可奈那、和爾余會利、波之奈流兒良師、安夜爾可奈思母。此の歌の意味は、新田山は他の峯には附かずして、自分の方によそりたち突元としてゐるから、端にある小山たちは如何にも悲しさうに見えるると云ふ意であらう。

此の山は高さ二百二十三米位であるが、實に此の地方の中心であるのみならず、此の地方の精神であつて、此の山は登れば周圍の地勢の關係上關八州の平野を一眸の下に收め得る形勢の山で、萬葉時代即ち奈良朝時代の古い昔から此の地方の人々によつて注意されて居つたといふ事が分かる。

○金山城 金山の頂上には今縣社新田神社が祀られてゐる

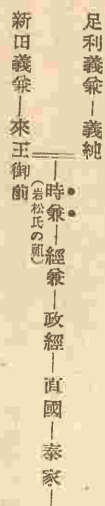
が、此の附近一帯は金山城の本丸址でその裏手には尙石壘が残り、南面の一段低い所には、古井戸や古池があり、また西方数町の所には塹壕の址があり、二の丸・三の丸と稱せられる部分も存してゐる。

此の城は誰が始めて造つたかについては、諸書に見えるが、其の説く所は一様でない。併し其の地形が周圍に平野をめぐらした獨立した要害の山の上にあることとて、本郡に據つた武將は必ず此の山を利用したには相違ないが、同時に物資の供給に不便であるから、平時にあつては此處に常住した城とは思はれぬ。一旦事あつて戦時情態になつた時には、これに據つて防守したもので、當時の城郭を研究すれば、楠氏でも足利氏でも赤松氏でも菊地氏でも全國の軌を一にしてゐる。即ち平素は山麓附近の平地に居を構へて居住してゐたものと思はれる。新田氏等も同様で、やはり平素の館は此の附近の平地にあつたと察せられる。新田氏が此の城に據つた事も諸書に見えてゐるが、義貞は元弘三年義舉以來新田郡を出たまゝ、近畿或は北陸地方に働

いて居つて、遂に新田には歸らなかつた。爲めに此の金山城は義貞の用はしなかつた様に思はれる。故に金山城は義貞の時代には未だ城郭としては形をなさなかつたものと思はれる。それでは何時頃からかと言ふに、その後山城が必要になつた時代、即ち南北朝以後戦國時代の間に出來たやうに察せられる。即ち關東古戦録と云ふ書に「岩松明純が此の山に城壘を築きてより今に至つて數代安堵す。山上池有つて飲水に渴することなく、採薪亦乏しからず。要害は渡良瀬川を東北に控へ、利根川を南に受け、寄手を一面に見なし、かけ引防戦の手遣變なき要害の地なり」とあり。讀本に城壘となつたとあるは城郭の形をなしたと云ふ意味である。是を以てこの城は戦國時代には無比の要害であつた事が分る。之によつて岩松氏・横瀬氏（由良氏）は關東にその勢力を振つたのである。

ち岩松氏の先祖で、本新田とは多少素生を異にして寧ろ足利方に近い系統の家で、新田の正系は滅びたが、此の家が後まで比較的永い間残つた譯である。前條にある文明年間金山城の繩張りをして城郭を造つたと云はるゝ岩松明純は時兼八世の孫である。而して室町時代から戦國時代にかけて新田郡の歴史を作つたのは、即ち此の岩松氏で鎌倉管領の下にあつて新田氏の總領と云ふ事になつて來るのである。

岩松氏系圖



○横瀬氏（後に由良氏と改む）横瀬氏は岩松家の家老である。その先祖について、或は新田義貞の子貞氏より出でたとも、或は義宗より出でたとも言はれてゐるが確かでは

ない。岩松明純が横瀬信濃守國繁に政務を委ねてより勢力を得、景繁・國經・泰繁と傳へて其の子成繁に至つて頗る強大を致し、主家を蔑にし、金山城に住して勢力盛であつたが此の時に氏を良由と改め將軍義輝の御供衆となつて、刑部大輔と稱して金山城に居り、上杉謙信・北條氏康の來攻に遇つて一度も落城しなかつたといふことである。然るに成繁の子國繁に至り、欺かれて小田原に抑留さるゝに及び由良氏は金山城を開け渡して桐生に退き、金山城には小田原の家臣清水上野介が暫時在番した。岩松氏は小田原征伐以後は極めて微々たるものとなり、遂に常陸牛久に移り、金山城は廢城となり、新田氏の形勢一變した。

由良氏系圖



一八 平井城と上杉氏の末路

○關東管領 室町幕府が關東の事を總轄せしむるために設置した重職で威權將軍に次ぐ。職制等凡て幕府に倣ふ。尙管領を補佐する重職を執事と稱した。尊氏が次子基氏を鎌倉に居らしめたのを此の始めとし、持氏に至り幕府に反抗して亡びた。

基氏―氏滿―滿兼―持氏

執事上杉氏權威大にして常に管領の稱を用ひたから、管領を御所又は公方とも云うた。

○白井城 城址は群馬郡長尾村大字白井にあり。子持山の南麓にあたり、利根・吾妻二川合流の突角を利用した要害で、川に境しない西北部には濠を繞らした様子が見える。今でも本丸・二の丸・三の丸の址を存してゐる。此の城は康元元年山内上杉の老臣長尾景熙が白井の地に來住してから、代々之に居つたが、室町時代に至つては、入道して昌賢と云つた有名な長尾景仲が、永享十年執事上杉憲實が關

東管領足利持氏と隙を生じて相戦つた時、主家たる憲實を此の城に迎へたことがあり、主家に盡すと共に白井城をして重きを加へしめた。

其の後上杉・武田・北條の三氏の勢力上野に及ぶに及び重要地點にある白井城は屢々これから勢力の争點になつたが、戰國の末には遂に小田原北條の勢力の下に立つに至つた。

徳川氏江戸入府後は其の臣本多廣孝が、此の城主となつたが、その後西尾氏に領せられ、慶長九年本多紀貞の死と共に廢城となつた。

○平井城 城址は多野郡藤岡町の西南一里半、鮎川の西岸にあつて平井村大字西平井に屬してゐる。山内家の上杉顯定が此所に築いて群馬郡白井城から移つて住んだのである。築城の年代については、應仁中とも、文明八年とも又十年とも傳へられ明確でない。顯定の孫憲政に至り、富強をたのみ奢侈を極めて民望を失ひ、政道大いに紊れたから天文二十年北條氏康の來攻にあひ防ぎ得ずして平井城は陥

り、憲政は越後に走り、長尾景虎に管領職と上杉の系圖とを讓つて關東の恢復を託した。

謙信その後上杉氏を稱し、永祿元年本城を攻めて、北條長綱を奔らし、一時長尾謙忠をして守らしめたが、數度の攻戦のため要害が失はれたので、遂に厩橋城に移り本城は廢城となつたのである。

○綠野 舊郡名、和名抄、美止乃と注し、十一郷に分つ。明治二十九年多胡郡と合併し、現今の多野郡を建て、其名廢せられた。

一九 箕輪城懷古

○長野氏の系圖 箕輪城主長野氏は、人皇五十一代平城天皇より出てゐると傳へられてゐる。長野氏系圖に、天皇の皇子阿保親王承和元年上野の太守に任ぜられ、在原の姓を賜つたこと、親王の第五子が在原業平で上野介に任ぜられた事とが記されてある。そして何時頃から長野氏を稱したかは、諸説があつて確かではないが、業平二十八世の孫を

乙業と云ひ、之が長野氏中興の祖である。

長野氏略系



○武田氏の上州出兵 武田信玄が上州に出陣したのは、天文十五年十月上杉憲政と碓氷時頼に戦つたのを初めとする。其の後天文・弘治・永祿に亘つて八年間に數回出陣してゐる。上杉憲政が越後に走つた後も、其の宿將であつた長野業政は益々城郭を修め、精兵を養つて、其の支城の諸城塞と相應じて武田氏の侵入軍に備へてゐた。従つて當時起らねばならないものは、長野氏對武田氏の合戦である。武田氏は長野氏の強大を知り、利を以て業政を引き入れんとしたが、業政義を守つて之を容れなかつた。是に於て遂に信玄の武力を以ての征伐となつたのである。然し當時の名將信玄が、用兵攻城の優秀なる甲州流の軍法を以てするも、百戦練磨の甲州兵を以て攻むるも、業政存命中は遂に一步

もその本據箕輪城に侵入することが出来なかつた。

○箕輪落城 業政は偉圖空しく、永祿四年に没し、嗣子業盛勇武なりと雖も未だ若冠十七歳であつた。是に於て武田信玄大いに喜び、意を決し、永祿六年正月兵三萬五千を率ゐて來り攻めた。西上州の諸城相次いで陥り、遂に箕輪城は重圍に陥つた。城主業盛部下を督勵して奮戦大に努めたが、遂に衆寡敵せず十九歳を一期として、「陽風に氷肌も櫻も散りはてゝ名にぞ残れるみわの郷かな」の辭世を残して悲壯な最期を遂げ、箕輪城は遂に落城したのである。時に永祿六年二月二十二日であつた。夫人は白井城主長尾景英の女であるとも、又一説に扇谷上杉朝良の女とも云はれてゐて、時に年十八歳、美貌の聞え高く、幼兒(二才の男子)の安否を氣遣ひ、農家に潛みしを甲兵に捕へられ甲州に送られた。信玄納れて側室としよとしたが、貞節を守つて信玄の殺す所となつたと傳へられてゐる。

○箕輪城及城址 當城は一般に大永六年長野信業によつて始めて築城されたものと云はれてゐるが、近年史蹟の調査には有志によつて「史蹟保存會」が設立され、長野氏の偉業の調査、史蹟の保存及びその發表が着々其の効を収めてゐることは、郷土研究のために喜ぶべきことである。

二〇 桐生織物と伊勢崎銘仙

○濫觴 事物の起源をいふ。江始出^{ヨリ}岷山^ノ其源可^ニ以^テ濫^フ觴^ヲ。及^ニ其^ニ至^ル江津^ニ也、不^レ妨^レ舟^ノ不^レ避^レ風^ノ則^レ不^レ可^ニ以^テ涉^ル。(孔子家語)から出てゐる。
孔子家語 十卷。魏の王肅が諸書に散見する孔子の逸事を割いて綴りなしたるもの。

- 仁田山綿 小幅にて下等の羽二重の如きもの。仁田山は山田郡川内村須永の北なる山田の舊名である。
- 日野絹 玉糸を用ひて織りたる節絹即ち太織りの如きもの。日野は、多野郡日野村地方の舊名である。
- 古緞子 經糸緯糸共に生糸を用ひ、縞子織の如きもの。
- 染色交織物 絞り色のこと。
- ジャカード機械 模様を自由に織り出す機械で、フラン

二〇 桐生織物と伊勢崎銘仙

が漸次進むにつれて、少くとも足利時代の初期或は鎌倉時代迄も遡り得ると認められる。之が爾來幾多の變遷を経て信業の時代に到つて丘城としての體裁を整へたと見るが至當であらう。現在の城址は井伊氏時代の名残である。今箕輪城跡圖として傳はるものは、其の製作年代は知り難いが、其の原本は井伊氏が高崎へ移城後間もない頃の繪圖及記録によつて作製したものであらう。

城は榛名山の東南麓に在つて、關東平野に臨む南端を利用して造つた「丘城」で、地形の優秀、繩張りの妙、城池の宏大、城下町の整美等縣下稀に見る城地である。殊にその攻守に當つて多數の屬城を利用した点は、實に戰術・築城の上から見て興味深いものがある。かく本城を中心として周圍に多數の要害を設ける事は、當時の大城郭に屢々利用されたことで、白井城・平井城・金山城等は縣下で著しい例であるが、其の價値より見て箕輪城に及ぶものはない。今城址を訪へば、石壘や濠が尙残つてゐて、ほとゞ舊規を想像し得べく轉懷古の情にたへぬものがある。近年箕輪町

スのジャカードといふ人の發明したものである。
○觀光縞子 始めて支那から來たもので、經は生糸、緯は木綿で、黒縞子のことである。
○澗琥珀 博多織の極めて薄いもので、廣幅に織り、輸出品である。

○元機屋 經糸及び緯糸を直に織り得るやうになし、織質を拂ひて織方を人に依頼し、織り上げたる布は自己の手許に引取りて販賣するもので、即ち賃織屋に織質を拂うて織らしむる如きものを元機屋といふ。

- 同業組合
- 桐生織物同業組合 桐生市
 - 一、生産品ノ信用ヲ保持向上ニ關スル施設
 - 二、取引改善販路擴張ニ關スル施設
 - 三、生産費ノ低減ニ關スル施設
 - 四、能率増進ニ關スル施設
 - 五、資本ノ増殖並金融改善ニ關スル施設
- 伊勢崎織物同業組合 伊勢崎町

二〇 桐生織物と伊勢崎銘仙

- 一 製造品ノ検査
 - 二 染織上ノ智識普及方法
 - 三 當業者ノ參考ニ必要ナル原料品染料品及織物見本類蒐集
 - 四 統計表調製
 - 五 機關雜誌ノ發行
 - 六 品評會共進會集談會等ノ開設
 - 七 内外國博覽會及品評會共進會等出品ニ關スル事業
 - 八 職工使用人簿取締方法
 - 九 組合員ノ請求ニ應ジ染織上ノ試験及鑑定
 - 一〇 視察員派遣
 - 一一 織物貯藏場經營
- 館林織物同業組合 館林町
- 一 染織上ニ要スル智識ノ普及啓發
 - 二 検査ニ關スル事項
 - 三 職工使用人並賃業者ノ取締
 - 四 販路擴張ニ關スル事項
 - 五 斯業上ニ於ケル利害ノ講究並弊害矯正
 - 六 統計ニ關スル事項

- 七 内外博覽會共進會等ニ關スル事項
 - 八 染色試験及鑑定
 - 九 組合員ノ權利又ハ利益ノ保護増進ニ關スル事項
 - 一〇 表彰ニ關スル事項
 - 一一 參考資料ノ蒐集
 - 一二 官廳ノ諮詢應答又ハ商工業ニ關スル建議
 - 一三 織物消費稅ニ關スル事項
- 群馬縣生絹太織同業組合 高崎市
- 一 營業品ヲ検査スルコト
 - 二 製織ノ獎勵方法ヲ設ケ品質ノ統一ヲ圖ルコト
 - 三 組合員ノ參考ト爲ルベキ原料染料並意匠見本類ヲ蒐集スルコト
 - 四 染織上ノ智識ヲ普及セシムル方法ヲ講ズルコト
 - 五 組合員ノ請求ニ依リ染織上ノ試験及鑑定ヲ爲スコト
 - 六 商工業視察員ヲ派遣スルコト
 - 七 講話會及講習會ヲ開クコト
 - 八 組合業務ニ關スル統計表ヲ調製スルコト
 - 九 機關雜誌ヲ發行シ又ハ年報ヲ編纂スルコト

- 一〇 物産上ノ利害ニ關シ建議若ハ請願ヲ爲シ又ハ官廳ノ諮問ニ答申スルコト
- 一一 共進會展覽會博覽會等ニ關スル事務ヲ處理スルコト
- 一二 組合業務上ニ關シ功勞アルモノヲ表彰スルコト
- 一三 組合員相互間ニ生ジタル營業上ノ爭議ニ關シ調和ノ方法ヲ講ズルコト

- 朱子九寸 縹子織の帶地。
- 文化九寸 模様織の帶地。
- 紋タフタ 薄琥珀に模様を出したるもの。
- 珍緋 経緯に緋糸を用ひて種々なる形を織り出したるもの。
- 段織緋 緋糸を用ひて段々に織り出したるもの。
- 八端織 綾織のこと。
- 朱子入銘仙 普通の伊勢崎織に縹子の縞を入れたるもの。
- 吉野入銘仙 普通の伊勢崎織に處々に太き縞糸を入れたるもの。
- 風通織 素裏を別にして二枚織になしたるもの。

二一 沼田城と名胡桃城

○壁織 壁糸と稱する一種特別なる糸を緯に織りたるもので、其の糸の形は木に藤の蔓がからみつきたるが如きものである。

○高貴織 八端織の一種で、ただ名稱をかへたるもの。

二二 沼田城と名胡桃城

○沼田城 利根郡沼田町の西北にあり。地は利根・片品・薄根の三川に圍まれた臺地の要害を利用したもので、薄根川に臨んだ形勝な地点に營まれ、上野より越後に通する要衝に當つてゐる。建久年中沼田氏此の地に據りしを起原と見るべきか。後深草院の御宇、沼田勘解由左衛門正泰、館を町田と云ふ所に建てて、笛吹城と號し、鎌倉家に仕へた。正泰の裔、上野介景忠入道了雲齋保應神社を他に移して其の地に倉内城を築き、相傳へて其の子勘解由左衛門尉顯泰に至つた。顯泰の時代が丁度天文の頃である。以下讀本本文に記す通りである。沼田城と云ふのは即ち此の倉内城のことである。今城址に小學校・女學校・官衙等があり、又

其の一部は公園になつてゐる。

○天目山 甲斐國東八代郡田野村の奥にある。

○名胡桃城 城址は利根郡大字桃野村下津字中村の内の城平と呼ぶ所にあり、後閑驛より西南二十町、利根川に據つて作られたもので、平野を挟んで沼田城址と相對してゐる。地は川に臨んだ丘陵で、今地元で史蹟保存をかねて公園的施設が行はれてゐるが、尙濠壘の址を見ることが出来る。城郭は極めて小規模であるが、歴史上著名であり、戰國末天下の形勢は時に此の城のために動かされたのである。即ち讀本本文百十五頁にある通り、當時北條氏の沼田城代猪股則直は上州一圓北條氏に屬したるに、名胡桃城のみは眞田昌幸が父祖墳墓の地なる故を以て豊臣秀吉と了解を得て、北條氏に屬せざるを恨み、天正十七年十一月眞田氏の名胡桃城代鈴木主水を詭計を以て城外に誘ひ出し、遂に城を奪つた。昌幸之を秀吉に訴へたので秀吉大いに憤り、北條氏政の不信を責めた。氏政人を派して城代猪股の罪であることとを陳辯したが容れられず、遂に天正十八年の小田原征伐

の軍を動かすに至つた。かくて北條氏滅び、徳川氏關八州を領するに至り、天下の形勢が一變したが、實にその導火線をなしたものは此の名胡桃城の争奪にあつたのである。

二二 前橋城の面影

○前橋はもと厩橋といふた。厩橋の稱は何時頃起つたか明かでない。「和名抄に群馬郡驛家郷あり、延喜式に上野國の驛中に群馬の驛あり、利根の巨流國府の東を流るゝにより群馬郷中に分ちて一驛家を置かれしを知る。故に群馬の驛といへるならん。厩橋の稱は中世驛邊に架橋などの事ありけるより出で、因りて遂に群馬の本名を失へり。」と吉田東伍博士は説いてゐる。又何時から前橋と稱するに至つたかも明確ではないが、大体徳川氏の中葉迄は、厩橋と云つて居つたやうである。前橋藩士、勅使川原三左衛門、諱直泰と云ふ人の書いた「直泰夜話」に

前橋は往古厩橋と申候。平岩殿など御在城の節は、利根川細くして厩廊より利根川に橋を架けて古市村の方へ往

來有之故厩橋と申候由咸休院様御代公儀へ御届有之前橋と文字を御改被遊候云云

とある所より見れば前橋の稱は、厩橋城主酒井重忠（慶長六年厩橋城に入る）より第四代目の有名な下馬將軍の稱を得た酒井忠清の子第五代酒井忠舉（諡號、咸休院。延寶九年より寶永四年に至る二十七年間の藩主）の頃より用ひらるるに至りしものと解すべきである。

○平城 地形に依つて分類した城の一種である。城は地形によつて普通次の様に分類される。

- 一、平城
- 二、平山城
- 三、山城
 - 1. 丘城
 - 2. 平城式山城
 - 3. 平山城式山城
 - 4. 根小屋式山城

一、平城 平地にあつて河・湖等に據つて築いたもので、堀を掘つて内側へ搔上げ土居（堤）を造る。平地にも多少高い所はある故城地をそこに選めば、本丸・二の丸も多少

附近よりも高くなる。然し他の種類（山城や平山城など）の城と違つて地形に依つて築城が左右されることが少く、繩張りに依つて自由に城の形を定めることが出来るから、此の繩張りに大いに苦心を要するのである。即ち城郭としての價値も繩張り如何に依つて定るのである。本縣では館林城、總社城などが此の例で、前橋城も此の種類に屬する。

二、平山城 山に近からぬ平城に小高い丘がある時、之を本城として繩張りをなし、外郭を丘の下の平地に築いた城を云ふ。従つて之を平地から見ると城は内部に行くほど段々高くなつて、防戦や兵の差繰り物見等には好都合である。江戸城は之が代表的の實例であるが本縣には適例がない。

三、山城

(一) 丘城 平城にある餘り高くない丘を利用したり、山麓の低い細長く走つた尾根を切つて其の先端に築いたものもある。同じ高臺の續く方面は深い堀切りを掘つて城の主要部が其の上に在るのが特色である。堀は大體深いものが多く、土居は非常に低い。箕輪城・白井城

等は之が好例である。
 (一)平城式山城 城全体は高地にある。然し城地は平地であるがために、平城と同じ様な縄張りを用ひてゐる。築城の書物に「山城平城の格」と云ふのがこれである。好例は勢多郡津久田城・長井城である。
 (二)平山城式山城 内郭と外郭との位置的關係が平山城と同じで、之を山手に移した様なもので、本縣には適例がない。

(四)根小屋式山城 一方が山續きで、一方に平地が開けてゐる。其の山手の一つの尾根を掘切つて城を造り、平地に向つた麓に根小屋を造つたものである。多野郡八幡村の根小屋城が此の好例である。

○神流川の戦 高崎線の埼玉に於る最終驛神保原と群馬に於ける最初の驛新町との間にあつて、武藏と上野との國境をなしてゐるのが、利根川の一支流神流川である。此の川は平常に於ては河水が殆ど涸れて白く小石河原が廣々と續いてゐる。此の邊一帶の地は、天正十年六月、小田原北條

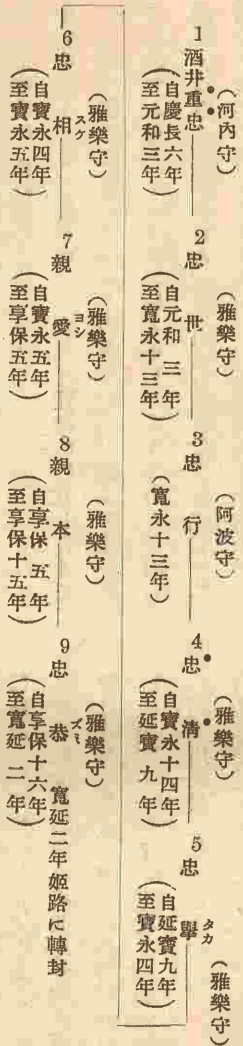
氏と織田信長の旗下瀧川一益とがその精銳を擧げて、龍虎相闘つて幾多將卒の鮮血を流した古戰場である。
 天正十年三月、信長武田勝頼を滅し、部將瀧川一益をして武田氏の領國であつた上野の國を管せしめた。一益は四月に甕橋城に入つて國內の將士の綏撫統括に力めたが、六月には彼の本能寺の變があつて信長は、天下統一の業半ばにして挫折するに至つた。是に於て一益は來任日なほ淺く、而も北條氏を始め敵國に圍まれた地にあることとて頗る苦境に陥つたのである。一益としては急遽變に赴くため西上の計を立て、新附せる國內の諸將に大事を告げて向背を選ばしめた。諸將何れも一益の意氣を壯として之を援くべきを誓つた。

そこで一益は當時相對峙せる北條方の部將武藏鉢形城主北條氏邦に西上の計を告げて決戦を試みるに至つた。此の際北條氏直は小田原より大兵を擁して氏邦と共に進撃したので此の神流川の合戦は起つたのである。其の戦域は埼玉縣兒玉郡賀美村金久保より此所を中心として佐波郡玉村町

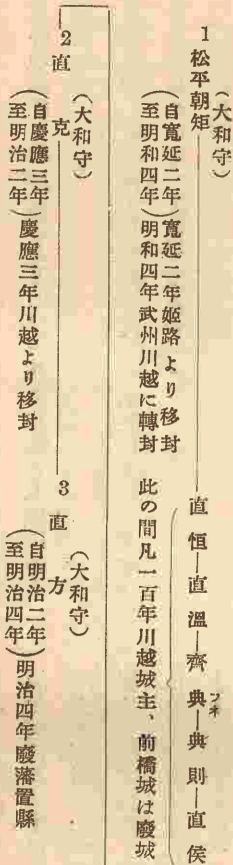
に亘つたのである。一益の意氣と之に感じた國內諸將の心事を偲ばしめる床しい古戰場である。今も多野郡新町地内

に、陣場・實見塚等の地名を存してゐるが、陣場は一益の陣地で、實見塚は首實檢をした所であると傳へられてゐる。

○前橋城主酒井氏系圖



○前橋城主松平氏系圖



一二二 聖堂と教育の沿革

○白井の城主 白井城のことは、一八平井城と上杉氏の末路の項参照

○金澤文庫 武藏國久良岐郡金澤の稱名寺にあつた文庫。

其の創設について三説傳つてゐる。

- (一)北條實時の創設とするもの
- (二)北條顯時(實時の子)とするもの
- (三)北條貞顯(顯時の子)とするもの

今之を按ずるに、稱名寺は文永六年實時の建立したものであるが、實時は學を好み多くの書を貯へ、遂に文庫を建てたものであらうとするのが最も正しいやうである。而して顯時・貞顯も亦學を好み、文庫は次第に大きくなつたが、貞顯の子貞將の戦死後急に衰へ、室町時代應永年間上杉憲實が復興したけれどもまた衰へ、慶長七年徳川家康が此の文庫を江戸城内の富士見亭に移した。和漢の珍書を藏してあつたが今は多く散佚した。

○足利學校 栃木縣足利市北郊にある。其の起源については諸説(六つほ)區々で一定しないが、今は一々之を擧げる

煩を避ける。兎に角鎌倉・室町の頃學事の衰へた時に、金澤文庫と相並んで教學に大なる貢獻をした學校で、上杉憲實に至つて再興したといふことは諸説異なる所はない。今尚ほ存し、栃木縣に於て之を管し史蹟として保存され、國庫より保護金を與へて保存に力めてゐる。支那に於ても稀な古い漢籍を藏してゐるのも著名である。

○庄屋 徳川時代に領主が村民の中から命じて、一村又は數村の納税其の他の事務を統轄させたもの。多くは其の地の名望ある者を擧げて用ひた。なぬし(名)・むらをさ(里)ともいひ、今の町村長のやうなものである。

○利根川學校 前橋にあつた。

○鳥川學校 高崎にあつた。

○鑄川學校 富岡にあつた。

○後に云々 明治十五年一月であつた。

○前橋中學校 明治二十年四月現位置に移して今日に至つ

た。

○育英會 育英會學資貸與規程は左の通りである。

財團 法人群馬縣育英會學資貸與規程(大正十四年二月二十三日制定)

昭和二年四月二十六日一部改正

第一條 本會寄附行爲第四條ノ學資貸與ハ左記各號ニ該當スルモノニシテ資力不充分ノ爲メ修學ノ目的ヲ達スル能ハサル者ニ對シテ
詮衡シ上之レヲ行フ

- 一、品行方正、身体強健、學業優秀ニシテ志操堅實ナル者
- 二、五年以上本縣ニ本籍ヲ有スル者又ハ其ノ子弟
- 三、十五年以上引續キ全戸本縣ニ在住スル者又ハ其ノ子弟
- 四、左記ノ學校ニ入學ヲ許可セラレタル者又ハ在學者

- 1. 大學
- 2. 専門學校(同程度ノ學校ヲ含ム)
- 3. 其ノ他本會ニ於テ適當ト認メタル學校

第一條ノ二 前條ノ貸與ハ同一家族ニツキ二名以内トス
第二條 學資ノ貸與ヲ受ケムトスル者ハ中等學校在學者及卒業者ニアリテハ當該學校長前條第一項第四號ノ學校在學者及卒業者ニ在リテハ當該學校長其ノ他ノ者ニ在リテハ本籍地市町村長ヲ經テ第一號書式ノ願書ニ左記書類ヲ添付シ二月末日マテニ會長ニ差出スヘシ 但シ保證人ヲ不適當ト認メタルトキハ之レカ變更ヲ爲サ

シムル事アルヘシ

一、履歴書(第二號書式)

二、學業成績調書(第三號書式)

三、在學者クハ卒業學校長ノ人物考査書(第四號書式) 在學者及卒業者以外ノ者ニ在リテハ市町村長ノ人物考査書(第四號書式)

四、入學ヲ許可セラレタル者ニアリテハ入學許可書寫第一條ノ學校ニ在學中ノ者ニ在リテハ在學證明書

五、醫師ノ身体検査書(第五號書式)

六、戸籍謄本(第一條第一項第三號該當者ハ相當ノ證明書ヲ添付スヘシ)

七、戸主及家族ノ資産ニ關スル市町村長ノ調書(第六號書式)

第三條 學資ノ貸與ヲ出願シタル者ニシテ目的學校ニ入學ヲ許可セラレタル時ハ遲滞ナク本會ニ届出ツヘシ其ノ許可セラレサルトキ亦同シ

第四條 貸與スヘキ學資ハ資力ノ程度學校ノ種類等ニ依リ之レヲ定メ一人ニ對シ月額金五拾圓以内トス

第五條 學資貸與ヲ許可セラレタル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ親權者又ハ後見人及二名ノ保證人連署ノ上第七號書式誓約書ヲ本會ニ差出スヘシ

第六條 前條ノ保證人ハ左記各號ノ資格ヲ有スル者タルコトヲ要ス

- 一 獨立ノ生計ヲ營ム本縣人ニシテ内一名ハ本縣内ニ住所ヲ有スル者
- 二 直接國稅年額金拾圓以上ヲ納ムル者
- 三 保證人死亡シ又ハ前項ニ掲ケタル要件ノ一ヲ失ヒタルトキハ更ニ保證人ヲ定メ第八號書式ニヨリ届出ツヘシ
- 第七條 學資貸與ノ期間ハ貸與開始ノ月ヨリ當該學校卒業ノ月ヲテトス但シ高等學校ヲ卒業シ引續キ大學ニ入學シタルトキハ更ニ大學卒業マテラ期間ニ加フ
- 第八條 貸費生ニシテ退學轉學又ハ同一學校内ニ於テ目的科目ヲ變更シタル場合ニハ保證人連署ノ上其ノ事由ヲ詳具シ本會ニ届出ツヘシ
- 第九條 貸費生ニシテ第四條ノ資力ニ變動ヲ生シタルトキハ貸與額ヲ増減スルコトアルヘシ
- 第十條 貸費生左記各號ノ一ニ該當シタルトキハ學資ノ貸與ヲ停止シ又ハ廢止スルコトアルヘシ
- 一、退學シタルトキ
- 二、本人カ本籍ヲ縣外ニ移轉シタルトキ又ハ第一條第一項第三號該當者カ縣外ニ移住シタルトキ
- 三、學業若クハ操行不良ナルトキ
- 四、試験ニ及第セザルトキ
- 五、放校又ハ除名ノ處分ヲ受ケタルトキ

- 六 疾病其ノ他ノ事由ニヨリ成業ノ見込ナキニ至リタルトキ
- 七、特別ノ事情ナクシテ休學三月以上ニ亙リタルトキ
- 八、兵役服務ノ爲徵集セラレタルトキ
- 九、本規程ニ違背シタルトキ
- 十、其ノ他本會ニ於テ必要ト認メタルトキ
- 第十一條 前條ニヨリ學資ノ貸與ヲ廢セラレタル者ハ直ニ貸與金全部ヲ一時ニ返還スヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ對シテハ貸與月數ト同一期間ノ月賦返還ヲ許スコトアルヘシ
- 第十二條 學資貸與ヲ受ケタル者其ノ貸與ヲ辭退セムトスルトキ又ハ貸與ヲ減額セムトスルトキハ親權者又ハ後見人及保證人連署ノ上事由ヲ具シ其ノ旨届出テ増額セムトスルトキハ更ニ第二條第一項第七號ノ資産調書ヲ添ヘ會長ニ願出ツヘシ
- 前項ノ場合ニ於テ既ニ貸與セシ學資ノ返還ニ關シテハ前條ノ例ニヨル
- 第十三條 學資ノ貸與ヲ受ケタル者ハ當該學校卒業後一年ヲ經過シタル翌月ヨリ在學中貸與受ケタル月數ノ二倍ニ相當スル期間ニ於テ貸與金ノ總額ヲ月賦ニテ返還スル義務ヲ履行スヘシ但シ本人ノ希望ニヨリ月賦額ヲ增加シテ返還ノ期間ヲ短縮シ又ハ數月分ヲ一時ニ返還スルコトヲ得
- 前項ノ返還期間ニ完納シ能ハサル場合ニハ年七分以内ノ延滞利子ヲ納付セシムルコトアルヘシ

特別ノ事情アル者ニ對シテハ前項月賦返還ノ始期ヲ一年以内繰下ケ又ハ返還期間ノ中途ニ於テ一年以内猶豫スルコトアルヘシ

- 第十四條 學資貸與ヲ受ケタル者在學中又ハ卒業後學資返還ノ義務ヲ終ラサル以前ニ於テ死亡シタルトキハ其ノ遺族又ハ保證人ニ於テ直ニ本人ノ戸籍抄本ヲ添ヘ其ノ旨本會ニ届出ツヘシ
- 前項ノ場合ニ於テハ未納ニ屬スル貸與金返還ノ義務ヲ免除ス
- 第十五條 貸費生ハ遲滞ナク左記事項ヲ本會ニ報告スヘシ
- 一 休學又ハ一月以上缺席
- 二 住所ノ變更
- 三 身分ノ異動(兵役關係ヲ含ム)
- 四 卒業(卒業證書寫添付)
- 五 卒業後ノ職業及住所(變更ノ場合ハ其ノ都度)
- 六 其ノ他ノ報告ヲ命セラレタル事項

本規程ハ大正十四年三月一日ヨリ之ヲ施行ス
 大正十四年ニ限リ第二條ノ願書提出期限ヲ三月二十日マテトス
 (第一號より第八號に至る各號書式はここに記載せず)

二四 往古の街道

○街道 宿驛より宿驛に至る道路を街道と云ひ、又往還と
 二四 往古の街道

も云ふ。

○五街道 徳川幕府の始め、江戸日本橋を中心として、五箇の要地に至る街道、即ち東海道(品川を起點として京都に至る一五十三宿)
 中山道(木曾街道とも云ふ。江戸板橋を起點として京都に至る一六十九宿)
 甲州街道(内藤新宿を起點として甲州府中に至る一三十五宿)

奥州街道(千住を起點として渡島松前に至る一九十宿)
 日光街道(千住を起點として下野日光に至る一二十一宿)
 を五街道と云うた。此の五街道は單に江戸時代に於ける交通上の幹線道路をなしたのみでなく、徳川氏が國內統制の上から見ても軍事上・警察上重大な意義を持つたものである。

○參勤交代 參勤交代とも書く。徳川幕府の大名制御策の一つで、武家法度を以て定めたものである。即ち諸大名は妻子を江戸に置き、一定の時期に際して江戸に候し、若し

くは本國に就くことを云ふのである。前者を參勤と云ひ後者を交代と云ふのである。交代とは他の大名の參勤と交代すると云ふ意味である。交代の時期は、始めは四月交代の制であつたが、後に六月交代となつた。所謂大名行列とは、諸大名が此の參勤交代の際に其の格式に應じて多人數行列を正して、江戸と其の任國との間の街道を往復した行列を云ふのである。

○本陣・脇本陣 此所と言ふ本陣とは、諸大名が江戸へ往復する際に、旅宿に宛てられる諸宿驛の公認の旅籠屋のことで、一宿驛に一箇所づつある。又脇本陣と云ふのは、本陣の豫備にあてるもので、大諸侯供人が多くて悉く本陣に宿泊しかねる時の用に供ふるものである。脇と云ふのは副と云ふ意味である。

○一里塚 一里塚の起原は明かではないが、箕輪軍記（永祿六年撰）の長野業政箕輪城にて病死の條に、「一里塚云々」の記事ある所より見れば、徳川時代以前既に一里塚の制があつたやうであるが、その發達したのは、徳川家康が慶長

る慣なり、例へば何貫文と云ふやうなわけである。

○關所 警備のために、要路或は國境に設け置く門を云ふのである。「人を防ぎ留むる」の義か。江戸時代には關所とも又俗に番所とも云つた。

○碓氷關址 關址は信越線横川驛の西數町、碓氷郡白井町大字横川の西端にある。寫眞は中山道の北側にあたる關址の石垣を示したもので、此の上に番所・番頭住宅・平番長屋などがあつたのである。街道には東西の兩門が設けられてあつて、その東門は此處の石垣から東方へ數十歩を距る小溝のある所に存し、西門は是れから五十二間許り西方にあつたのである。石垣の上に横たはつてゐる石は御辭儀石と云はれて、此所の關所を通過するものが、此の石に手をついて、役人の取調べを受けたもので、東門の礎石も掘り起して共に今此所に置かれてある。

本關所は維新後廢止される際、建物はすべて破却されたが、門扉や附屬の材料は取毀つたままで、同郡原市町の仁井正治郎氏の家に藏されてゐるから、之によつて在りし昔

九年東海道・中山道等の街道を修理し、且つ大久保長安を總督として一里塚を築き、其の上に榎を植ゑしめたのである。一里塚に松などを植ゑずに、何故に榎を植ゑたかと云ふに「駿國雜誌」と云ふ書には「榎は其の根深く擴がりて塚崩れず。故に此の木を植ゑしならん。」とあるが蓋し穩當の説であらう。

當時の一里塚の名残である本縣唯一の一里塚は、即ち讀本にあるもので、豊岡村大字豊岡なる八幡村界に近い中山道の街道に残つてゐて、今群馬八幡驛より東南七八町に過ぎない。もと街道を夾んで兩側に築かれたものであるが、幸に此處の一里塚は南にあるものが、ほゞ舊態のまゝに残されてゐる。一里塚は當時の旅人にとつて里程を知るに便利であつたばかりでなく、之に依つて行路の疲勞が如何に多く慰められたかが偲ばれるのである。

○十六文 穴あき錢を數へるに用ひた名稱で錢一つを一文と云ひ十文を匹と云ひ百文を結と云ひ千文を貫と云うた。而して、文と貫とは通常用ふる名稱で貫の下にも文を加ふ

の状態を知る一助となるであらう。

○時刻 昔時用ひた時の唱へ方で時代によつて多少相違があるが、今徳川時代に民間で行はれた時刻法の要領を述べて見ると、夜明から日暮までを六等分して、六つ・五つ・四つ・九つ・八つ・七つの六時とし、又日暮から夜明までを六等分して、六つ・五つ・四つ・九つ・八つ・七つの六時合せて十二時として毎時鐘を打つた。又これに十二支を配當して眞夜中（今の午後十二時）を子の刻と定め、丑・寅・卯と數へて午の刻に至れば眞晝となり以下順次亥の刻に至つた。今判り易いやうに圖表で示せば次の様である。

今制 舊制		今制 舊制	
第一時 (九時半時)	第一時 (九時半時)	第一時 (九時半時)	第一時 (九時半時)
第二時夜八時	丑の刻	第二時晝八時	未の刻
第三時 (八時半時)		第三時 (八時半時)	
第四時晝七時	寅の刻	第四時夕七時	申の刻
第五時 (七時半時)		第五時 (七時半時)	
第六時明六時	卯の刻	第六時暮六時	酉の刻

第七時 (六ツ半時)
 第八時朝九ツ時 辰の刻
 第九時 (五ツ半時)
 第十時晝四ツ時 巳の刻
 第十一時 (四ツ半時)
 第十二時(正午)九ツ時午の刻



第七時 (六ツ半時)
 第八時宵五ツ時 戌の刻
 第九時 (五ツ半時)
 第十時夜四ツ時 亥の刻
 第十一時 (四ツ半時)
 第十二時(子夜)九ツ時子の刻

の前にて笠頭巾をぬぐべきこと。
 一、乗物にて通る面々(通行する人々)は乗物の戸をひらくべし、但女の乗物は番所の鞆指圖にて女に見せ相通すべきこと(番所の役人のさしづで女に改めさせて通すこと)

一、公家門跡衆諸大名参向の節は前廉より其の沙汰これあるべきの間(豫め其の旨届出でであるから 改むるに及ばず、自然不審の儀あらば(然し疑はしい事があれば)、格別たるべきこと(この限りではない、即ち改めることがある))

右此の旨相守るべきものなり。
 仍執達 件の如し(よつて相達することこのやうである)

○關所定書 讀本にある關所改定書三箇條は、徳川幕府が寛永二年八月の令によつて定めたもので、大体の方針は後世迄之を遵奉したもので、之を高札として石段の傍の通行人の眼につきやすい所に掲げて置いたのである。

○「關所定書」讀方及註解

一、此の關所を通り罷り上るの輩(通行する人々)番所

○關所手形 一種の關所通行許可證である。江戸時代には男子は普通手形を要しなかつた。(手負・亂心・病人或は鐵砲等を携へた者を除く)女子は必ず之を用ひさせた。之は此の時代には、諸大名の妻室は江戸に住まはせて人質となしてゐたから、其の遁亡を拒ぐため、江戸から地方に出る婦女子には特に取調べを嚴重にしたのである。女子の分は女手形と云つて單に略して手形とも云つた。此の手形を發行し得る權能を有したものは、寛文元年の令では江戸御留守居・京都所司代・大阪町奉行・伏見奉行の外數名の大名に限つて居て、其の管轄區の内に於て、武士の女なれば領主から、町人百姓なれば單に名主・五人組・町年寄等の連名で手形發行權を有する人に願ひ出で、其の願ひ出には發行權を有する人が各關所に宛てた奥書を認めた後に本人に下附し、始めて有効の手形となる制であつた。然るに延保の頃から奥書のこと漸く頽れて、新に手形を製して下附し又は諸大名の家老等から關所に宛てた通行許可の願書を以て手形と同様の効力を有させることになつた。

○入鐵砲と出女 入鐵砲と云ふのは鐵砲を携帯した人(或は荷物にした鐵砲)が、關所を通過して江戸に向つて行くこと。出女とは江戸の方から關所を通過して去つて行く女を云ふのである。前者は江戸に向つて鐵砲の如き武器が入つて行くのは騒亂を恐れたからで、出女は前條關所手形の條に述べた通りの事情からである。

○極刑に處せられた 關所破りの罪罰は頗る重く大体次の通りである。

1. 間道より迂廻し關所を通過せざる者は、其の所に於て磔。但男に誘はれて山越したる女は奴(本籍をけづり人の奴とすること)
2. 同上の案内したる者同じく其の所にて磔。
3. 關所を忍び通りたる者重追放。但女は奴。
4. 口留番所を女を連れて忍び通りたる者は中追放。

けれども今日残つてゐる當時の旅行日記等を見ると、關所を避けて間道を通つた實例は、甚だ多いやうである。之は多分關所改めの弊を厭つたためらしく、又幕府でも犯罪者でない者は公にならない限り深く糾尋しなかつたらしい。

二五 蠶飼のいそしみ

○馬場重久 群馬郡明治村大字下村の人で、醫を以て業としたが、夙に農桑に従事して熱心を以て當時有名であつた。正徳二年壬辰十一月、「蠶養育手鑑」といふ一書を著して、蠶の發生より上簇に至るまで其の飼育方法を十一條に區分し、當時養蠶の法未だ開けず、幼稚を極めたる際に於て、其の説く所頗る親切にして最も明瞭であつた。

蠶養育手鑑 目次

- 第一 序論の事
- 第二 蠶種調置やうの事
- 第三 蠶可出まへ煤掃の事附禁物
- 第四 蠶の道具附蠶にて富貴に成たる物語
- 第五 蠶はきおろしの事
- 第六 獅子休の事附寒風を凌たる物語
- 第七 竹休の事
- 第八 船休の事附暑氣凌たる物語

救荒須知等がある。文化八年六月病を以て家に於て歿した。年六十。澁川新田に葬つた。

○田島彌兵衛・同彌平 彌兵衛は蠶種製造に精勵し、桑園を開き、其の産繭・蠶種は宇内の絶品と稱せられた。彌平は其の嫡子として文政五年に生れた。彌平に至つて大に其の業を擴め頗る富を致した。始め父彌兵衛奥州を巡遊して其の養蠶法を視察し、大に感ずる所があつて遂に清涼育を廢して溫暖育に改めた。清涼育とは天然の氣候に一任するものをいひ、溫暖育とは薪炭火力を假りて暖氣を取るものをいふ。後父彌兵衛羽前米澤に到りし時、同地方は養蠶の季節寒氣甚だしきに拘らず、室内を密閉して暖氣を求むる手段を講じないで年々豊熟を得るを見て頗る悟る所あり、父子相謀つて溫暖育の室内を密閉する法を廢し、再び清涼育となして以て萬物發育の原則に基き、空氣の流通を十分ならしめんと欲して各養蠶室を改築した。是れ實に本邦蠶室改良の嚆矢である。明治十二年、彌平は蠶卵賣捌且つ蠶業視察のため米國より英・佛を経て伊國ミラン府に到り、

第九 庭休の事

第十 上りまへの事附暑氣を團扇にてあをぎたる物語

第十一 まぶしの事附霖雨風凌たる物がたり

○吉田友直 群馬郡澁川町の人。名は友直。通稱は宇助。芝溪と號した。家世々農・商を業とした。幼にして文事を好み、しかも農耕を棄てず、晝耕夜讀數年一日の如く勵んだ。後儒とならんと欲し、江戸昌平校に赴き傍聴を請願した。時に井上金峨昌平校の校長であつたが、門生が諸書を携へて金峨に質すと、皆暗誦で之を説明した。友直は之を視て慚愧し、又益々發憤して郷里に歸り字彙を讀むこと一千回、なほ經史を研究した。偶々山城の人平澤旭山が漫遊して澁川町に來たので、友直は喜んで旭山を師とし、勉強すること三年にして學業大に進み、郷黨に於て教を受ける者が多く、遂に其の名が海内に知らるゝに至つた。文化三年二月、水府公に徵され、其の著述する所の書を上つた。公が之を賞して常磐絹一匹と金若干とを授けた。著書は、養蠶須知の外に上毛上野古墓記・閑壘須知・辨學遼東家。

留まること五箇月餘、始めて伊太利人の顯微鏡を用ひて蠶虫・蠶卵を検査するを目撃し、大に感ずる所あり、翌十三年初夏歸朝の後顯微鏡を求めて其の法に倣ひて益々斯業の改良を圖つた。其の著す所の養蠶新論に、「養蠶の方針は、天然の氣候に従ひ徐々之を飼育するを以て要となす。其法甚だ簡易なり。」と、此の論は大に世上に喝采を博した。明治三十一年病を得て歿した。

○品種見本桑園 前橋市前代田 群馬縣蠶業試験場品種見本桑園三反歩、群馬郡總社町 同上總社支場品種見本桑園五畝歩及び試験桑園二町歩等がある。此の他前橋市岩神町に農林省直轄蠶業試験場前橋桑園約二反歩ある。

二六 館林城と躑躅ヶ岡

○靈狐の告 大袋城主赤井照康が、或日舞木(邑樂郡永樂村大字舞木)の領主俵の館に赴く途中、一疋の子狐が群童のために捕へられて將に殺されようとしてゐるのを見て、哀れに思ひ子供等に錢をやつて狐を助けて林中に放つた。さうすると歸

途一人の男が現れ照康を拜して、「我は稻荷の神屬新左衛門と云ふ老狐である。我が兒今朝君の情によつて一死を免れた故、其の御恩に報ゆるため、卿の今の居城大袋よりも遙かに要害の地を教へ申さう。卿は我が尾を引いて御示する通り繩張りし給へ。」と云うて、照康を導いて築城させたと云ふ傳説を言ふのである。今城址の一部に村社尾曳稻荷神社を祀つて居るのは此の因由によるものである。

○館林 館林町には往古不詳、中古には館野ヶ原と言つたが、弘治二年大袋城主赤井照康、此處に城を築いて住するやうになつて館野ヶ原を館林町と改めた。後弘化二年秋元但馬守志朝、羽州山形から移つて當城主となつた時館を館に改めたと言はれてゐる。(館は官を捨つるなり、館は官を食むなりとの意味から。)

○秋元但馬守志朝の治績 志朝城主たること二十年、岡谷勝益・田中有文等に命じて大いに藩政を釐革し、又文武を更張し、又諸藩の學制を參酌して造士書院を置き、奢侈を戒め勤儉を奨め、大いに他日のために備へた。安政三年七

月利根川洪水のため、堤防決潰し民大いに困しむ、志朝大いに之を憫んで専心救恤につとめさせた。

○秋元但馬守禮朝の勤王 志朝の養子。明治戊辰の役、率先勤王を唱へて老臣齋田明善に命じて、大砲二門・砲手十五名を率ゐて、岩倉總督の旗下に參ぜさせ、且つ金二萬圓を献じた。功によつて菊章旗を賜つた。爾來舉藩兵を出して奥羽の間に轉戦して同年十二月凱旋した。二年六月戦功を以て永世祿(明治維新の際下賜された無期限の俸祿及び賞典祿)一萬石を賞賜され、ついで藩・藩籍を奉還して館林藩知事に任ぜられた。城主たること十年であつた。

○新田莊南田島郷 今新田郡尾島町大字武藏島の地に當る。○勾當内侍 頭大夫行房の女であるが、實名は詳かでない。後醍醐天皇に仕へて勾當内侍と云ふ女官になつたから、かく呼ばれるのである。建武の初め、義貞内裏の守護に召された時、義貞に賜つた。義貞の戦歿後剃髮して後を弔つたと云ひ傳へられてゐる。然しその終焉の地は、或は近江であるとも、又本縣新田の地であるとも言ひ傳へられて詳かでない。

ない。

○躑躅岡公園記碑 躑躅岡公園の由來を漢文で記した碑で三條實美篆額、小野正弘撰文、金井之恭の書で、明治十八年六月に建設せられた。

○大谷休泊紀功碑 讀木本文十二課「農業と開墾」に載せられてゐる休泊堀を通じ大谷原を開いた大功勞者、大谷休泊の功績を記した碑で、伏見宮貞愛親王篆額、揖取素彦撰文、金井之恭の書で、明治十七年五月に建設せられた。(一、二大谷休泊の條參照)

○行啓記念碑 明治十九年五月十日蕪照皇太后・昭憲皇太后(當時は皇后)兩陛下が躑躅岡公園に行啓あらせられたことを永久に記念せんがために舊館林藩主正三位秋元興朝の撰文並に書で、大正四年十一月に建設された。

○躑躅岡公園 (邑樂郡赤羽村大字羽附にあり) 初め邑樂郡十七箇町村の共有となし後ち郡有となり更に郡制廢止の際縣有となつた。

○分福茶釜を以て有名な茂林寺 邑樂郡六鄉村堀工にあり青龍山と號し曹洞宗に屬してゐる、東武鐵道茂林寺驛で下

車、五六町で達する。寺傳によれば應仁年間青柳城主赤井照光の開基で、大林正通禪師に請うて開山とした。大永二年には後柏原天皇の勅願所となり、永祿年中には長尾氏の造營あつて寺領も寄進せられたと云はれて居る。徳川氏に至つて寛永十九年朱印二十三石四斗を寄附せられ以て維新に及んだ。

昔嘶に名高い分福茶釜は、紫金銅製で、今に寺寶として存して居る。此の茶釜は開山の正通禪師が伊香保の麓から同道してきた守鶴和尚に因みがあると云ひ傳へられてゐる。守鶴は開山以來累代に仕へて來たが、七世月舟和尚の代である元龜元年の夏當山に千人法會が催されたとき何處からか此の茶釜を持ち來り茶室の用に供したが、守鶴の妙術によつて茶は汲めども汲めども盡きなかつたと云はれて居る。然るに守鶴は十世天南和尚の代に至つて飄然何れへか去つて其の消息は爾來杳として分らなくなつた。館林町應聲寺所藏の貉の書いたと云ふ六家名號縁起には守鶴は貉の化身であつたと云はれてゐる。「分福茶釜に毛が生へた」

等と昔嘶に語はれるもの之に縁由するものであらう。守鶴は今に境内の守鶴堂に祀られてゐる。當寺には分福茶釜のほか文書・書畫及び器具等の寶物が多い。

○一縣一社の館林招魂社 本縣唯一の官祭招魂社である館林招魂社の義である。

二七 子育 吞龍

○淨土宗鎮西派 淨土宗は、高倉天皇承安五年、法然上人(源空一圓)が四十三歳にして之を開いた。彌陀の淨土に往生わうじやうするを願ひ求める宗であるから淨土宗といふのである。其の部下は根本四派に分れた。即ち(一)鎮西派(二)房辨阿が筑後の善導寺に於て之を開いた。(三)西山派(四)長樂寺派(四)九品寺派これである。此の中、九品・長樂の二派は既に廢亡し、鎮西・西山の二派は今なほ盛んである。

○本堂 寺院の本尊を安置してゐる殿堂。大光院の現在、本堂の正面には阿彌陀如來の立像を安置し、其の左側の壇上には大光院・東照宮・台徳院三公の木像を祀り、尙ほ徳

川氏歴代の位牌を納めてゐる。

○開山堂 開山とは第一代の住職をいひ、資財を投じて寺院を創建した者を開基といふ。此の寺に於ては、吞龍上人が開山で、徳川家康が開基である。此の開山堂は本堂の西方に位し、吞龍上人の木像を安置してゐる。

此の開山堂は昭和二年三十六萬圓の豫算を以て十五間四面鐵筋コンクリート建(屋根は鐵骨に銅葺)改築に着手し、未だ竣成(作事おひたり)。

○廟所 本堂の西北に在り、吞龍上人及び義重公の御墓のある所である。其の傍に孝子源次兵衛の墓及び鶴塚(鶴を葬つた所)がある。

○鐘樓 所謂かねつき堂で、本堂の南東にある。

○水屋 神社・佛閣にて水を供へおき、參詣人に手を洗ひ口をすすぎなどして清めさせる所。此の水屋は本堂の西南にある。

○額堂 神社佛閣などで奉納の額をかけておく堂。此の額堂は水屋の西南にある。

○庫裡 寺院に於て住職などの常住する所。此の庫裡は、本堂と東に相並び、廊下を以て相連絡してゐる。

○阿彌陀如來 阿彌陀は梵語。無量光明と譯する。西方淨土にあるといふ佛の名號。眞宗・淨土宗の本尊。如來は佛の尊稱。

○寺尾城 群馬郡片岡村寺尾なりとする説と、新田郡強戸村寺井附近を其の館址とするといふ兩説がある。

○七堂伽藍 堂宇悉く具備して、寺院の規模の典型に適つたもの。傳來の新古宗派等によつて同様ではないが、一般には、三門・佛殿・法堂・僧堂・浴室・厨・廁等の完備した寺をいふ。伽藍は梵語。僧園又は精舎しやうじやと譯し、寺のことである。

○關東十八檀林 淨土宗鎮西派關東十八箇所の學苑。江戸幕府の初、増上寺第十二代存應慈昌が徳川家康と諮つて設けたもの。

- (一) 増上寺(東京市芝區)
- (二) 傳通院(東京市小石川區)
- (三) 光明寺(相模鎌倉町)
- (四) 常福寺(常陸瓜連村)

- (五) 大光院(上野太田町)
 - (六) 飯沼弘經寺(下總豊岡村)
- 以上紫衣地

- (七) 靈巖寺(東京市深川區)
 - (八) 幡隨院(東京市淺草區)
 - (九) 靈山寺(東京市本所區)
 - (一〇) 蓮馨寺(武蔵川越市)
 - (一一) 勝願寺(武蔵鴻巣町)
 - (一二) 大善寺(武蔵八王子市)
 - (一三) 淨國寺(武蔵柏崎村)
 - (一四) 大巖寺(下總蘇我町)
 - (一五) 結城弘經寺(下總結城町)
 - (一六) 東漸寺(下總小金町)
 - (一七) 善導寺(上野館林町)
 - (一八) 大念寺(常陸江戸崎町)
- 以上香衣地。香衣は香染(黄に黒味を帯びた色)の僧衣。

○良田三百石の朱印を寄せ 將軍の朱印を捺した券を下附して三百石の良田を寄附した。かういふ土地を「御朱印地」と稱へ、租税を免ぜられ賣買を禁ぜられた。

○紫衣 紫色の僧衣。昔は勅許を得なければ着用出来なかつたものである。

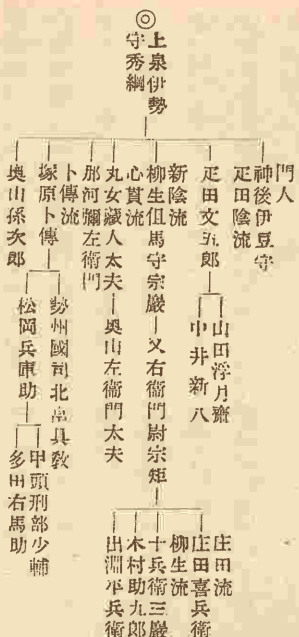
○繪旨 藏人が勅旨を承けて出す文書である。

○勅願所 天皇の勅により鎮護國家・玉體安穩の祈願をな

す寺社をいひ、特に其の寺を勅願寺といふ。これに天皇御親ら創建せられたのと既設の寺院にこの指定を與へられたのがある。

二八 劍家の名流

○神陰流

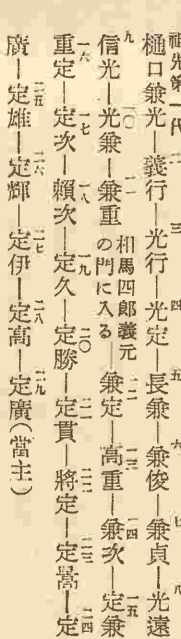


○朝日將軍義仲の四天王 朝日將軍義仲は木曾義仲のこ
と。其の四天王は、今井兼平・樋口兼光・梶親忠・根野井
行親である。義仲は源義賢の子にして頼朝の從弟に當る。
義仲治承四年以仁王の令旨を奉じて兵を信濃に起し、進

んで北越を略し、京師に攻め上つて平氏を西海に驅逐した。
後頼朝の軍と京師に戦つて敗れ、粟津に於て戦死した。時
に年三十一。

四天王(一)佛敎に於ては、帝釋天の外臣なる持國天・
增長天・廣目天・多聞天の稱。(二)一般には、部下又は門
下中で、武勇又は技藝などの特にすぐれた四人をいふ。

○樋口家系圖



○露國俘虜收容所云々 明治三十八年、日露戦争媾和成立
後、高崎市に收容せる俘虜に對して之を演じ觀覽せしめた。

二九 關 孝 和

○孝和の家系 本姓は内山、通稱を新助、號を自由亭と言
うた。寛永十九年三月(明正天皇の御代、將軍家光の治世

今より凡そ二百九十年前)上野國藤岡町に生れた。父は内
山七兵衛、母は湯淺氏で、幼時關五郎左衛門の養子となつ
て關家を嗣いだ。關・内山兩家は共に藤岡町蘆田城主蘆田
氏の家臣で所謂蘆田五十騎の末である。

○高原吉種 近世算學の開拓者、毛利勘兵衛重能の弟子で
「算切記」著者として有名な吉田光由(通稱七兵衛、和算
の大家)や今村知商と共に三子と推稱された數學者である。
此の吉種の指導と孝和の非常なる努力研鑽、加ふるに生來
の駿才により、益々その才能を發揮したのである。

○微分・積分學の思想 微分・積分學とは無限小の計算に
關する高等最深の數學である。無限小の計算に於て

- (1) 無限小の二つの數の比を求めるときは微分學に屬し
 - (2) 無限小を限りなく多く加へるときは積分學に屬する。
- 然らば無限小とは如何なるものかと云ふに、例へば
分數 $\frac{1}{a}$ に於て分母 a が限りなく大きくなるときは、
分數 $\frac{1}{a}$ の値は限りなく小となり、限りなくりに近くなる
こととなる。此の事實を「 a が限りなく大きくなるとき

$\frac{1}{a}$ の値は極限に於て0となる」と云ひ、無限小なりと云
ふのである。(ここに云ふ無限小は $\frac{1}{\infty}$ の如き絶対的の
0を意味するものでないことを注意するを要する) 次ぎに
此の如き無限小の計算の例を擧げて見よう。

(例)圓周を求めるには、圓に内接する正多角形の邊數を
限りなく増加せるとき正多角形の各邊の和と考へ
て求める。この場合邊數を限りなく増加するとき各
各邊は無限小となるのである。即ち無限小なる各邊
を限りなく多く加へる計算となる。要するに之は積
分學に屬する。然しこの場合の結果即ち圓周の長さ
は有限なる數に等しくはない。

此の學は英國のニュートン及び獨逸のライプニッツの始
めて發見した所と傳へられてゐるが、關孝和の發見にかゝ
る諸術理中、其の白眉とも稱すべき圓理術は、今日の微積
分學と歸趣を同じうするものである。故に我が孝和は、英
のニュートン、獨のライプニッツと處を異にし時を同じう
して、その歸結を一にする高等數學上の世界的大發見をな

したと言つて然るべきである。

○晩年 孝和は蘆田氏没落後、徳川氏に召出されて旗本となつた。四代將軍家綱に仕へて、初めは勘定奉行となり、寶永元年には本丸御納戸役組頭(會計課長の如きもの)に擧げられ、祿三百石を領した。斯くて仕官のかたはら、術理の研究と、子弟の教養とに盡し、所謂關流の數學を世に傳へたが、東山天皇の寶永五年十月二十四日幾多の功績を残して江戸で病歿した。(享年六十七)墓は江戸牛込七軒寺町(今の牛込區辨天町)淨輪寺にある。

其の門弟として有名な一二を擧ぐれば、荒木村英・建部賢弘・澤口一之等で、尙ほその後關流算法の宗統を繼いで、其の衣鉢を承け、研鑽を重ねて、圓理術の完成に努力した人々は、松永良弼・安島直圓・和田寧等の學者である。

又遺著中その眞髓と稱せらるゝものは、關流算法七部書(開方翻變・題術辨議・病題明致・方陳・算脫驗符・求積・毬關變形草)である。

○贈位及び建碑 孝和の二百年忌に當る明治四十年には、

を適用し、且つ最新の武器を備へた一大城郭で非常に堅固なものであつた爲、日露戰爭の際に於ける我が軍の攻略には大なる犠牲を拂つた。

明治二十七年十一月下旬第三回の旅順總攻撃をなさんとするに際して、長くも 明治天皇は左の勅語を攻圍軍に下して之を勵まし給うた。

勅 語

旅順要塞ハ敵カ天險ニ加工シテ金湯ト爲シタル處ナリ其攻略ノ容易ナラサル固ヨリ怪ムニ足ラス朕深ク汝等ノ勞苦ヲ察シ日夜軫念ニ堪ヘス然レトモ今ヤ陸海軍ノ狀況ハ旅順攻略ノ機ヲ緩ウスルヲ得サルモノアリ此時ニ當リ第三軍總攻撃ノ舉アルヲ聞キ其時機ヲ得タルヲ喜ヒ成功ヲ望ムノ情甚タ切ナリ爾等將卒夫レ自愛努力セヨ

○感狀 封建時代より、戰場に於て武功拔群の將士には、主將から感狀を與へて其の功を賞し名譽を表彰して全軍の士氣を鼓舞したことがあつたが、其の習慣は日清戰役の際にも行はれ、降つて日露戰役の際には、「陸海軍感狀規程」

長くも贈從四位の恩命があつた。東京物理學會は、同年末暮前に於て贈位の奉告祭を行ふと共に、諸種の記念事業を施行した。此の頃から藤岡町有志の間に、此の世界的偉人の頌徳記念碑を建てたいとの議が起り、爾來幾多の曲折を経て、昭和三年十一月藤岡町南方郊外蘆田城址英靈殿に近く東面して建碑の遂行を見、遂に久しい間の宿望が達せられた。篆額は家綱將軍の關係から徳川家達公、碑文は數學大家藤澤理學博士、書は御歌所寄人阪正臣氏である。

三〇 つづれの御旗—高崎聯隊

○乃木將軍麾下

第三軍 司令官 陸軍大將乃木希典

所屬師團 第一師團(歩兵第十五聯隊之に屬す)

第九師團

第十一師團

○旅順要塞 要塞は、國防上樞要なる地に平時から設置しておく堅固に永久的な築城をいふ。旅順要塞は、日露戰爭前露國の築いたもので、自然の天險を利用し、最新築城法

なるもの發布せられ、感狀を與へ得る權能、感狀を與へるに該當する行爲などが規定せられてゐる。

軍司令官・獨立師團長・司令長官・獨立司令官其の他大本營に直屬する團隊長は、感狀を授與し其の功績を表彰する權を持つてゐる。感狀は個人のみでなく、軍隊・艦隊の行動が全体的に武功を立てた時は、其の軍隊・艦隊に感狀を授與することが出来る。

感狀を授與した時は、其の筋を経て陸海軍大臣より上奏することになつてゐる。

○第二回の總攻撃 第二回後の總攻撃の誤

- 第一回總攻撃 明治三十七年八月十九日—同月廿四日
- 第二回同 同 年九月十九日—同月廿二日
- 第三回同 同 年十月二十六日—十一月六日
- 第四回同 同 年十一月廿六日—十二月五日

第四回總攻撃に於て二〇三高地が全く我が有に歸した。此の後は攻撃が頗る容易となり、我が軍破竹の勢を以て諸砲臺・諸堡壘を續々爆破占領した。

旅順開城 明治三十八年一月一日、攻圍軍は軍容勇しく旅順市街に暮入せんとしたが、敵の軍使が水師營に來つて投降書を差出した。乃木司令官は直に電報を以て此の趣を大本營及び大山總司令官に報告し、翌二日伊地知(幸介)參謀長を委員とし、水師營衛生隊衛官に至り、露軍の參謀長レーヌ大佐等と會見し、開城規約の調印を終つた。

又彼の有名な乃木將軍とステツセル將軍との水師營の會見は、其の月の五日に行はれたのである。

○爾靈山砲臺

爾靈山は、旅順市北方の高地にして、もと二〇三高地と呼び、旅順新市街及び西港を一眸の下に集め港内の船艦を直射するに最も都合よき所で、日露戰爭中最も苦戦の跡を遺したものである。

二〇三高地が確實に我が有に歸した時、乃木大將は左の一詩を賦し、之を當時戰況視察の爲攻圍軍中に起臥してゐた地理學者志賀重昂に示した。

爾靈山嶮豈難攀。 男子功名期克艱。
鐵血覆江山形改。 萬人齊仰爾靈山。

志賀重昂も詩を以て之に和し、將軍の偉功を稱へた。これから乃木大將の功績を記念せんが爲、二〇三高地を爾靈山と呼ぶやうになつた。

○旅順防禦首線の鎖鑰 鎖鑰は錠と鍵で、しまりを意味し、轉じて他より入り込む肝要な場所などをいふ。ここでは二〇三は、敵が旅順要塞を防禦するに最も大事な第一線の肝要な場所といふ意である。

○攻圍軍中の天目山 天目山は甲斐國東八代郡田野村の奥にある山で、天正十年武田勝頼(信玄の第三子)が、家康・信長の軍に攻められてこの山に入り、力盡きて遂に自刃し、武田氏が茲に滅亡したところである。故にここでは爾靈山の戦は、旅順攻圍戦の中で彼我共に其の全般の勝敗に關する最も重大な戦であつたといふ意である。

○奉天會戰 明治三十八年一月旅順開城の後、奉天攻撃の準備として新に鴨綠江軍(川村軍)を組織し之を最右翼に向はせ、尙ほ第三軍(乃木軍)を最左翼に配置することとし、滿洲軍司令官元帥大山巖が全軍を統べた。其の總數は

實に四十萬に達したのである。乃木大將は曩にステツセル

が大將の乗用に供せんとて我が軍に引渡した白馬に跨り、敵軍を驅逐して鋭く敵の右翼を衝き、他の軍もまた之と聯絡を保ちつつ北進し、遂に我が諸軍は三月十日潮の如く三方より奉天に肉薄し、更に乃木軍の一部は奉天の背後に逼り、以て敵の退路を斷たうとした。ために防戦甚だ努めた敵軍を全く潰亂し、如何ともすることが出来なくなつた。

總司令官クロバトキンも今は全く詮方なしと諦め、纔に身を以て奉天を脱し鐵嶺を目指して逃げ去つた。かくて奉天は我が有に歸し、翌十一日には城頭高く日章旗が鮮かに翻つた。

實に此の會戰は未曾有の大戰爭で、敵の捕虜は四萬を超え、遺棄した屍體は二萬六千五百、其の他の死傷は九萬餘に上り、味方の死傷は四萬一千二百二十を算した。今奉天の鐵道附屬地の東南部に在る忠魂碑は、此の大會戰に於ける我が戦死者二萬二千八百四十八名の遺骨を納め、毎年三月十日には莊嚴なる祭典が行はれる。又當日は陸軍記念日

として毎年當時を追懷することになつてゐる。

○シベリア出征 大正八年三月三十一日シベリア派遣の目的を以て第十四師團臨時編成を命ぜらる。編成第一日は四月一日。

聯隊長は直に將校・同相當官を會して編成下令を傳達すると共に、各官の戰時職務を命課し出發準備に取りかかつた。四月八日先發隊の屯營出發を初とし、同二十四日第一大隊を第一次輸送隊として逐次屯營を發して青森に向つた。ウラジオストツク上陸後五月六日第三大隊の哈府到着を以て全員哈府集結を終つた。

前任隊と交代を終つて新配備に就くと共に、六月二十三日左の勅語を拜した。

勅語

曩ニ露領及北滿州ニ派遣シタル諸部隊ハ所期ノ目的ヲ達セシ以來能ク祁寒ニ堪ヘ屢々危險ヲ冒シ奮戰健闘以テ治安交通ノ維持ニ任シタリ朕深ク辛勞ヲ念ヒ其忠勇ヲ嘉ス爾將卒益堅忍努力重任ヲ完ウセンコトヲ期セヨ

○間島事件 大正九年九月十八日、哈府方面日本軍撤退の命下り、聯隊は十月一日より十一日までに哈府を發して逐次浦潮に集中し、聯隊本部は十二日午後十一時浦潮に到着した。

然るに當時間島方面に匪徒跳梁し、琿春に於て我が居留民を慘殺せるのみならず、爾後の形勢險惡を極めつつあつたので、此の機會に於て、多年同地方に跋扈せる不逞鮮人並に匪徒を徹底的に剿討して朝鮮北境の防衛を完うせんが爲に、朝鮮軍の出動を見るに至り、浦潮軍之に策應して第十一師團・第十三師團の一部を露支國境に派し、又第十四師團より我が旅團を、間島方面示威行軍の目的を以て一時朝鮮軍司令官に隸屬せしめられることになつた。

旅團の先頭梯團たる聯隊は、十二日夜浦潮に到着するや突然右要旨の命令に接したるを以て晝夜兼行にて各種の手配を終り、十五日朝浦潮乗船出發十六日ボセットに上陸、非常の努力を以て急進し、十九日琿春に到着して第十九師團長(高島中將)の指揮下に入つた。經過せる地方は人烟稀薄に

十九歳の時に或ことから、翻然として決する所があり、誓つて實業で成功しようと覺悟を固め、かの有名な愛馬「あを」と訣れを告げて、故郷を去つて遙々江戸に上つたのである。

○至誠と忠實 太助は薪炭商山口屋に僕たりしことに實に二十二年、此の間終始一日の如く、全く至誠・忠實・勤儉・力行の權化として勤めたことは、實に世の使用人の龜鑑と稱すべく、遂に主人善右衛門の深き知遇を得て、其の志を達し、本所相生町に獨立の炭屋を開店し、やがて巨萬の富を累ね「本所に過ぎたるものが二つあり。津輕大名(或は津輕屋敷)に炭屋鹽原。」と語はるるに至つたのも誠に故あることである。

○孝養を怠らず云々 太助が始めて其の志を達して獨立の炭店を開き、次いで貸家なども建てて相當の利益と多少の家賃とがあがる様になつた時、遙かに故郷に残つてゐる繼母のことを思ひ、家賃の初穂を贈つて其の心を慰めた。その時繼母に送つた書簡が今も残つてゐる。會てつれなかつ

して道路悪しく運搬具に乏しく、日々の宿營も殆ど露營に等しきものであつたが、將率共に新任務に向つて勇躍し衝天の意氣を以て突破したのである。目的の示威行軍は略々討伐其の功を奏したる十一月十二日より開始せられ、同二十日會寧到着其の任務を終へた。

三一 鹽原太助

○家系と其の立志 鹽原太助は今より約百九十年前(櫻町天皇の御代、徳川八代將軍吉宗の治世)利根郡新治村下新田の一農家に生れた。幼名は彦七、父は鹽原角右衛門と言つた。少年の頃父親からその祖先は立派な士人であつた事を聞き、常に遠祖の業を回復したいと心掛けたが、遂にその機會到來せず、怏々として樂しまなかつた。又七歳で母を失ひ、十五歳で父に別れた。母の死後は繼母の手に育てられたが、此の繼母は世にまゝある通り、至つて慈愛の薄い人であつたから、少年時代から随分苦勞したやうに傳へられてゐる。

た繼母を少しも恨まず、かく迄心盡しをした事は、此の一事を見ても其の崇高な人格者であつたことが覗はれる。又繼母が八十八歳の時、わざ／＼母を江戸に招き、盛大な米壽の祝を催した。その時諸方から祝ひ越された和歌・俳句等は鄭重にとりまとめ、母が歸郷する際持たして歸したさうである。此の祝の記念として故郷羽場村(今の新治村羽場)へは、困窮者救恤の資金として金二十五兩を寄贈した。眞に其の博愛・慈善の志は恰も春雨の芳草を濕すが如くであつた。太助はまた一度故郷に歸つて、下新田の生家を改築し、親戚故舊を招き盛大な祖先の法要を営み、同郷の神社佛閣へも數々の寄進をした。現存する家屋・土藏等(讀本一六五頁の挿繪の家屋がこれである)は此の時新築したのである。現今の戸主鹽原祐太郎は、七代目に當つてゐる。今榛名神社に行つて見ると、三重塔の下の方の十二三段の石段の玉垣に「江戸本所鹽原屋太助奉納、文化五戊辰年八月」と彫つてあるが、之は明かに太助の奉納したものであるから、前記の歸郷は文化四・五年の頃であらう。

尙ほ公益事業に盡された二三の主なるものを記せば、

一、中山峠（吾妻郡高山村中山より群馬郡長尾村横堀村に出る間の峠で、横堀峠とも云ふ）接待茶屋、これは初めて故郷を離れ、望を抱いて江戸に上る途中、先づ第一にさしかかつた峠で、附近には一滴の水もなく非常に困難したが、終世此の事を忘れず、此の時の困難がやがて同情となつて現れ、此の所に澁茶の接待茶屋を設け、番人を置き、此の峠を日々通行する旅客に茶を接待させた。此の接待茶舎は今なほ利根郡薄根村恩田の高橋又衛方に保存してある。

二、榛名山天神峠の常夜燈 太助が出京の途中、榛名山に山木坊を訪はうとして、暗夜に此の峠にさしかかり、進退に苦んだ所で、後ここに石造の常夜燈を建て、往來の者の便を計つた。番人の給料・油代等は年々太助が支出した。其の遺徳は今なほ峠上の石燈籠に面影を残してゐる。

三、讃岐國多度津に現存する青銅の大燈籠 太助は讃岐の琴平神社を崇敬し成功の後御禮詣をした。その時多度津

に上陸するに當り難船したが、その苦い経験から多度津に高さ二丈餘の青銅の一大高燈を建てて寄進した。此の高燈が現今の燈臺の代りに往時遠く海面を照らした時、どんなにその近海通航の船舶が利益を得たことであらう。太助は此の費用一切を勿論支出したのであつた。

四、其の他本郷湯島天神の坂參道の改修、品川・新宿・千住・板橋等に於ける石橋及箱根・碓氷の峠に設けた接待所、此の兩峠の接待所では、上り下りの駄馬にまで毎日一頭につき三合宛の大豆を與へたとの事で、其の慈愛同情は畜類にまで及んだのである。

○遺跡保存 其の誕生地たる利根郡新治村に於ては特に深く太助を追慕し、その遺徳を顯彰すべく近年財團法人「鹽原太助遺跡保存會」を組織し、閭巷の一角に鹽原公園と云ふ小苑を開き、子爵澁澤榮一題字の記念碑を建設して、後人景仰の地となし、その徳風を追慕するの資としてゐるが、眞に適切の施設と言ふべきである。

三二 絲とるわざ

○仁田山絹・日野絹 (二〇) 桐生織物と伊勢崎銘仙参照)
○速水堅曹 前橋藩士で、明治三年南勢多郡岩神村に地をトして十二人取りの器械場を新築し、瑞西人ミウラーを傭聘して教師となし、製絲法の傳習をなして器械製絲の先鞭をつけた。

○富岡模範製絲工場 明治三年、政府は官設模範製絲場設置の舉あり、上・武・信地方中富岡を適當せるものとして之を指定し工事に着手し、五年十月事業を開始したのがこれである。教師は佛人ブリュナー外十人で、佛國式器械の運轉をなし、汎く傳習して斯業發展の階梯たらしめた。明治二十二年、此の模範工場は三井家の手に移り、原家の有となつて今日に及んでゐる。

○皇后陛下・皇太后陛下行啓あらせらる 明治六年六月二十四日、兩陛下には、杉孫七郎・福羽美靜等の供奉にて、新町驛より政府にて新に修築したる所謂製絲道を御馬車に

召されて御成りあり、鑄川には未だ架橋の設なきにより、渡船にて御渡し申し、當夜は七日市舊藩主御殿を御泊所とせられ給うた。六月二十五日、群馬縣令河瀬秀治御先導にて製絲工場を御巡覽あらせられ社長尾高淳忠御案内一々御説明を申し上げた。

皇后陛下には
絲車とくもめぐりて大御代の
富を助くる道開けつゝ

と詠じて製絲所に下し給うた。場内にて御少憩の後、鑄川に御案内申し上げ、清流に放てる香魚を御漁遊ばされた。同夜御殿に御滞留あらせられ、其の夜御餉に香魚を献上した。六月二十六日、御機嫌鹽はしく還御仰出された。

○天皇陛下行幸あらせらる 明治十一月九月四日、天皇陛下には、製絲原社に幸せられた。頭取深澤雄象、副頭取星野長太郎等奉迎祝詞を上る。縣令を先導とし工場を通覽あらせられた。工女數名製絲の業を爲し、又製絲及び繭等を覽に供へた。後雄象・長太郎を行在所に召し、右大臣をし

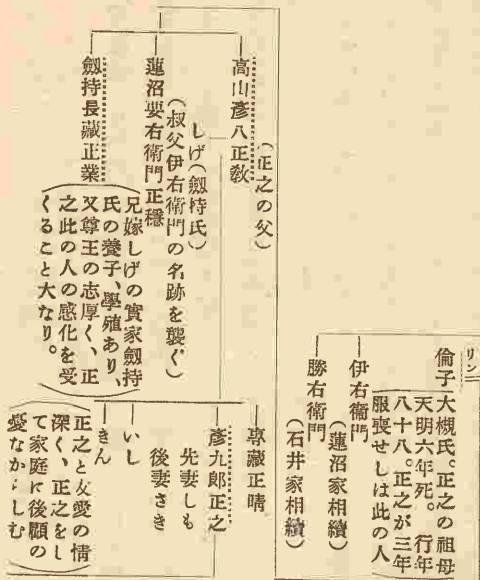
て褒詞を傳へ、別に社へ金百圓を御下賜あらせられた。

三三三 高山彦九郎

○家系

遠祖

高山遠江守—右馬之介久水—連沼土佐—圖書—與右衛門
關兵衛—傳左衛門—新五左衛門—
高山傳左衛門貞正



せい
さと
りよ
儀助正修 常見經太郎 高山石九郎正教 高山守四郎 正行

○彦九郎の生立と祖母倫子

櫻町天皇の延享四年五月八日(徳川九代將軍家重の治世)新田郡細谷村高山彦八正教の二男として生れたが、生母しげは明和二年七月四十歳で病歿した。此の時兄正晴二十三、正之十九、妹いし十六、きん一歳であつた。(いし、きんの間に一男一女)その後四年明和六年には父正教も病歿した。明和二年しげ病歿後高山家は専ら當時六十七歳であつた老祖母倫子の手一つで、子女の教養や家政などが行はれたのである。此の如く我が子我が嫁に先立たれ、剩へ良人をも失ひし幸薄き倫子は、孫數人の慈愛の源泉となり、又高山一家の柱石となつて、天明六年八月八十八歳の高齡を以て歿する迄凡そ二十年間孜孜としてその衝に當つたのである。長孫正晴の家を保つたのも、正之の志をなしたのも、孫女二人の成人して夫れ々々

適當の所に嫁したのも此の老女丈夫に負ふ所が頗る大きかつたのである。故に其の歿するに及び其の二子長藏正業及び次孫彦九郎正之が、其の墓側に三年の服喪をしたのも故あることと言ふべきである。尙ほ讀本に「叔父の指導」とあるは、劍持長藏正業のことである。

○菅茶山 名は管帥、字禮卿、通稱を太沖と云つた。備後神邊の人、家世々農を業とした。茶山學を好み、京都に出て那波魯堂に従ひ、程朱の學を受けて學が大いに進んだ。業終つて郷里に歸り、「黄葉夕陽村舎」と云ふ塾を開き子弟を教育した。山陽・南海諸國の子弟來り學ぶ者が多かつた。茶山又詩をよくし、努めて實際を叙して當時の詩風を一變したと言はれてゐる。

彦九郎が茶山を尊ねたのは、茶山二十歳の時であつたが兩人は一夜を様々の事に語り明かした。

文政十年八月歳八十で歿した。交友として名高きは、柴野栗山・尾藤二洲・古賀精里・頼春水等である。著書としては、筆のすざび・福山志料・常遊記等がある。

○森嘉膳 筑後久留米藩士で、通稱は修平、思齋と號した。幼より學を好み、廣津藍溪に従つて業を受け、後に熊澤藩山の書を読み、陽明學を悦ぶに至つた。性多才、内外の史は勿論、醫法・技藝・讖說・夷歌の事に至るまで通じてゐた。人となり溫雅で、郷黨に推稱せられた。又交遊を好み他郷遠地の人と雖も一技一能あるものは必ず容れ之を愛したため、四方漫遊の徒等皆久留米藩に嘉膳あるを知つた。そして訪問する者があれば、必ず久しく之を留めて優遇した。人或は家計の妨げたるを言ふ者があつても、嘉膳は更に顧みなかつたさうである。彦九郎は曾て江戸に居つた時相識つて居つたから久留米に來ると必ず先づ其の家を訪ねて滞在したのである。

○高山正之の肖像の就いて 讀本に掲げてあるものは金井之恭(三六金井烏洲参照)が、今より凡そ四十年前に編纂された「高山燥志」所掲のもので、信州の人鈴木我古の筆である。從來その肖像として、中等教科書を始め世に廣く採用されて居つたものは、新田郡高山織三所藏、渡邊華山筆

と稱せらるゝもので、年齢六十近くに見え、四十七で歿した正之の肖像としては實に受けとり難いものである。かくてその後幾多有識者の研究あり、今迄の肖像は、實は正之の肖像ではなくして正之や華山と交友の深かつた水戸の儒者立原鞏軒の肖像が誤つて傳へられたものであることが近時になつて判明した。

○岡極 世が亂れて中正の道がすたれたことを云ふ。

○三人扶持 一人扶持とは一日米四合の割合で給すること云ふ。又金(時價)で給することもある。

○縣社高山神社 高山神社は明治十一年一月細谷村金谷權平以下五名が有志總代として神社創立の事を出願せるに對し、同年三月内務大臣大久保利通の指令に基き本縣々令掛取素彦之を許可した。依つて直に本縣社寺係一切の掌に當り管内一般より寄附金を募れるに此事畏くも上聞に達し御思召を以て金八百圓を下賜せられ、又有栖川宮其他各宮家よりも御寄附があつて社殿を造營した。次いで同十三年三月縣社に列せられた。

國のためこゝろつくして高山の

いさをもなしにはてしあはれさ

後藤武夫著「高山彦九郎先生傳」

國のため心つくしのたか山の

いさをむなしくはてしあはれさ

最近豊國義孝氏の質疑に對する千葉胤明氏の答によれば

くにのため心つくしたか山の

いさをむなしくはてしあはれさ

が最も正しいだらうとのことである。

三四 市河米菴と父寛齋

○柴野栗山 讚岐高松の人、名は邦彦、栗山は其の號である。初め後藤芝山に學び、後江戸に出で林家に入り、學成るに及び阿波侯に仕へて儒員となつた。程なく京師に住して朱子學を唱へ、天明八年五十三で幕府に召され江戸に出で、昌平齋の教官となり、林祭酒(大學頭)・岡田寒泉と共に學政を料理し、又天下の學者をして朱子學を奉ぜしめ、

然るに社殿の規模比較的狭小で且つ永久的施設に缺くる所があつた爲、爾來社殿漸く頽廢に傾いて遺憾の點が多くなつた。よつて近年社地の擴張社殿の改築が計劃され、昭和四年特に境内に接續する天神山御料地六千餘坪を國有地に移管、境内に編入する恩命に接し、着々諸般の修營をなすと共に縣内外有志者の寄附金を募集して昭和六年春工を起し、天神山々頂眺望絶佳の地に大規模の本殿・幣殿・拜殿の建築に着手し、(舊社殿は天神山中腹)昭和七年二月を以て工事の落成を告げ、三月十五日御遷座式を執行した。

○明治天皇御製「兼題高山正之」

明治七年十月、宮中月次御歌會が開かれたとき御製を拜し爾來幾多の印刷物によつて世に傳へられてゐるが、一二文字の異つたものがある。最近宮内省御歌所から公刊された「明治天皇御製集」中にはどうしたことか収録されてゐない。

吉久保村四郎編著「高山雪」巻頭に朱拓せるもの(福羽美靜謹寫)がこれ迄最も一般に知られてゐるものである。

他の學説を立てしめぬやうにした。是れ即ち所謂寛政異學の禁である。文化四年十二月七十四を以て歿した。世に尾藤二洲・古賀精里と共に寛政三博士と稱してゐる。

○林述齋 名は衡、述齋は其の號。美濃岩村城主松平乘瀨の次子に生れ、林家第七世の大學頭林錦峰(名は)の養子となり、博學・達識を以て世に著れた。會々老中松平定信、述齋の有爲の才たるを看破し、林信敬の子なきを幸とし、寛政五年幕府の命によつて信敬の嗣子たらしめた。ついで大學頭となり、定信と相應じて學制の改革に當つた。文化十二年七月年七十四にして歿した。

○米菴 宋代の書家にして、字は元章、襄陽の人、海岳外史・鹿門居士・襄陽漫士・寶晉齋の號があり、又米南宮の稱がある。書畫共によくし、召されて書畫學博士となり殊遇を蒙つた。衆長を聚めて一家をなし、卓抜にして縦横變化を極め、盛名が一代に震うた。黄山谷は此の書を評して「快劍陣を研ち強弩を射るが如し。」と言つてゐる。大觀丁亥元年五十七で歿した。

○晋唐に浜り 晋には、彼の有明な王羲之・王献之(羲之の第七子)等の大家があり、唐には、歐陽詢・虞世南・褚遂良・顔真卿等の有名な大家がある。最初私淑した米芾は宋代の書家であるから、更に晋・唐に浜り云々というたのである。

○將軍家及び加賀侯からは破格の知遇を受け 天保三年世子家慶の讀書始に當り、林祭酒に代り、三字經一部を全書して之を上つた。又家慶將軍となり、堀大和守に密命して孝經一部を書して上らしめた。是等は皆米菴の破格の榮譽であつた。父寛齋致仕の後を受けて富山侯の文學師範となつたが、其の宗藩加賀侯もまた擢召優待して學書の師となし、祿米三百五十石を給して隊長の資格たらしめた。

○全唐詩逸 支那に於て有名なる「全唐詩」に漏れて、反つて我が國に佚存してゐるものを拾收し、數十年の辛苦によつて成つたものである。

此の書は明治末年頃本縣有志によつて翻刻せられた。

○後年支那に傳り云々 米菴、父寛齋の辛苦に成りし「全唐詩逸」を一度清國に入りたいといふ志望を懷き、當時唯

つた。

○鷄縞 織物の地の部分と縞の部分とを分けて二本の男卷(織物を織る爲の經糸を巻く太い棒)にまいて製織するもので、縞の部分の糸を地の糸より多く出し、織物面に縞の部分を少しく高く浮かせる綿織物である。約言すれば、縞の部分が地の部分より厚く感じ高く見えるものである。

○結城縞 唐棧縞(擦双子の薄いもの)などに類したもので、比較的縞柄がちみで、結城紬に似せた經縞の綿織物である。

○太織 銘仙(現今の銘仙は太織ではない)・紬等の如き太い絹糸で織つたもので、秩父太織の類である。緯糸は手紬又は機械紬糸とて太い絹糸を用ひるものである。木綿織物でも前同様の外觀を與へたものは太織といふのである。

○双子 (ふた) 双子織は、諸擦(二本擦り)綿糸で織つた着尺物である。縞物が多く、近來は絣を入れたものもある。使用する糸によつて、擦双子(緯糸に強い擦をか)・瓦斯双子(瓦斯糸を)・糸入双子(縞に美を添へる目的で、縞糸に生)等がある。

一の賀春港なる長崎に到り、譯官の紹介によつて清國人張秋琴に示したところ、同人は非常に珍重して携へ歸國し、十七年を経て、清人鮑廷博が知不足齋叢書中に此の書を刻載し著名となつたことである。

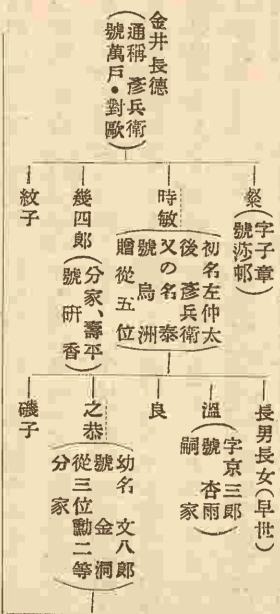
三五 中野絣と高崎絹

○中野絣 邑樂郡中野を中心とする邑樂織物の越原及び發達の大要は、讀本に記してある通りであるが、明治二十年以後の状況を尙ほ少し述べて見ると、明治二十八年始めて中野絣織物同業組合を組織して、染色・品質等を検査して、不正品の防遏につとめた。是に於て其の聲價愈々高まつて需要の途益々開け、産額亦著しく増加した。偶々館林町に於て、双子織・京棧・瓦斯双子・縞木綿縮・白木綿縮等の織物が漸次發達するに至つたから、同三十八年中野織物同業組合を更に邑樂織物同業組合と改稱し、組合地域を擴大して邑樂郡一圓とした。爾來益々染色の優秀、地質の堅緻價格の低廉を特色として本織物の聲價を發揚して今日に至

○高崎絹 高崎の生絹太織は、元祿三年領主安藤侯より市場を高崎田町に開くことを許可されたのを、市場賣買の始めとする。天保年間に至つて益々隆盛に趣き、江戸丸・三井・白木屋・名古屋の伊東松坂屋等よりは特に代買人を遣はし、又は出店を設くるものあるに至つた。降つて慶應年間に至り、市場賣買は益々全盛を極め、高崎に市場定宿を定めて、出市賣買をなしたのを見ても、當時の盛況を察することが出来る。明治九年熊谷縣時代に於て斯業の改良發達を圖るの議があつて、各町各一名の買次商人を招集して粗製濫造の矯正、尺巾の改正、違反者處分等の規約を制定せしめて大に前途の發達を期せしめた。明治十八年群馬縣絹太織合同組合を設立し、同三十年重要輸出品同業組合法の發布があつてから合同の文字を商業の二字に改め、爾來孜々として斯業の改良發達を圖り、以て今日の盛況を見るに至つた。

三六 金井鳥洲

○系圖



○春木南湖 名は鯉、字子魚、烟霞釣叟と號した。資性疎脱にして規則を守らず、酒は之を口にせざれど能く酒中の

に出づると稱せられる。星巖又勤王の志厚く、安政五年慷慨嘆詩二十五首を作つて時弊を諷した。

此の年病に罹つて年七十歳を以て京都に歿した。其の妻は紅蘭と云つて又詩畫を以て著はれた。明治廿四年朝廷星巖に正四位を追贈してその王事につとめた事を賞せられた。

三七 上州長脇差

○關所破りの故 (關所及び關所破りについては) 天保七年、子分(乾兒)の兆平が信濃の博徒波羅七といふ者の爲に殺されたが、忠治が其の報を聞いて大に憤り、「子分が他州の者の手にかかつて死ぬのは恥である。」というて、復仇のため單身で出發した。そこで子分等三十餘人が刀槍・火器を提げて之に従ひ、大戸の關(吾妻郡坂上)を過ぎた。然るに、關所の役人が忠治を怖れて、出て取調を行ふことをしない。かくして難なく關所を破ることが出来た。間もなく仇敵が官のために捕へられたことを聞いて還つた。

○後日この地に云々 忠治送られて、大戸の關の南端の溪

趣を知つて酒人と交つた。天保十年八十一歳で卒した。時に谷文晁畫名大いに振ひ、當時南湖・文晁を併せて天下の二老と稱した。

○南畫 支那から傳來した繪畫の一派で南宋畫とも言ふ。唐の時代に始めて畫に南北二宗の別が起つた。即ち北宋畫は李思訓を宗とし、南宋畫は王摩詰を宗とした。北宋畫は早く我國に入つて、室町時代には既に大いに發達したが、南宋畫は江戸時代(元祿の頃)に至つて我が國に行はれるやうになつた。特色は淡白蕭疎にして氣品を尊び、主として墨色を用ひて山水を描いた。南畫の名手としては、寛延の頃に柳澤里恭あり、ついで池野大雅があり、文化・文政に及びては高久蠶崖・谷文晁・渡邊華山・椿椿山を出し、上州に於ては我が鳥洲を出したのである。

○頼山陽 (一三山のほこり参照)

○梁川星巖 名を猛緯と云ひ、星巖はその號である。美濃の人、初め江戸に出て業を古賀精里、山本北山等に受け、其の識見の高邁を以て聞えた。特に詩に於ては頼山陽の上

間に於て磔刑に處せられたが、里人之を弔ふため一個の佛體を石に刻んで其の刑場に建てた。世に大戸の忠治地藏と稱し、其の石片を呑めば中風症を治するの効驗あると傳へ、石像を碎いて破片を採り去るものが時々ある。これは、忠治が捕縛される前中風症に冒されてゐたからである。

○國定忠治が人を殺して云々 國定忠治年二十七にして人を殺し、讎を避け榮五郎に頼んで匿れた。榮五郎は忠治の才を奇とし約して兄弟となつた。榮五郎は忠治より長すること十八年であつた。

三八 鐵路の中心高崎

○高崎線・兩毛線・足尾線 高崎線は東北本線の埼玉縣大宮驛から分岐して左し、武藏野平野を北に走つて高崎に至り、兩毛線は栃木縣小山から東北本線に岐れて左し、足利・桐生・伊勢崎の機業地を經、前橋を過ぎ高崎に至つて共に信越本線に接続して居る。この兩線は東北・信越二線の仲間線とも云ふべきものである。

足尾線は即ち足尾銅山鐵道である。兩毛線桐生驛から分岐して渡良瀬川の溪谷に沿うて、漸次北に進み栃木縣足尾町に達する。通洞・足尾・間藤の三驛は何れも足尾銅山への下車驛である。

○信越線・碓氷峠・アプト式鐵道 信越本線は高崎を起點として長野・直江津を経て新潟に達してゐる。列車は上野驛から高崎線を通じて新潟に直通するもの毎日三回あり、内一回は急行列車で約十二時間を要する。碓氷峠は關東平野と信濃高原との通路に當り、古來中山道第一の天嶮と稱せられてゐる。今本線は山麓に横川驛を、中腹に熊の平驛を置いて峠を横斷して信州輕井澤に至る。その間凡七哩(一、二、三)は我が國有鐵道線路中第一の難所で、アプト式鐵道によつて急勾配傾斜線を登り、二十六の隧道を出入し、一時間の間に二十六の明暗に遇ふのである。この間仰いでは妙義の峻嶺を望み、臥しては深谷に對し、嵐氣たなびき白雲湧き、關東平野の平凡な景色に倦んだ旅客をして襟を披いて之に向はしめる趣がある。嶺上には楓樹多く紅葉時が

最も美觀である。そして横川・輕井澤間は電氣機關車を使用してゐるから、車内は煤煙の侵入に惱まされることなく心靜かにこの風光を觀賞することが出来る。輕井澤驛は碓氷峠の西麓の高原にあつて海拔九三九米、中央本線の富士見驛と共に本邦に於ける最高停車場の一である。アプト式鐵道と云ふのは普通鐵道線路の中間に齒狀軌條が二本あつて齒車附の車輛と噛み合つて急坂を安全に運轉し得る裝置になつてゐて、瑞西人アプト氏の發明にかゝるものである。

○清水トンネルと上越線の開通 日本一否東洋第一の清水トンネルは去る大正十二年五月最初の掘鑿機が打ち込まれて以來星霜を閲すること七ヶ年、總工費一千二百萬圓、延長實に六哩七分の大トンネルで、遂に昭和四年十二月二十九日を以て貫通され、こゝに表日本と裏日本とが新たな希望と榮光に輝いて握手したのである。經濟的に文化的に——これこそ我が國鐵道工事界に太い世紀的一線を劃したのと言ふべきであらう。

又上越南線(高崎・水上間)と上越北線(長岡・越後湯

澤間)との連絡が成つて、昭和六年九月一日を以て盛大な開通式が擧げられ此に愈々上越全線の開通を見るに至つた。然らば上越線の開通は、どれほど表日本と裏日本とを接近させるかと云ふに、今上野・新潟間について見ると、從來ならば直江津から信越線を通れば二六・六哩だつたものが上越線によると長岡から一直線に下つて沼田を経て高崎から上野へ出ると、この距離二〇六、四哩で差引六〇、二哩だけ短縮される。これを時間の上から見ると、普通列車と急行列車とで相違はあるが、三時間乃至五時間の短縮になる。従つてこれまで新潟迄行くには九時間乃至十五時間かつたものが、僅々六時間乃至十時間で行けることになるのである。

清水トンネルの開通、ひいては上越線の全通が取りもつ表日本と裏日本との握手、それは單に群馬縣と新潟縣とがあらゆる便利と産業開發の鍵を與へられるといふ小さな問題でなくて、これによつてもたらされる關東一帯と北陸・羽越一帯との交通系統の大變動は、やがて表裏日本の物資

の移動、人間の動き、即ち前項に述べたる距離と時間との短縮によつて起る經濟的・文化的發展の原動力をなすと云ふスピード時代の現代にとりて大なる意義を有するものでなくてはならない。

本線の開通によつて直ちに大影響を受けるものは無論信越線で、關東方面から越後行き旅客貨物の大部分が上越線に奪はれる事は確かである。其の結果信越沿線の都市、高田・長野・上田・輕井澤邊りも影響を受けることにならう。又今まで新潟縣下に於ても交通不便のため、經濟的にも文化的にも遅れてゐた長岡以南の中越地方並に上越地方は、この大動脈の貫通によつて異常なる活氣を呈するに至るであらう。殊に上越線の沿線には無数の温泉がまだ野趣満々のまゝに残されて居り、水上を中心とするスキー場は早くも東京から日歸りスキー場としてファンから注目されてゐる。鐵道省が早くも旅客吸引策に頭をひねつてゐるのも無理からぬことである。

○都市計畫 都市の區域内外に於ける交通・衛生・保安・

經濟等に關して永久に公共の安寧を保持し、福利を増進せんがために、諸般の重要施設（區劃整理・道路・上下水・防火・建物等）を計畫的に行ふことを云ひ、都市計畫法（大正八年四月法律三六號）の規定の下に實施される。現在此の計畫法適用都市として指定されたものは東京・大阪・京都・名古屋・神戸・横濱の六大都市の外全國主要都市九十餘市である。（本縣では高崎市・前橋市である）

三九 小栗上野介忠順

○日米條約交換使節 今を去る七十年前、即ち安政七年正月（三月改元、萬延元年）日米條約交換のため派遣された遣米使節は、實に日本開關以來我が國家として初めて試みられた「白人國への全權使節」派遣である。

正使しんみ新見豊前守は容貌秀麗、禮容正しく、應接度あり、副使村垣淡路守は文筆に堪能にして、小栗豊後守は其の才能膽力の非凡なるにより何れも一代の偉人井伊大老に囑目拔擢せられたのである。小栗の役目たる監察とは「目付」

即ち「監督」の義である。

この使節の持参せる國書は、全く國際法の本則たる「國家平等の原則」に立脚した對等のもので、三百年前伊達政宗が支倉常長をして羅馬法王に捧呈せしめた文書の如くに不平等卑屈のものではなかつたのである。

小栗の一行は安政七年正月十八日品川を出帆して（此の間三月三日櫻田の變あり、十八日萬延元年と改元）三月十五日華盛頓に到着し、米國にあつては常に行動宜しきを得大いに米人の歡迎と賞讃とを得て美事に國使としての大任を果し、四月二十日華盛頓を出發し、二十八日紐育に到着し、五月十二日紐育を出發し九月二十七日無事品川に歸着した。此の間小栗の獲得した軍事・政治・經濟上の收穫は大したものであつたらしい。

○幕政改革 小栗上野介が陸海軍奉行として、佛國式陸軍兵制を創設し、又日本海軍の基礎を定むるために、横須賀造船所の創設を始めとして諸般の施設を行つて、永遠に日本民族安榮の保證に盡瘁した功績は讀本々文に記されてあ

る通りである。又小栗が勘定奉行として國家財政及經濟上に於ける偉功も亦決して見逃すことが出来ぬ。其の勘定奉行としての功績の重なるものを擧ぐれば、外國爲替相場の研究を怠らず、内外金銀相場に着目して、先づ我が國小判の價格を三倍に昇せた事である。之れは日本の貨幣の海外

流出を防ぐためである。彼は性剛直清廉、公のために私利私慾を却け、幕府の財政を整理し、税源を調査し、酒其の他奢侈品に増税し、更に豪商からは一種の所得税を納付させ、又造幣の方法を改善し、自ら分析術を示して大阪の銅座の役人に教へた程であつた。彼は又内債を起して財政に便し、不換紙幣の通用を禁止し兌換紙幣を創めて財政を整へ、ひたすら人民の利福を増進させることに努力した。

○失脚とその遭難 小栗上野介が幕末國家多事の時に當つて、幕府の要職に居り、ひたすら國家と民族との幸福進歩のために挺身盡瘁し、或は外交に軍事に、或は財政に經濟に、國民文化の向上に着々成績を上げたるにも關はらず、時世非にして將軍慶喜の怒りに觸れ、其の職を免ぜられた

るのみならず、遂に逆徒と云ふ汚名を蒙り、烏川磯に於て斬殺さるゝに至つたのは、もとより種々複雑した事情があつたからであるが、大體次の事情はその主要なものであらう。

一、性剛直廉潔で、あく迄私利私慾を排斥し、唯眼中に公明と理義あるのみで、其の施設は國家のため國民のためと信すれば、進んで之を斷行したから當時の保守的な何等の識見と信念のない幕府の俗論黨や優柔不斷の輩から大いに嫉視されたこと。

二、當時薩長は一部の公卿と相結んで、勅命を借りて是非とも幕府を討伐して薩長を中心とする新政府を造らうとしたのに、小栗上野介は幕府の當事者として、又其の信する正義の觀念から、薩長の行動を以て、幼帝を挾んで名を勅命にかり、既に恭順の意を表せる慶喜を強ひて討伐して政權を握らんとする野望なりとし、先づ周到なる作戰計畫の下に薩長と開戦して必ず之を滅し、幕府の手を以て天皇中心の郡縣政治を我が國に布

かうと飽くまで主張し、痛く薩長の反感を買つたこと。三、時世の赴く所、薩長軍を迎へ圓満裏に江戸を開城することが幕府の有終の美をなす最善の道なりと主張せる勝海舟（若年寄格）と全く反対の立場にあり、然も慶喜は勝の主張に耳を傾けたるに、小栗は自己の主張を強辯したること。

忠順の反逆については、もとより何等の證據も事實もないのである。其の主張が容れられずして解職となると、天を怨ます人を怨まず、其の采邑權田村に歸つて、附近農家の子弟を教育しつゝ平穩に農村生活を樂んで居つた。然るに東山道總督岩倉具定及其の參謀板垣退助・伊知地正治等は、浪人暴徒の流言に基き「小栗に反逆の企圖あり。」との事を理由として、小栗を以て反逆者也と公文を以て四方に宣布し、大袈裟な總督の命令を發したのであつた。先きに浪人の暴徒團襲來の時、自衛上已むなく用ひた大砲一門、小銃二十挺（之は小栗が幕府軍政の局に當つた時、研究のために造らせた武士の表道具であつて、之を引退の際故郷

に持ち歸つたもので、何等疑問とするに足らないものである。）は、之を問責の高崎・小幡・安中の諸藩士に従順に引き渡し、何等反逆の意なきことを靜かに辯じ、問責に來た諸藩士も案に相違して、事態明白なりとて一度引き上げ去つたが、小栗の殺害を企圖した原保太郎、豊永貫一郎等の監軍は高崎藩士等の公明な處置に不満足で「官軍は三藩を討伐すべし。」と威嚇して、更に強ひて軍を動かさせて遂に烏川嶺に於て、一代の政治家にして國家國民のために計りし小栗上野介の首を刎ねて之を梟首したのである。

四〇堀口藍園

○家系 堀口氏の遠祖は、新田氏の族堀口貞満より出で、藍園は實に其の十三世の孫に當り、文政元年十月堀口柳藏の長子として上州澁川町に生れた。

○學統と交友 藍園が直接訓陶を受けたのは、主として鄉人高橋蘭齋及び其の師木暮足翁の兩先生と同地遍照寺住僧周休（竹溪と號す）との三人である。そして間接には足翁

の師事された吉田芝溪・同翠屏兩先生で、更に其の師山崎石燕・平澤旭山からも尠からず人格的感化を受けたことは言ふ迄もない。

交友として重なる人々を擧ぐれば大沼沈山・小野湖山・梁川星巖・貫名海屋・細川潤次郎・重野安釋・金井之恭・楫取素彦・大音龍太郎等の諸名士である。

○公職 明治元年、藍園は郷黨から里正（今の町長）に擧げられた。時恰も明治維新に際し、前橋藩侯松平氏上毛鎮撫の任に當つてをつたが、鎮撫所を設けて上毛平民中から三名を抜擢して事務を掌らしめ、之を總長と云つた。藍園も亦その選に入つて群馬・吾妻の二郡を管理した。翌二年松平氏より郷學教師を命ぜられ、越えて六年學制が頒布されることと選ばれて學區取締となつた。

○情誼に厚く仁慈に富み 藍園公職を辭して後、私塾金蘭吟社を開いて後進子弟の誘掖につとめた。しかも教授の間と雖も其の家業を廢することなく、染物をなしつつ暗授して毫も誤がなかつたので子弟其の強記に敬服した。故に生

徒の書装悉く藍の斑点を存したとのことである。また子弟を見ること賓友の如く而も一視同仁であつた。

又嘗て彰義隊の殘黨白井幸介脱れて部下を率ゐて群馬郡小相木村大徳寺に投じ、前橋藩によつて降り、過を改め己は屠腹して部下の士卒を寛典に處せられんことを乞うた時、藍園幸介の義勇を惜み、上野巡察使と前橋藩との間に奔走斡旋の結果、幸介の生命を助けてやつたことも其の美談の一つである。

○細川潤次郎 天保五年二月高知藩士細川延平の二男として生れ十州と號した。幼にして家學を修め神童と稱せられた。嘉永七年長崎に留學して蘭學を學び、また高島秋帆について兵法火技の術を學んだ。安政七年藩命により江戸に留學し、幕府の操練所にあつて航海術を學び傍ら藩の子弟を監督した。歸藩後藩の制度改正御用掛となり、藩政改革、法制の編纂に參與した。文久二年藩費教授を命ぜられた。其の他土佐藩の海事教育に盡すところが多かつた。明治三年民部權少尉に任じ、爾後議官に進み、明治四年歐米に遊學し、

歸朝後印書局長・外務省大書記官に進み、元老院議員に任ぜられ従四位に陞叙した。明治二十三年元老院の廢止と共に廢官となり、貴族院議員次いで副議長・女子高等師範學校長・樞密顧問官兼華族女學校長に任じ、明治二十八年東宮御所祇候、勳一等に叙し、三十年東宮大夫、三十三年功により男爵を授けられた。四十二年文學博士となり、後學士院會員に列せられた。其の關歴は殆んど明治政府と終始し、更に大正に及び、前後五十餘年、我國近世の重要制度法令の設定調査で其の手を經ないものは殆んどなく、殊に文事秘書長官として畏き邊の詔勅その他重要秘府の文書に與り、或は高等學校長として高等教育の重任に當り、其の功績枚擧することが出來ない。然るに大正十二年七月病に罹り、同月二十日從一位に叙し、旭日桐花大授章を授けられ同日薨じた。年九十歳であつた。

四一 温泉の國上州

○伊香保温泉と泉質と効能 泉質は鹽類性鐵泉で、少しく

を伊加保風と詠んでをり、その名の起りも一説に「嚴秀」——嚴く秀でたる山——に出づるならんと謂はれてゐる。

温泉は垂仁天皇の朝すでに涌出したと言はれてゐるが、萬葉・古今の歌には伊香保の名は見えず、湯の事は見えて居らぬ。此の湯の事はその後文明十八年(足利義尙の時、今より凡四百五十年前)堯惠法師の「北國紀行」文龜二年(足利義澄の時、今より凡四百三十年前)、釋宗長の「宗祇終焉記」及び永正六年(足利義植(重任)今より凡四百二十年)前に、同人によつて書かれた「東路の裏」の記事によつて廣く天下にその名を知られるやうになつた。

舊記によれば、その頃は僅かばかりの村民が今の湯元に住んでゐたが、天正四年に至つて領主武田氏より地を賜つて、現今の地に移り温泉の業を始めたとの事である。

又上野志によれば「白井の長尾氏の遺臣にして井伊直政に従ひて關ヶ原役に功ありし木暮・岸・島田・大島・平明・永井・後閑・福田の八氏は古くより此の地に土着して郷士となり、本末合せて十四戸となり、土地・温泉を所有して

茶褐色を帯び、浴しても服してもよい。鐵分の含有量が多いため血液を増加する効が多く、特に貧血諸症・消化器病・婦人病・病後衰弱に効能が多いことは世に定評がある。

○伊香保神社 今社格は縣社である。町の南石段の最も高い所に鎮座して居る。延喜式神名帳には、上野國群馬郡伊加保神社名神大とある。三代實錄によれば、仁明天皇の承和六年從五位下、清和天皇貞觀九年正五位下、陽成天皇の貞觀十八年從四位下、元慶四年には從四位上を授けられた。又上野國神名帳には正一位伊賀保大明神と記してある。維新後屢々皇族の御參拜もあつて、神前の額面は有栖川宮熈仁親王の御親筆である。

○伊香保の歴史 伊香保の地名は萬葉集の上野歌に出たのを最古とし、その後續日本後紀・三代實錄・延喜式等にも出て居り、その文字も伊加保・伊香保・伊可保・伊可抱・伊賀保等種々記されてゐる。又其の地域も現在の温泉區域に限られず、今の榛名山を含む附近周圍一帶の總稱であつて、萬葉以下中古の歌には、榛名湖を伊加保沼、榛名おろし

何れも大屋と稱された。」とある

徳川の初年當所に三國街道の裏道を守る關所の設けらるるや、これら大屋は交替に關所の守護となつて、自治の民政を施して以て明治初年に及んだ。今に大屋の名が存してゐる本温泉の中心勢力となつてゐる。明治十二年に英皇皇太后が行啓あらせられ、明治二十三年には御用邸が設けられ、年々高貴の方々の御來香が多くなり、明治三十五年には當時東宮におはしましたし大正天皇が行啓遊ばされた。かくて伊香保は交通機關の完備と相待つて其の名高まり、夏季の如き東都知名の士の來浴が特に多い。更に徳富蘆花の名作「不如歸」世に出づるに及んで、伊香保はその作巻頭の背景として現れ、浪子の名と共に天下津々浦々にまで喧傳せられ、特に當時の青年子女の憧憬する場所となつたのである。

○草津温泉の泉質と効能 泉質は種々の有効成分を含む硫酸黄泉で、皮膚病・花柳病・神經痛・リユーマチス・胃腸病・痔疾・婦人病等に特效があるので、昔から關西の有馬温泉

と並稱されて温泉の横綱と許されてゐる。日本醫界の慈父ベルツ博士は「草津は昔にその湧出量多大なるのみならず、理科學的療養地として適當なること日本全國その比を見ず。」と言ひ、醫學博士土肥慶藏は「温泉は多く硫黄と遊離酸とを含む。温度極めて高く、山川の秀麗、空氣の清澄實に海内無比と稱するも誇張に非ず。地は交通便に、食物飲料皆新鮮にして體に適する。況んや山水の秀麗、空氣の清澄なるに於てをや。その沈痾を治し宿痾を療するも亦怪しむに足らざるなり。」と折り紙をつけた程である。之は全く土地が海拔四千五百尺の高原地で、空氣療法・高山療法・日光療法等に極めて卓越した自然の要素を具へた上に温泉の勝れた醫療的特質を持つてゐるからである。

ベルツ博士 獨逸の醫學者で病理學の大家である。西紀一八七五年(明治八年)東京帝國大學に聘せられて來朝し、初め生理學教授であつたが、後内科・婦人科教授となり、最後に内科教授として明治三十年に及んだ。博士は日本醫學界の發達に力を致し、又デストマ病の發見、脚氣病に關する創見、日本人に關する人

類學的研究は、特に世に知られて居る。又宮内省御用掛として、玉體の御治療をも申上げ、明治四十年頃迄我が國に在留した。皮膚の荒れ止め用ふるベルツ水は博士の處方になるもので廣く世に實用されて居る。

○草津温泉の歴史 草津の由來は極めて古い。日本武尊の故事は別として、元正天皇の養老年間に行基菩薩が藥玉如來の顯現によつて發見したと光泉寺の縁起にのつてゐる。その後建久四年源頼朝淺間山麓に遊獵して幕營を吾妻郡三原莊に置いた時、土豪細野幸久なるものを導者として山野を跋涉して風土地勢を視察し、遂に此の温泉を發見し幸久に姓を湯本と改めさせたと古文書に記してある。頼朝が入浴した事は東鑑・曾我物語等に明かである。頼朝の入浴した湯を御座の湯(明治十五年白旗湯と改めた)と稱して今も残つてゐる。

永祿十年武田信玄が上州を侵して其の領土とした時、草津温泉を以て傷病者の療養所としたことは武田氏下知狀で明かである。

天正十五年五月(凡三百四十年前)關白近衛龍山公も此

の温泉に浴した。公の和歌・眞蹟は現に光泉寺に残つてゐる。

又文祿四年豊大關も來浴の志あつて果さなかつたが、「豊太關温泉行先觸」なる文書は今に傳へて湯本氏の家に保存されてゐる。文化文政の頃に至つて俗に草津千軒と言はれるほど繁昌して、戀の病の外は癒らぬ病はないと迄名聲は天下に普くなり、尙近年草津鐵道の開通によつていよ／＼繁榮を見るに至つた。

○四萬温泉及び泉質の効能 泉質は無色透明の鹹味を持つた鹽類泉で、多量のラヂウムエマナチオンを含有してゐて、入浴内用共に効能があり、消化器病・リウマチスに特効ありと謂はれ、神經痛・貧血症にもよろしく、盛夏も八十度以上に上らず、夜も蚊帳を用ひることはいらぬ。伊香保・草津と共に群馬三温泉の一つに數へられてゐる。地は澤田村大字四萬に屬してゐるが、温泉地帯は入口より順に更に文化村・山口・新湯・日向見に分れてゐる。新湯は一番繁

華である。

○日向見藥師古堂 四萬温泉入口より約十町強、字日向見にある。堂は方三間の單層で屋根は四柱造の茅葺である。天文四年(凡四百年前)に創建されたもので、その後の修理もよく、室町時代の特色がよく保存されてゐるので、明治四十年特別保護建造物に指定され國寶になつて居る。

○磯部鑛泉と泉質の特効 鑛泉の名稱は通俗には、誤つて温泉に對する冷泉の意味に用ひられてゐるが、本來は成分上から温泉を分類した時に、單純泉(含有鑛物量一萬分の五以下)に對して含有鑛物の量が多い時にかく云ふもので、もとより温度の高低を問はぬものである。

磯部は即ち冷泉(其の土地の年平均温度以下)にして鑛泉である。泉質は鹹味ある炭酸泉で内用・浴用共によろしく、又菓子其の他の食料、清涼飲料に用ひられる。胃腸病・神經痛・婦人病等に特効があると言はれてゐる。近時世界の名泉カルルスバードと全く同質で、又ラヂウムの含有多量なることも報告されて、萬國博覽會にも出品して賞讃を博

した。

○カルルス泉 歐羅巴洲チエツコ・スロバツキヤ共和國の首府ブライグの西北に世界的に有名な温泉郷カルルスバードがある。温泉の湧出頗る多く、就中著名なるものが約二十箇所ある。泉質はアルカリ鹽類泉に屬して、普通此の種の温泉をカルルス泉と稱する。胃腸病・神経痛・婦人病等に特效がある。

○佐々木盛綱 近江源氏、佐々木秀義の第三子で高綱の兄である。源頼朝伊豆に兵を擧ぐるの始めより軍に従つて功あり、壽永の役に頼朝の命により、範頼に従つて屢々功を樹てた。後左兵衛尉に補し、伊豫守護となり更に邑を越後上野に食んだ。頼朝の薨後剃髮して西念と號した。建仁元年城資盛越後に叛した。時に盛綱上野碓氷郡磯部郷に在り、之が追討の命を受け、越後・佐渡・信濃の兵を率ゐて大に戦つて之を破つた。歿年は詳でない。一説に磯部に卒すと云はれて居る。

四二 明治の先覺新島襄

○生立 襄は天保十四年正月十四日を以て安中藩士祐筆新島民治の長男として、藩主板倉侯邸、江戸神田小川町の屋敷に呱呱の聲をあげた。其の生れた時祖父辨治が其の男子なるを聞き手を拍いて大いに喜び、「しめた。」「しめた。」と云うたので、遂に七五三太と命名されたさうである。

襄が少年時代に召し出されて仕へた藩侯は名君の譽れ高い板倉勝明公（甘雨亭）であつた。

○立志と渡米 初め漢學を學び、後更に蘭學を修め、一意専心泰西の文化の研究に没頭したが、後に漢譯亞米利加合衆國を繙くに及び、華盛頓の人格を慕ひ、且つ合衆國の制度文物の整頓せるを羨望し、次いで漢譯聖書を讀むに及んで、その世界的宗教思想と從來の儒教思想とは腦裡に於て相容れぬものがあり、益々海外の事情を究めんと志を堅くし、それには蘭語よりも英語修學の勝れたことを悟り、西洋人について確實に之を學ばんと決心を堅くし、先づ

函館に至り師を求めたが其の意を得ず、遂に便宜を得て決然米船ワイルド、ロバート號に乗船し、艱難困苦を重ねて渡米し、ボトスン港に着して、其の船の持主たる紳商ハーデー氏の知遇を得、多年研鑽を重ねて、アーモス大學を卒業したのは實に我が明治三年であつた。

○歸朝と同志社の設立 遊學十年、明治七年十二月歸朝すると直ちに兩親を郷里安中に訪ひ、孝養をつくすこと數週、其の状況を恩人ハーデー氏に詳細に報導してその多年の厚情を謝した。その宿論として、我が國を歐米諸國と對立させて行くには、單に其の物質文明を模倣するはそもく末の事で、文明の基礎は國民教化の振興にあることを痛感したので、山紫水明の地京都をトして學校を設立せんと決心をいよ／＼固くした。由來京都は神佛の教が最も盛な地であつたから、基督教主義の學校を創設するには意外の困難を感じた。然し幸に當時の京都府顧問として名聲の高かつた舊會津藩士山本覺馬の多大な援助を得て、遂に明治八年十一月を以て同志社開校の式を擧ぐる運びとなつた。之が

實に現在の同志社大學の起源である。當時生徒は僅かに八名であつたが、爾來その至誠神の如き教導は深く世人の信賴する所となつて、校運は次第に發展の機運に向つた。

（附、山本氏の令妹八重子は會津婦人の花として世に知られた人で後年その夫人となつた。）

明治九年二月、熊本洋學校の出身青年三十餘名は、故あつて相携へて同志社に入るやうになり、茲に同志社は意外の大進境を示した。これ等の青年の中には、後年名を成した海老名彈正・金森通倫・浮田和民・徳富猪一郎・市原盛宏等がある。

○その晩年と臨終 明治二十二年春母校アーモスト大學から大博士（エル、エルデイ）の學位を贈與された。此の秋東上して大學設立のために奔走し、其の大患心臓病の仇敵とも云ふべき極寒のため、東京に於て烈しき感冒に罹つて大いに衰弱し、終に大磯に轉地療養するに至つたのである。其の將に逝かんとするや、在米の恩人ハーデー氏に訣れの情を具し、宿昔の恩を謝し、更に同志社に關しては、徳

富猪一郎をして遺言を書かした。其の中に左記の如き一條がある。

一、同志社教育の目的は、其の神學・政治・文學・科學等に關はらず、皆精神活力ありて、之を邦家に盡し、眞正の自由を愛する人物を養成する事を努むべきこと。教育の任にあたる人々の眞に味ふべき事柄であると思ふ。又死に先だつ一日、左の古歌を唱へて侍者に録せしめた。

吉野山花咲く頃は朝な／＼心にかゝる峰の白雲

その四十八年の生涯は眞に徳行の人、信念の人で、教育界・基督教界の大權威であつて、實に明治の先覺者と稱すべきである。

四二 社會事業

○社會事業 社會事業とは社會連帶責任の觀念を以て、社會組織の缺陷から生ずる社會的の疾患、たとへば孤兒・貧民・行旅病者・失業者・不良少年等を治療改善し、或は之を未

發に豫防する努力を云ふのである。社會事業は屢々慈善事業と混同されてゐるが、外面的には大分類似の点もあるが、

兩者はその根柢に潜む觀念に大きな相異があり、慈善事業が慈悲・仁愛といふ個人的感情に基いて施恩的態度であるに對して、社會事業は、一有機体としての社會が連帶觀念から社會的弱者を救済する自發的行動であるのが大いに異なる点である。

我が國の社會事業も初めは窮民救助の消極的施設が多く、所謂慈善事業の域を出なかつたが、世界大戦後の改造運動と、大正十二年の大震災火災後の社會状態に刺激されて、公私本事業に注目するやうになり、府縣都市等に社會課が設けられ、内務省には社會局が設置せられて全國の社會事業の統督を掌つてゐる。

○群馬縣社會課 本縣社會課は大正十二年一月、本縣一課として創設せられ、今學務部に屬し縣知事を代表者とし、社會事業の獎勵・研究・指導・監督等をなす。其の事業は概要左の如くである。

として認可を得たのは大正十五年十二月で、會長には知事を戴いてゐる。そしてその重なる事業は次の如くである。

- 一、縣下社會事業團體の聯絡統一並に助成
- 二、社會事業の研究（研究部を設け、學務部長を以て部長として組織し、定例会議を開催して、協會會員並に學識經驗ある者を以て調査研究をなす）
- 三、生業資金の貸附及公益質屋・移民相談所・婦人保護施設の經營

○愛國婦人會群馬支部 本支部の行ひつゝある社會事業施設は主要左の如くである。

- 一、幼兒保護
 - 1. 満三歳以上學齡迄の主として労働者の子弟を晝間收容し保護者に代りて保育する
前橋市芳町 幼兒保育所
 - 2. 間食料を徴して（實費二錢）間食を與ふ
- 二、母性保護
 - 縣下の産婆に委託して貧困なる妊産婦に對し無料を以て助産をなす
群馬縣支部（縣廳構内） 委託産婆
- 三、軍事救護
 - 1. 軍人の遺族・廢兵・現役兵又は應召兵卒の家族にして貧困なるものを救助す
 - 2. 幼兒保育及委託産婆（別項所載）

○日本赤十字社群馬支部 本支部の行ひつゝある社會事業

- 一、賑恤・救済・罹災救助及軍事救護（傷病兵及下士兵卒家族中其の生活窮乏なる者を救済するため給與若くは醫療費の支給をなす）に關する事
- 二、行旅病人・行旅死亡人及精神病者看護費に關する事
- 三、住宅組合其他生活改善に關する事
- 四、失業救済及防止に關する事
- 五、幼兒保護に關する事
- 六、感化矯風及教化事業に關する事
- 七、釋放者（一定の刑期を終へて出獄せる者）保護に關する事
- 八、融和事業に關する事
- 九、方面事業（生活その他で困難してゐる者の家庭の事情を方面委員に調べさせて之を助成する仕事）に關する事

一〇、恩賜財團濟生會一般事務（貧困者治療を主として）に關する事

一一、其他他課の主管に屬せざる社會事業に關する事

○群馬縣社會事業協會 大正十年五月の設立で、財團法人

施設は左の如くである。

- 救療
 - 1. 貧困病者の施療(前橋市新町群馬支部病院)
 - 2. 無料診察(毎月一回)
 - 3. 巡回診察(診療班を派遣して貧困病者を診察す)

○上毛孤兒院 前橋市岩神町に在り、明治二十五年六月の創立にかゝり、全國にその名を知られてゐる。財團法人組織で其の事業は大体左の通りである。

- 一、育兒
 - 1. 他に養育者なき孤兒・棄兒・迷兒等を院内に於て又他に委託して教養す
 - 2. 貧困者の子女にして特に收容保護を必要と認めたる者
 - 二、幼兒保育
 - 滿三歳以上學齡迄の者を晝間收容し保護者に代つて保育す
- (前橋市秋町 前橋幼兒園)

四四 縣政の發達

○岩鼻縣 明治元年六月本縣及び武藏の西部に散在した舊幕府領地を岩鼻縣の下に一統して、治所を岩鼻村(元代官高島禪正支配地)に選定した理由は明かではないが、蓋し岩鼻陣屋は舊幕時代上武の舊幕領地を支配した歴史的關係

に基き、岩鼻縣の所管も亦上野・武藏の兩國に跨つて居つたから専ら行政上の便宜を慮つてのことであつたらうと思はれる。

○舊幕府最後の上野諸藩 慶應三年十月徳川慶喜大政奉還直後明治維新當時に於ける上野諸藩は左表の通りである。

藩	藩主	治所	領地の石高
前橋藩	松平直克(大和守)	群馬郡 前橋	十七萬石
高崎藩	大河内輝照(右京亮)	群馬郡 高崎	八萬二千石
館林藩	秋元禮朝(但馬守)	邑樂郡 館林	六萬石
沼田藩	土岐頼朝(隼人正)	利根郡 沼田	三萬五千石
安中藩	板倉勝殷(主計頭)	碓氷郡 安中	三萬石
伊勢崎藩	酒井忠強(下野守)	佐位郡 伊勢崎	二萬石
小幡藩	松平忠恕(攝津守)	北甘樂郡 小幡	二萬石
七日市藩	前田利密(丹後守)	北甘樂郡 七日市	一萬石
吉井藩	吉井信謹(侍從)	多胡郡 矢田	一萬石
草米の總高(領主の實高)			五萬四千石
現(領主の實高)			三萬三千石
石(收納高)			三萬七千石
			一萬五千石
			七千六百石
			五千五百石
			四千百石
			二千六百石
			二千百石

○藩治職制

一、明治元年十月頒布

1 執政 2 參政 3 公議人

1 知事 2 大參事 3 權大參事 4 少參事 5 權少參事

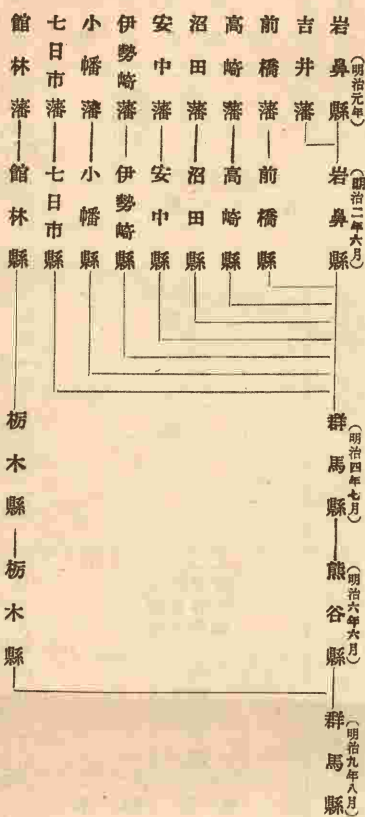
不超過二 人 有無其の便宜に従ふ 不超過二 人 有無其の便宜に従ふ

6 大屬 7 權大屬 8 少屬 9 權少屬 10 史生、廳掌 11 使部

二、明治三年九月改正

大藩 十五萬石以上
中藩 五萬石以上
小藩 五萬石未満

○群馬縣治沿革一覽表



○群馬縣治沿革郡別一覽表

郡名	明治四年十一月調	六年同八月廿一日	九年同十一月	十三年同四月廿一日	十五年同四月廿一日	十九年同四月廿一日	廿三年同四月廿一日	大正十年同四月廿一日	大正十四年同四月廿一日	現在
香妻	十月廿八日置ク									同
利根				北勢多	勢多	利根	利根	利根	利根	同
勢多				東勢多	勢多	勢多	勢多	勢多	勢多	同
群馬				西群馬	群馬	群馬	群馬	群馬	群馬	同
片岡				内前橋市	内前橋市	内前橋市	内前橋市	内前橋市	内前橋市	同
碓氷										同
綠野										同
多野				多野	多野	多野	多野	多野	多野	同
甘樂				北甘樂	甘樂	甘樂	甘樂	甘樂	甘樂	同
佐位				佐波	佐波	佐波	佐波	佐波	佐波	同
那波										同
山田	十一月十日置ク									同
新田	四月十日置ク									同
邑樂										同
縣木										同
上										上
部入										上

○縣廳分課一覽表

部	課
知事官房	秘書係・文書係・統計係
内務部	庶務課・地方課・土木課・農務課・耕地課・林務課・蠶絲課・商工課・會計課
學務部	教育課・社寺兵事課・社會課
警察部	警務課・高等課・特高課・保安課・刑事課・衛生課・工場課・健康保險課

郷土讀本所載寫眞目錄

頁	名	稱	摘	要
二	赤城山の遠望		前橋郊外敷島河原より赤城金山を望む	
八	榛名山(天神峠下ヨリ)		天神峠下新設縣道より榛名湖及榛名富士等を望む	
一一	妙義山の奇岩		金洞山第四石門より第二石門附近を望みたるものにして俗に日暮しの景といふ	
一六	横野住居址(爐址)		指定地第二號爐	
一七	横野住居址發掘大石棒		指定地内任事場或は物置と認むべき地點より發見	
二四	峽流(關東耶馬溪)		長野原町吾妻川溪谷八町からくり奇景	
二五	河川と發電所(關水發電所)		勢多郡横野村、坂東橋上手利根川對岸より望む	
二九	海老瀬貝塚遠望		南方より望む	
三六	農事試驗場の風車		農事試驗場内	
四〇	前橋二子山		前橋市天川町二子山を南方より望む	
四四	古墳出土埴輪土偶(その一)		佐波郡蓮蓮村大字八寸に於て發掘 帝室博物館藏	
四五	同 (その二)		佐波郡三郷村大字波志江に於て發掘 東京市外高田町上練馬柴田常惠藏	
六一	多胡碑		碑面全景	
六四	山上碑		同	
六六	金井澤碑		同	
七〇	貫前神社		總門より樓門を通じ御社殿を望む	
七三	國寶月宮鑑鏡		日本三銘鑑の一	

八六	新田義貞公の像	縣社新田神社藏
八八	新田義貞使用の軍旗	同 右
九六	植林(倉田村)	群馬郡倉田村市川元吉所有杉人工林
九七	貯木場	沼田驛附近のもの
九九	金山の遠望	南方太田町郊外より望む
一〇五	箕輪城址遠望	白川城見橋より望む
一〇八	群馬縣織物検査所	桐生市永樂町
一〇九	伊勢崎織物向業組合並同市場	佐波郡伊勢崎町榮町
一一七	厩橋城址	南方城壘及堀の一部
一二〇	長尾昌賢木像	群馬郡白郷井村雙林寺藏
一二二	學習堂	佐波郡伊勢崎町榮町
一二八	安中並木	碓氷郡安中町の内
一三〇	豊岡一里塚	舊中山道南側
一三二	碓氷關址	東門址附近より番所址を望む
一四一	躰躰ヶ岡公園	公園内躰躰の一郎
一四三	躰躰ヶ岡公園遠望	館林城址附近より望む
一四七	大光院	本堂正面
一五四	關孝和の肖像	原圖は富山縣射水郡作通村石黒津太郎所藏
一五四	關孝和の肖像	肖像は東京帝國大學史料編纂係の蒐集に係るもの
一六四	鹽原太助の肖像	財團鹽原太助遺蹟保存會藏
一六五	鹽原太助の生家	利根郡新治村下新田所在

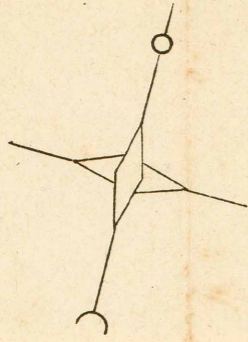
一六九	設立當時の原富岡製絲場	原富岡製糸所所藏 錦繪による
一七二	高山彦九郎の像	鈴木我古筆 金井之恭編纂「高山操志」所載
一八四	金井烏洲の像	烏洲弟研香翁筆 東京金井四郎所藏
一八五	金井烏洲の作品	遺族金井之文所藏
一九五	小栗上野介忠順の肖像	遣米使節として米國にありし折米人の撮りたるもの當時三十二歳
一九九	堀口藍園の肖像	群馬郡澁川町堀口藤造所藏(藍園の妹筆)
二〇九	新島襄の肖像	安中教會藏
二一九	舊群馬縣廳舎	大支關並廳舎の一部 縣土木課寫眞による
二二〇	群馬縣廳並同縣會議事堂	東南方より望む

郷土讀本訂正再版正誤表

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
一〇六	二	十一萬石	十二萬石	一七八	五	亥月	亥日
九八	二	保安林森林	保安林森林	同	同	八十九歲	八十八歲
九四	四	大字羽尾	大字羽根尾	一七四	二	天明七年	天明六年
八五	一	可美都介の	可美都介の	一六六	八	七十七歲	七十四歲
八四	一一	「鉢の木」	「鉢木」	一六二	九	十一月	十二月
七二	一一	皆	概ね	一五九	五	第二回の	第二回後の
五七	六	奉齋	所藏	一五五	一三	一七二七	一七一六
五七	六	今は御神體	今に寶物	一五四	七	義種	吉種
五一	四	吉祥寺	吉祥寺	一五三	二	收容所	收容所
四八	五	「吾嬬者耶」	「吾嬬者耶」	一四五	二	別に	(削除)
四四	四	墳内	附近	一四一	一〇	館林町躑躅ヶ岡公園	躑躅ヶ岡公園
二九	八	腐蝕土	腐植土	一三五	五	礫場	礫場
九	九	明治四年	明治十七年	一二二	一	學習館	學習堂
五	一一	道玄	道元	一一三	五	勘解由衛門尉	勘解由左衛門尉

一七九	一〇	松聽	松聽	一九四	六	村上	村垣
一八三	一〇	泰鳥洲	泰鳥洲	二〇八	一	十六歲	十四歲
一八九	五	菩提所	菩提所	二二三	一〇	七實業學校	八實業學校
一九二	八	水がみ上	水がみ上				

郷土讀本地名地圖



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

昭和七年五月二十五日印刷
昭和七年六月一日發行

郷土讀本細說

定價金四拾錢

著者 社団法人 群馬縣教育會

發行者 社団法人 群馬縣廳內 群馬縣教育會

右代表者 今井雅一郎

高崎市九藏町一〇三番地

印刷者 吉田吉次郎

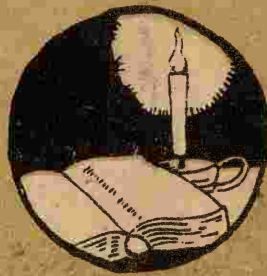
著作權
所有

發行所 群馬縣廳內 社団法人 群馬縣教育會

2800



Faint, illegible text arranged in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is too light to transcribe accurately but appears to be organized into several columns.



群馬県立図書館



0221451-8

029 群馬県立
図書館